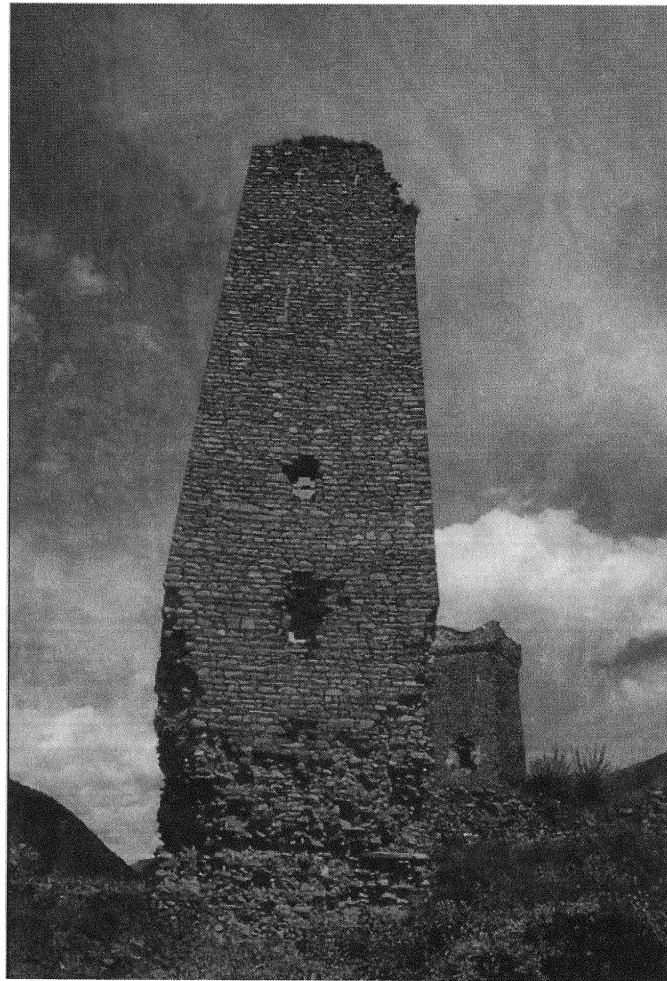


ISSN 1347-6319

早 稻 田 大 学

長江流域文化研究所年報

創刊号



2002 年 7 月

長江流域文化研究所年報

創刊号

二〇〇二年七月

ISSN 1347-6319

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE OF CHANG VALLEY CULTURE

No.1

July 2002

CONTENTS

Preface to the premier publication

Kudo Motoo

Features: The problems concerning Qiong (邛) and Qiongdu (邛都)

"Qiong" (邛) and "Qiongzhu-zhang" (邛竹杖)

Li Shaoming

Shubu (蜀布) and Qiongzhu-zhang (邛竹杖)

Kudo Motoo

The historical developments of the tales about the Xian He (陷河) and Zhang Yazi (張亞子) : From a snake god of Qiongduyi (邛都夷) to Wenchangdijun (文昌帝君) of Taoism

Mizuma Daisuke

Annotated translations

An annotated translation of the bamboo-scripts from the Han (漢) tomb 247 at Zhangjiashan (張家山) (1) : An annotated translation of Ernian·luling (二年律令) (1)

The research group of bamboo and silk manuscripts, Waseda university
An annotated translation of the biographies of Nanman (南蠻) and Xinanyi (西南夷) in "Houhanshu" (後漢書) (1)

The research institute of Chang valley culture, Waseda university

Investigation records

The investigation diary about scriptures of the Bon religion at the Dadu He (大渡河) area in autumn of 2000

Kudo Motoo

早稲田大学

長江流域文化研究所年報

創刊号

二〇〇二年七月

創刊の辞

長江流域文化研究所所長 工藤 元 男

本研究所は、先端研究を推進するため活動期間を最大五年に定めて行う新しい組織体としての「プロジェクト研究所」の一つとして、二〇〇〇年四月に発足した。研究の主たる目的は、長江上流域の巴蜀文化、中流域の楚文化の研究を通じて、中国古代文明の形成過程を長江流域から照射し、新たな中国古代文明論を構築することにある。

そのため本研究所は前身の長江流域文化調査隊のときから、四川大学哲学芸術学院内に「中日合作研究中心」を設立し、ここを中核として成都市文物考古工研究所、四川省民族研究所、武漢大学人文科学学院などと提携して共同調査研究を行ってきた。

本研究所で行われる研究分野は、①古代西南夷・楚史に関する文献学的研究、②巴蜀史・楚史の考古学的研究、③四川・湖北の少数民族に関する調査、④楚簡・秦簡・漢簡研究、等々である。それらの調査研究の成果を形式や枚数を気にせず、自由に発表できる媒体として、このたび研究所年報を公開することにした。

一九九六年秋の宝墩遺址の発掘調査以来、本学より多大な支援をいただいたことが、本研究所の出発点となった。末尾ながら、篤く謝意を表する次第である。

二〇〇二年七月三一日

目次

創刊の辞	工藤元男	i
特集 邛・邛都をめぐる諸問題		
「邛」と「邛竹杖」	李紹明	1
	(本間寛之 訳)	
蜀布と邛竹杖	工藤元男	9
陷河・張亜子説話の歴史的展開		
——邛都夷の蛇神から道教の文昌帝君へ——	水間大輔	31
訳注		
張家山第二四七号漢墓竹簡訳注(一)		
——二年律令賊律訳注(一)——	早稲田大学簡帛研究会	71
『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注(一)	早稲田大学長江流域文化研究所	97
調査記		
二〇〇〇年度秋の大渡河流域ボン教經典の調査日誌	工藤元男	163

表紙：四川省阿坝藏族羌族自治州のチベット族の碉楼

「邛」と「邛竹杖」

李 紹 明

(本間寛之 訳)

二〇〇一年夏、わが学友である日本・早稲田大学東洋史教授の工藤元男氏が成都を訪問された際、「邛」や「邛竹杖」について、また、「小涼山に邛竹杖があるか否か」といった事を話題にしたが、詳しくお話しする時間が取れず、短文にてお答えすることとなった。今、拙文を書き終えたが、行き届かない点があれば、諸先学のお教えを乞いたい。

一、「邛」あるいは「邛都」について

「邛」はわが国の古族の名称であるとともに、古い地名でもあるが、いずれが先でいずれが後であろうか。今、これを知ることができないものの、一般的には、族名を以って地名にしたとすべきであろう。「邛」の名称は、早くも秦漢時代には存在した。『史記』西南夷列伝には、「南夷の君長は什を以て数う。夜郎、最大なり。其の西、靡莫の属は什を以て数え、滇、最大なり。滇より以北、君長は什を以て数え、邛都、最大なり。此れ皆椎髻・耕田し、邑聚有り」⁽¹⁾とある。「邛」はすなわち「邛都」であり、当時、「邛」が大族であるのみならず、居室と高度な農業文明を有していたことをも知ることができる。漢の司馬遷はまた、『史記』貨殖列伝において次のようにも述べている。「巴蜀は亦沃野にして、地は扈・葷・丹砂・石・銅・鉄・竹・木の器饒し。南は滇・僂を御し、僂僮あり。西は邛笮に近く、笮馬・旄牛あり。然るに四塞し、棧道千里、通ぜざる所無し」⁽²⁾。ここから、漢代初期には巴蜀内地と邛・笮一帯には既に比較的便利な交通が開けていたことがわかる。

「邛」と「邛竹杖」(李)

前漢初期、武帝が西南夷を経営し、ついに「邛都」を版図に納め、あわせて郡県を設置した。『後漢書』西南夷列伝は以下の

ように伝える。「邛都夷は、武帝の開く所、以て邛都県と為す。……後、復た反叛す。元鼎六年、漢兵、越嶲水より之を伐ち、以て越嶲郡と為す。土地の平原なるを以て、稲田有り。俗は遊蕩多く、謳歌を喜ぶこと、略牂柯と相い類す」⁽³⁾。漢の越嶲郡は今の涼山州に相当する。

「邛都」はどのような民族系統に属していたのであろうか。この問題については、これまで様々な説がある。ここ三十年来、安寧河流域の冕寧・西昌・德昌・喜徳・越西・米易の諸県で一種の大石墓が発見されている。考証によれば、「邛都」人と密接な関係があり、その遺物と考えられるので、「邛都」人の民族分類問題を解決するための拠り所が提供されたわけである。目下、多くの学者は「邛都」人が古濮越系民族、すなわち現今のチワン・トン語族（壮・侗語族）の民族に属し、古氐羌系民族、すなわち現代のチベット・ビルマ語族に属する現在の当地の彝族は、民族の来源からみて、別の存在である、と考えている。しかし、彝族の先民である叟人もまた、当地の古い民族であり、秦漢時代には既にこの地に定住していた。彼らと「邛都」人は共存の関係があつたのである。だが、「邛都」人の直系の後裔は、今の涼山州一帯では求めることが困難である。この話については、拙著『李紹明民族学文選』（一九九五年、成都出版社）七五七―七六八頁所載の「邛都夷与大石墓族属問題」を参照されたい。

二、「邛竹杖」について

「邛竹杖」という言葉は古く漢代の文献に見える。『史記』大宛列伝に張騫の言葉を以下のように載せる。「臣、大夏に在りし時、邛竹杖・蜀布を見ゆ。身毒は大夏の東南数千里ばかりに在り、と。以て騫、之を度るに、大夏は漢を去ること万二千里、漢の西南に居り。身毒国は又、大夏の東南数千里に居り、蜀物有り。此れ、其の蜀を去ること遠からざるなり、と。天子欣然とし、騫の言を以て然りと為し、乃ち騫をして蜀・犍より間使を發すを為さしめ、四道并せて出づ。出づるに、冉に出で、徒に出で、邛・僂に出で、皆各の行くこと一、二千里。終に（身毒国に）通ずるを得る莫し」⁽⁴⁾。張騫が開通させようとしたこ

の邛・犍道路こそ、こんにち通常言うところの「西南シルクロード」である。実際には、民間において、このルートは早くから開かれていたが、当時の官道がなかなか開通しなかっただけである。

「邛竹杖」とは一体、どのようなものであろうか。時が経ちすぎているため、今や分からなくなってしまっているが、蜀中と邛の地は昔から竹を産しており、ここが「邛竹杖」の産地であることに問題はない。「邛竹杖」の具体的な産地については、清の顧祖禹が『讀史方輿紀要』巻七二・四川七・犍道県条に「邛崃山は、県の東四十里、一名邛笮山、一に邛犍山と曰う。山は峻阻にして凝氷は夏に結び、冬は則ち寒を聚む。竹を産し、高節にして中実、所謂邛竹杖なり。九折坂有り、亦、邛崃坂と曰う。李吉甫曰く、邛崃山、沈黎より直走すること千里、臨邛に至りて環抱して鎮山と為ると云う、と」⁽⁵⁾とある。考察によれば、この山は犍道と漢源の二県の間であり、現在は大相嶺と呼ばれ、蜀漢の丞相諸葛亮が南征の折にこの地を過ぎたことを記念して名づけられたと伝えられているが、実際には根拠のない話である。ここは古代の馭道が必ず經由する地であり、高く険しい地勢ではあるが、道行く人の絶えないところでもある。現今の道路はその西側より通過し、古道は元の価値を失っている。私がかつて現地に向いて実地調査した際には、確かに顧氏が書中に言うところの竹が存在したが、これがすなわち漢代の張騫の言うところの「邛竹」であるかどうかは、詳らかにしえない。顧氏は清代の人であり、漢代を隔たること遠く、その言葉が信用できるかどうかが問題である。

邛崃山については何故にこのように命名されたのであろうか。先人にも解釈するところがある。例えば、『続漢書』郡国志の犍道県・旄牛県条、劉昭注に引く『華陽国志』佚文には、「邛崃山、本と邛笮山と名づく。故の邛人・笮人の界なり」とあり、また、「邛人の蜀より入るに、此の山を度る。甚だ陰難にして、南人之を毒とし、故に邛崃と名づく」とある⁽⁶⁾。また、明の顧炎武の『天下郡国利病書』巻六八・四川四は黎州（今の漢源）条に云う。『志』に云う、司治の五里に邛崃山有り。言うころ、邛・笮の人の入蜀するに、此の山に従いて来ればなりと。亦、界山なり。『漢書』は邽に作り、『華陽国志』は崃に作り、『水經』は来に作り、『開路記』は来に作る。其の説同じならず」と。また、『漢書』に、王陽、益州刺史と為るに、行部して邛崃九折坂に至る。嘆じて曰く、先人の遺体を奉り、奈何ぞ此の險に数乗せん、と。後、病を以て去る。王尊の刺史と為るに及び、

其の坂に至りて吏に問いて曰く、此れ王陽の畏るる所の道に非ずや、と。吏、対えて曰く、是なり、と。尊、其の馭を叱りて曰く、之を驅けよ。王陽は孝子と爲る。王尊は忠臣と爲らん、と。今、祠の山下に在る有り。又、叱馭橋の司境内に在る有り」ともある。⁽⁷⁾ 以上の記述はこの山の険しさを説明する以外に、その名称の由来についても何種類かの異なつた説を示している。卑見によれば、邛崃山はすなわち、邛人がこれによつて来た山である。「邛人」は元々漢の越巂郡の地に居住していたが、北上して蜀に入るには必ずこの山を経ねばならず、故にこれに基づいて名づけられたのである。笮人については、主に「邛人」の北の、漢代の沈黎郡（今の漢源）に居住しており、笮人が北上する際にもまた、この山を経由する必要があつた。故にこの山は「邛」「笮」人の境界の山では決してなく、また、「邛人」が蜀から南下する際に通る山でもない。古人は状況に詳しくなかつたために、不正確な解釈をしてしまつたのである。「邛人」が北上した後、今の滎經および邛奉の一带には彼らの痕跡が多少残っている。例えば、今の滎經県は、漢代には嚴道県であつた。『漢志』嚴道県条には以下のような記述がある。「邛崃山は、邛水の出づる所、東して青衣に入る。木官有り」⁽⁸⁾。邛水は、現在は滎經水と呼ばれ、邛崃山北麓に源を發し、南から北へと流れて青衣江に合流する。邛水と名づけられているからには、その地は元々邛人の居住地であつたはずである。また、今の邛崃市は、漢代の臨邛県である。『華陽国志』蜀志の臨邛県条には、「本と邛民有り、秦始皇、上郡（の人）を徙して之を實たす。布濮水有り、布濮より来りて文井江に合す」⁽⁹⁾とある。この県の名は臨邛であり、「邛人」に近臨であるという意味であろう。また、そこには布濮水があり、これもまた「邛人」が古濮越系の民族であることを証明している。以上から、秦漢時代の邛人の本拠地は、今の安寧河谷から西昌一带にあるが、そのうちの一部が北上し、邛崃山（大相嶺）を越えてゆき、また、分散して青衣江流域の滎經および成都平原西部と邛崃の一带に達したのである。以上の各地方は、古来より今に至るまで、竹を産している。卑見によれば、「邛人」の居住する地域で産する堅牢な竹杖は、皆「邛竹杖」と呼んでいいのであり、邛崃山（大相嶺）に産する竹の杖に拘泥する必要はないのである。

三、小涼山の「邛竹杖」について

小涼山は二箇所存在する。一つは雲南にあり、一つは四川にある。一般には雲南省の麗江地区に所属する華坪・永勝・寧蒭など数県の山岳地区を小涼山としている。同時に、また四川省樂山市に所属する馬辺・峨辺・沐川などの数県および宜賓市所属の屏山県と涼山州所属の雷波県一帯の山岳地区をも小涼山としている。これら雲南・四川の二箇所の小涼山が「邛竹杖」を産するという説は史籍には見えないが、最近出版された一部の書籍には四川の小涼山が「邛竹杖」を産するという記述が見られる。

『馬辺彝族自治県概況』（一九八九年、四川民族出版社）は第1章第4節で、「大節竹は、また邛竹ともいい、四川省西南に原産する。馬辺県の山林地区では多く産する。大節竹は、節が大きいことから名づけられ、幹はまっすぐで堅牢、形が美しい。古く『竹譜』の注に、大節竹、高節適中し、状は人の若く、剖きて杖と為す可し。之を扶竹と謂い、或いは扶老竹と曰う、とある。大節竹の柔らかい竹の子は、パンダの好む食物である。大節竹の杖はわが国古代に最も早く輸出された商品の一つである。『史記』の記載によれば、漢の武帝の元狩元年（紀元前一二二年）、張騫が西域を通つて大夏国（今のアフガニスタン）に至つた時、蜀布と四川産の邛竹杖を見たという」と述べている。このほか、雷波などの土地でも、大節竹を「邛竹」とし、大節竹の杖を「邛竹杖」とする類似した話が出現している。

大節竹については、今の四川省西南部と四川省の小涼山一帯ではどこにもあり、今の沐川と屏山、馬辺の各県が交わる五指山に産するものが最も有名である。五指山の最高峰である老君山は海拔二〇〇八メートル、その四周に産する大節竹は質が堅く、形は美しく、杖を作るには格好の材料である。私はかつて現地に行つて実地調査をしたが、民間では「大節竹」あるいは「羅漢竹」と呼んでいて、「邛竹」という呼び名は聞いたことがなかった。今、馬辺などで付会して「邛竹」とするのは、一地方の解釈であつて、影響はまだ大きくはなかった。

「邛」と「邛竹杖」（李）

ところが、近年出版され、権威のある『四川百科全書』（一九九七年、四川辞書出版社）の六八五頁「邛竹杖」の項に同じよ

うな説が述べられたため、その影響が大きくなり、少なくとも何人かの日本人学者もがこの問題の存在に気付いたのである。その本では、「邛竹杖は、古代の手工芸品であり、邛竹で作られた杖である。一に「筇竹杖」に作る。邛竹は漢代の邛山（すなわち今の榮經・漢源の間の大相嶺。一説に今の邛崃市西にある邛崃山）の竹であり、節は高く、中実で、「扶老竹」・「羅漢竹」・「暴節竹」などの呼び方もある。漢代以前には邛都夷の活動していた今の涼山州及び雅安地区に分布していた。『漢書』張騫伝には張騫が漢の武帝に対して行なった報告を記している。「臣、大夏に在りし時、邛竹杖・蜀布を見ゆ……」と述べている。このように、ここには少なくとも二つの問題が存在する。その一は、既に言及したように、張騫の見た「邛竹杖」が一体何であるのか、ということである。今はそれが何であるかを正確に示すことはできず、当然、今の人が推測にまかせて任意に某種の竹を「邛竹」とすることは出来ない。その二は、今の小涼山一帯は、漢代には既に叟人、すなわち彝族の祖先の一つである馬湖部が居住していたが、文献記載および考古発掘からは「邛」人の足跡を見出しえていない、ということである。「邛」人がいないのに、「邛竹」があるのだろうか。もとより、四川省の大・小涼山は古くから交通の連絡があつたのであるから、我々は小涼山の竹杖が大涼山の「邛」の地に運ばれて売られ、さらに「邛竹杖」の名前が使われた可能性を排除はできない。しかし、結局のところ、それは推論であつて、拠るべき根拠を持っていないのである。要するに、現今の経済発展と地方特産品および観光用品の開発にあたっては、決して事実のはきちがえを起こさず、史実に対して随意に解釈することを慎まねばならない、ということである。歴史を尊重し、歴史に本来あるべき姿を返すことは、人類が普遍に守らねばならない原則である。

訳者補注

(1) 『史記』卷一一六・西南夷列伝には「西南夷君長以什數。夜郎最大。其西靡莫之屬以什數、滇最大。自滇以北、君長以什數、邛都最大。此皆雕結耕田、有邑聚」とある。

(2) 『史記』卷一二九・貨殖列伝に「巴蜀亦沃野、地饒厩・薑・丹沙・石・銅・鐵・竹・木之器。南御滇・犍・犍。西近邛笮、笮馬・旄牛。然四塞、棧道千里、無所不通」とある。

- (3) 『後漢書』卷八六・南蠻西南夷列伝・邛都夷条には「邛都夷者、武帝所開、以爲邛都縣。……後復反叛。元鼎六年、漢兵、自越嶲水伐之、以爲越嶲郡。其土地平原、有稻田。……俗多游蕩、而喜謳歌、略與牂柯相類」とある。
- (4) 『史記』卷一二三・大宛列伝に「臣在大夏時、見邛竹杖・蜀布。……身毒在大夏東南可數千里。以騫度之、大夏去漢萬二千里、居漢西南。今身毒國又居大夏東南數千里、有蜀物。此其去蜀不遠矣。……天子欣然、以騫言爲然、乃令騫因蜀犍爲發間使、四道並出。出驪、出犍、出徙、出邛・犍、皆各行一二千里。……終莫得通」。
- (5) 圖書集成本『說史方輿紀要』卷七二・四川七・榮經県条に「邛崃山。縣東四十里、一名邛笮山、亦曰邛犍山。山峻阻凝冰夏結、冬則劇寒。産竹、高節而中實、所謂邛竹杖也。有九折坂、亦曰邛崃坂。李吉甫曰、邛崃山、自沈黎直走千里、至臨邛環抱爲鎮山云」とある。
- (6) 『統漢書』郡国志・蜀郡属国・嚴道県条劉昭注に引く『華陽国志』佚文には「邛崃山、本名邛笮山。故邛人・笮人界也」とあり、また同書旄牛県条の劉昭注に引く同書佚文には「邛人自蜀入、度此山。甚險難、南人毒之、故名邛崃」とある。
- (7) 圖書集成本『天下郡国利病書』卷六八・四川四・黎州条に「志云、司治五里有邛崃山(手稿本:邛徠山)。言邛笮之人入蜀、從此山而來也。亦界山矣。漢書作邽、華陽國志作崃、水經作來、開路記作萊。其說不同」とあり、また「漢書、王陽爲益州刺史、行部至邛崃九折山(手稿本:九折坂)。歎曰、奉先人遺體、奈何數乘此險。後以病去。及王尊爲刺史、至其坂、問吏曰、此非王陽所畏道耶。吏對曰、是。尊叱其馭曰、驅之。王陽爲孝子(手稿本:王陽爲孝王子)。王尊爲忠臣(手稿本:尊爲忠臣)。今有祠在山下。又有叱馭橋在司境内」とある。なお、丸括弧内に顧炎武手稿本(未定稿・不分卷、中文出版社、一九七五年)第二〇冊・四川における相違箇所を示した。
- (8) 『漢書』卷二八地理志上・蜀郡・嚴道県条には「邛崃山、邛水所出、東入青衣。有木官」とある。
- (9) 国学基本叢書本『華陽国志』卷三・蜀志・臨邛県条には「本有邛民、秦始皇、徙上郡實之。有布濮水、從布濮來合文井江」とある。

蜀布と邛竹杖

工藤 元男

はじめに

前漢の武帝が北方の遊牧騎馬民族匈奴と戦うため、西方の月氏との同盟を計画して張騫を西域に派遣した挿話は人口に膾炙している。そして彼が帰国の途中に立ち寄った大夏（アフガニスタン北部）で「蜀布・邛竹杖」を目撃し、それらは大夏の商人が身毒（インド）で買い入れたものであることを知り、これより蜀から身毒を通過して大夏に至る交易ルートの存在を推定し、これが「西南シルクロード」開拓の契機になったこともよく知られたその一齣である。この西南シルクロードに関して、日本ではあまり議論されないが、中国では近年比較的活発な議論が展開されている。しかしその原点とも言うべき蜀布と邛竹杖については解釈が多岐に分かれている。そこで小論ではこれまでの議論を再検討し、蜀布と邛竹杖の実体、ならびにそれに関連する蚕種の西伝伝承について考察したいと思う。

一、邛竹杖をめぐる諸問題

当該問題に関する基本史料の一つの『史記』卷一一六・西南夷列伝に、次のようにある。

及元狩元年、博望侯張騫使大夏來、言「居大夏時見蜀布・邛竹杖、使問所從來。曰、（從東南身毒國、可數千里、得蜀賈人市）。或聞（邛西可二千里有身毒國）。騫因盛言、「大夏在漢西南、慕中國、患匈奴隔其道。誠通蜀、身毒國道便近、有利無害」。於是天子乃令王然于・柏始昌・呂越人等、使間出西夷西、指求身毒國。至滇。滇王嘗羌乃留、爲求道西十餘輩。歲

餘、皆閉昆明、莫能通身毒國。滇王與漢使者言曰、「漢孰與我大」。及夜郎侯亦然。以道不通故、各自以爲一州主。不知漢廣大。使者還、因盛言、「滇大國、足事親附」。天子注意焉。

文中の邛竹杖について『史記集解』は、

韋昭曰、「邛縣之竹、屬蜀」。瓚曰、「邛、山名。此竹節高實中、可作杖」。

とする三国呉の韋昭と晉の臣瓚の両説を挙げている。すなわち韋昭は邛竹杖を蜀郡の邛県に産する竹とし、これに対して臣瓚は邛を山名とし、その山に産する竹は節が高く中が詰まっており、杖を作るのに適している、としている。そこでまず韋昭注を検証するため『漢書』卷二八・地理志下の蜀郡条をみてみると、そこに臨邛県はみえるが邛県はみえない。張騫が邛竹杖・蜀布に言及しているもう一つの史料は、『史記』卷一二三・大宛列伝の次の文である。

臣在大夏時、見邛竹杖・蜀布。

『史記正義』はこの文に対して、

邛都邛山出此竹、因名邛竹。節高實中、或寄生、可爲杖。布、土蘆布。

と注し、邛竹杖の産地を「邛都の邛山」としている。邛都とは西南夷の邛都夷の地に置かれた県で、前漢では越巂郡に属し、現在の西昌市および凉山地区に相当する⁽¹⁾。この「邛都の邛山」について、『史記』大宛列伝を転載する『漢書』卷六一・張騫伝の「臣在大夏時、見邛竹杖・蜀布」の文に対して、王先謙の『漢書補注』は、

邛山即地志嚴道下之邛來山。『元和志』邛來山在今榮經縣西五十里、山出竹、高節實中、堪爲杖、名邛竹、因山以爲名也。と注している。すなわち王先謙は、邛山は『漢書』卷二八・地理志の蜀郡嚴道の原注に、

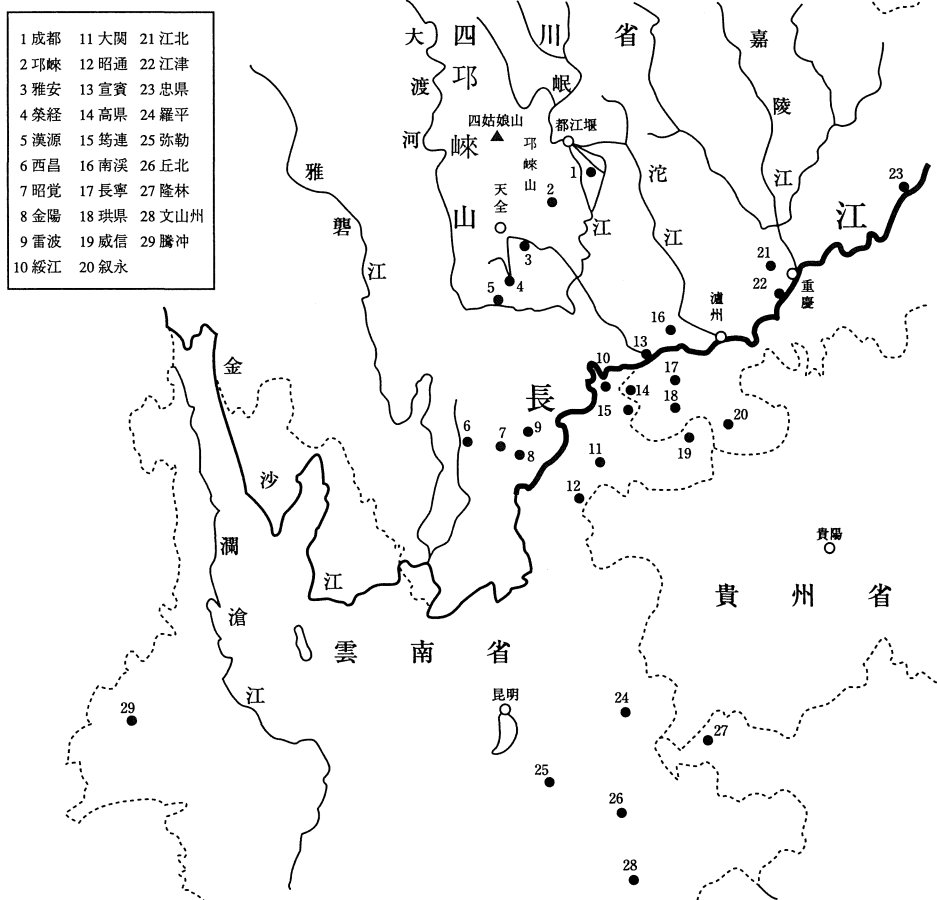
邛來山、邛水所出、東入青衣。

とある邛來山のことであると指摘した上で、『元和郡縣圖志』卷三二・劍南道中・榮經縣の条に、

邛來山、在縣西五十里。本名邛笮山、故笮人之界也。山嚴峭峻、出竹高節實中、堪爲杖、因名山也。

とある文をその論拠としている。しかしこの解釈は邛竹杖が邛來（嶽）山の名に由来することを主張するだけで、張守節が「邛

蜀布と邛竹杖（工藤）



都の邛山」と注している「邛都」との関係については論及しておらず、不徹底を免れないが、この解釈は顧祖禹の『讀史方輿紀要』にも継承されている⁽²⁾。

このように『元和郡県図志』と『讀史方輿紀要』は邛竹杖の産地を邛崃山としているが、その邛崃山には広狭両義がある。広義では横断山脈の最東の支脈として岷江と大渡河の間を南北に走る山地を総称し、海拔六二五〇メートルの四姑娘山がその主峰である。狭義では都江堰市と天全県以西、大渡河以東の高山の総称である（地図参照）⁽³⁾。邛崃山は成都平原と川西高原の自然境界をなす山脈として知られている。その東麓に位置する現在の邛崃県は秦代の臨邛県に起源し、秦漢時代には蜀郡に属した。したがって韋昭が「邛縣の竹なり、蜀に属す」と注する「邛県」とは臨邛県を指すとみてよい。以上の検討から、邛竹杖はその産地に由来する名称で、その産地として邛都県・邛崃山・臨邛県の三者が挙げられていることになる。

一方、この邛竹杖にまつわる伝説が四川南方の雲南にあり、李昆声氏によると次の如くである⁽⁴⁾。

宋代の大理国で鄯闐（昆明）侯高光と弟の高智の兄弟が、昆明の西郊にある玉案山で狩し、犀を追いかけていたとき、忽然として仙僧が現れ、杖にしていた箒竹杖を地に落とすと、それに根が生え、翌日そこは一面に密生した箒竹に化していた。そこで高氏兄弟はその地に寺院を建立し、箒竹寺と命名したという。箒竹寺がじつさいに建立されたのはこの伝説より後、すなわち元代初期の雄弁法師によるもので、中原の禅宗がこの地に伝来したときの最初の寺とされている。ともあれこの伝説によれば、邛竹杖は後代の雲南地方でも繁殖していたことになる⁽⁵⁾。

このように、邛（箒）竹は史乗に知られた竹であるが、しかしその分布や自生の状態などについては近年までほとんど不明であった。本格的な学術的報告がなされるようになったのは、ようやく一九八〇年代になってからである⁽⁶⁾。李德銖・薛紀如の両氏によると、箒竹属 *Qiongzhueta Hsueh et Yi* は近年新たに立てられた属で、この属は箒竹 *Qiongzhueta tumidinoda Hsueh et Yi* を模式種（モデル種）とし、その中にはさらに大葉箒竹・細稈箒竹・平竹・柔毛箒竹・光竹・実竹子・三月竹なども含まれる。それらは湖北・貴州・四川・雲南等の各省に分布し、海拔一五〇〇〜二二〇〇呎の山岳地帯、常緑広葉樹の下に生育する⁽⁷⁾。箒竹はさらに羅漢竹・宝搭竹・算盤竹などの別名を持つ。稈の高さは六呎に達し、直径は一〜三寸、節と節の間は一〇〜二五寸、基部の数節は中が詰まっている。稈の周りはボタン二つが合わさったように激しく隆起している。この節の独特の形、あるいは枝葉の繊細さから観賞用の竹として親しまれ、杖や手工芸品を作る材料とされてきた⁽⁸⁾。また林鴻榮氏によると、先秦〜明清における邛竹の分布は、西南の榮經・西昌・昭覺・金陽・珙県・高県・筠連・南溪・叙永・江津・江北・忠県・綏江・大関・昭通・威信・弥勒・羅平・丘北、および広西の隆林、湖北の龜山、としている⁽⁹⁾。さらに藍勇氏はこの分布区域に加えて、歴史時期の成都・邛崃・漢源・雅安・宜賓・雷波・長寧・騰冲および雲南省文山州の諸県を挙げ、その主要分布を川西・川南・滇西・滇南そして滇東北の地区とし、それらの分布地には「南方絲綢之路」の主線支線が放射状に広がっており、邛竹杖はこのルートに沿って外へ輸出された、と推定している⁽¹⁰⁾。

これらの諸説に従って、箒竹の分布地を地図に落とすと図のようになる。みられるように、これらの分布地は先に邛竹杖の産地と指摘されてきた邛都県・邛崃山・臨邛県の範囲をはるかに超えるものである。そのため邛竹杖の名の由来は、さらに別

の観点から考えなければならなくなる。

邛都県・邛崃山・臨邛県はともに「邛」を冠する地名で、それは西南夷の邛都夷と深くかわると考えられる。邛都夷の住地は前漢武帝に経略されて邛都県となり、その一帯には越嶲郡が開置された。郡治の邛都県は現在の西昌東南にあたる。また『続漢書』郡国志五・蜀郡属国の嚴道条で劉昭が注引する『華陽国志』に、

邛崃山、本名邛笮、故邛人・笮人界也。

とあり、これによると邛崃山はもと邛笮と言ひ、邛都夷と笮（笮）都夷の自然境界であるとする。そこで桑秀雲氏は、邛都夷はその東、笮都夷はその西に分布していたと解している⁽¹¹⁾。同条の劉昭注引の『華陽国志』にはさらに、

邛人自蜀入、度此山甚險難、南人毒之、故名邛崃。

とあり、邛崃山と邛都夷の関係が述べられている。これによれば邛都夷は蜀にも分布していたことになる。『華陽国志』卷三・蜀志・定笮県の条にも、

汶山曰夷、南中曰昆明、漢嘉越嶲曰嶲、蜀曰邛、皆夷種也。

とあって、蜀の夷種を邛都夷としている。『華陽国志』卷三・蜀志・蜀郡・臨邛県の条にも、

郡西南二百里、本有邛民。秦始皇徙上郡實之。

とあり、臨邛県の地には元来邛都夷がいたけれども、秦の始皇帝のとき上郡の民をここに移住させた、としている。そのため桑秀雲氏は、秦代の邛都夷は蜀地の邛崃山以東（現在の邛崃県一帯）にあり、漢代になると越嶲郡を中心に分布していたと解している⁽¹²⁾。桑秀雲氏はこうした邛都夷の分布の拡大を氐人の遷徙の一環として捉えている。すなわち邛都夷・笮都夷・冉駹の分布地区は氐人の南遷のルート上にあり、その一部はこの遷徙の過程で土着して邛都夷などの部族となったが、その後も遷徙はつづき、東は巴蜀から川東をへて顎黔などにおよび、さらに長江を東に下って湖北・江西・安徽に至り、北は河南・山東に至ったとする⁽¹³⁾。ただし冉駹の構成種族には氐の他に羌が含まれることは明らかなので⁽¹⁴⁾、邛都夷・笮都夷・冉駹の母胎を一括して氐と論断する桑氏の見解は不正確なのであるが、しかし少なくとも邛都夷の分布地域が邛竹杖の分布地域と重なる点に

注目する必要がある。これらのことから邛竹杖の「邛」の由来は邛都夷の分布地区および移動地区が邛竹杖の分布地区と重なっているために生まれた名称と解される。それならば邛都県・邛崃山・臨邛県も邛竹杖の分布地区と重なるので、結果的には必ずしも誤りではないことになるう。

二、蜀布をめぐる諸問題

では蜀布とは何であろうか。この蜀布の実態をめぐる藍勇氏は近年の諸説を次の三つに整理している⁽¹⁵⁾。①哀牢附近の僚・濮の産する木棉の織物で、蜀の商人によって仕入れられたためそのように呼ばれたとする説⁽¹⁶⁾、②高級な絹織物の一種とする説⁽¹⁷⁾、③麻織物の細布の一種で、漢代の黄潤筒布とする説⁽¹⁸⁾である。前引の『史記』大宛列伝を転載する『漢書』卷六一・張騫伝では、文中の「蜀布」に対して、顔師古注が、

布、細布也。

とする服虔の説を引用している。つまり「蜀布」とは「蜀の細布」であるという解釈である。この蜀の細布について、饒宗頤氏は次のような史料を挙げている。第一に『説文』一三篇上・糸部の「縵^せ」字について、

蜀細布也。

とある「縵」である。ただし『説文解字義証』卷四一・糸部に引くところの『一切経音義』八に見える『説文』では「蜀白細布也」に作っている。第二に『太平御覧』卷第八二〇・布帛部七に引く『説文』に、

……縵、蜀布也。

とある「縵」である。第三に『説文』一三篇上・糸部に、

縵、細布也。……

とあり、「縵」はまた麻に从う「縻」にも作る。以上の史料に基づいて饒宗頤氏は、縵は細布の通称、縵は蜀の細布の固有名で、

張騫がみた蜀布が細布であるならばそれは縹のことであるとし、さらに漢代人は蜀布を黄潤と言ったとも指摘している。⁽¹⁹⁾ 縹を蜀布の固有名とする饒宗頤氏の指摘は正しいが、しかしそれ故に「縹」のみを張騫のみた蜀布と即断するのは如何なものであろうか。氏の挙げたこれらの史料から、むしろ我々は次のように概括できるように思われる。「縹」は細布の通称であり、そのような蜀の細布として「縹」・「縹」・「黄潤」などがあつた、と。ではこれらの蜀布は具体的にどのようなものだったのか。前漢末の揚雄はその「蜀都賦」という有名な作品の中で、成都の手工業の精巧殷富さを次のように描写している。

其布則細（都）〔縹〕・弱折、錦繡成衽、阿麗纖靡、避晏與陰。蜘蛛作絲、不可見風。箒中黄潤、一端數金。⁽²⁰⁾

これを張震澤氏の注釈を踏まえて訳すと次のようになる。

成都で織られている織物、すなわち細縹（細い葛布）、弱折（布名。材質は不明）、錦繡（生糸）で織られた衽（絹布）は、みな柔軟細緻で、その細緻さは暗中ではほとんど見えないほどで、蜘蛛の糸で織られたようなその薄さは風にも耐えないほどである。「箒（筒）中」（竹筒）に入つた黄潤は一端で数金もする。

「端」とは布帛の長さの単位で、実寸をめぐって諸説あり、それは日本に入つて「反」と書かれるようになる。⁽²¹⁾ ここに列举された細縹・弱折・衽はみなその柔軟さ・細緻さ・薄さが強調され、これに対して黄潤はその高価さが強調されている。このような描写は晉の左思「蜀都賦」にも継承され、そこでは次のように詠われている。

機杼相和、貝錦斐成、濯色江波、黄潤比筒、蠃金所過。

ここで左思は、蜀の織物として岷江の分流の錦江でさらされた貝錦（蜀錦のこと）、および黄潤について紹介している。そして貝錦に対しては華麗な色彩を、黄潤に対しては高価さを強調している。つまり成都特産の織物を述べたこの二つの「蜀都賦」では、細縹（葛の細布）・弱折（材質不明の細布）・衽（生糸の細布）に対して柔軟細緻さを強調し、貝錦（蜀錦）に対して華麗な色彩を強調し、黄潤に対しては高価さを強調しているのである。そしてとくに高価さが強調されている黄潤については、上引の左思「蜀都賦」の劉逵の注に、

黄潤、謂筒中細布也。司馬相如「凡將篇」曰、「黄潤織美宜制褱」。

とあり、黄潤は筒中（竹筒）の中に入っている細布であるとし、それが織美（薄くて美しい）で「褌」（或作褌）を作るのに良いとす司馬相如の「凡將篇」（佚文）を引用してる。

たしかに黄潤が筒中に収められた商品であることについては、やや後代の『晉書』卷四三・王戎列伝でも確認される。

戎渡江、綏慰新附、宣揚威惠。……（略）……南郡太守劉肇賂戎筒中細布五十端、爲司隸所糾。以知而未納。

これは西晉の咸寧五年（二七九）に呉に対する総攻撃が行われ、翌年三月に呉が平定されたとき、呉地に入って戦後処理に従事していた王戎が、占領下の南郡太守劉肇から「筒中細布五十端」を贈与され、司隸によつて告発されたことを記したものである。前引の揚雄「蜀都賦」に筒中黄潤は一端で数金もするとあつたが、王戎の場合はそれを五十端も受け取つたまま報告を怠つた嫌疑に関連してであつた。

さらに『南史』卷五二・梁宗室列伝下・附鄱陽忠烈王恢伝にもよく似た内容がみえる。

天監元年、封鄱陽郡王。除郢州刺史、加都督。初、郢城疾疫死者甚多、及藏殯。恢下車遽命埋瘞、又遣四使巡行州部、境大寧。時有進筒中布者、恢以奇貨異服、即命焚之。於是百姓仰德。

これによると、南朝梁の王恢が郢州刺史となつて郢城に赴任したとき、（斉梁交替の混乱によつてか）郢城では流行病で死んだ者があまりに多いため、人々は殯を蔵した。「蔵殯」とは死者が多くて本葬するのが間に合わず、埋葬されないまま棺がひそかに放置されていた状態であろう。そこで王恢は埋葬を命じ、州部の治安安寧に努めた。この王恢に対して「筒中布」を進呈した者がいた。王恢はそれを「奇貨異服」の故に焼却させた。その行為で王恢の輿望はますます高まつたという。「奇貨異服」の意味は必ずしもはつきりしないが、高価な贈答品を意味する表現と解される。これら二つの事例は、王朝交替のさい戦後処理に乗り込んできた占領者に対して、被占領者側が何らかの働きかけをするため、占領者側に高価な商品を増答していたことを示している。そしてその贈答品としていずれも「筒中細布」が使われているのは、それが高価なものであることを示すと共に、魏晉南朝時代になると筒中細布が長江中流域でも作られていたことを示している。

そしてこのような筒中細布の生産地の広がり、『南史』卷一・宋本紀上においても認められる。

廣州嘗獻入筒細布一端八丈、帝惡其精麗勞人、即付有司彈太守、以布還之、并制嶺南禁作此布。

これによると、南朝宋の武帝はその生前清廉寡欲で、広州より貢献された一端八丈の「筒（中）字を脱するか？」細布」に対して、それがあまりに精麗なるが故にそれを作る人民の労力を思い、献上した太守を弾劾し、筒細布を返却させ、かつ嶺南におけるその制作を禁じたとある。これによって我々は、揚雄の表現が決して誇張ではなく、また南朝時代に筒中細布が広州でも生産されていたことを知るのである。これらのことから、黄潤は竹筒に入れられ、それ故に筒中布・筒中細布・筒細布等と呼ばれたことが分かる。

任乃強氏は細布の中でもとりわけ高価だった「黄潤」を、苧麻の織物と指摘している。氏はその『華陽国志校注』に附された專論の中で、ほぼ次のように論じている⁽²²⁾。長江河谷の巴地の賁人は、かなり早い時期から苧麻の野生種 (Ramilie) を纖維作物として栽培化していた。秦漢時代、臨邛の大奴隸主の紡績工房では大量に買い付けてそれで細布を織り、四方に販売し、身毒・大夏にまで及んだ。この苧麻布を「蜀布」と称するのは、それが蜀地で生産されたからである。『芸文類聚』卷八五・布帛部に引かれた『史記』張騫伝（ママ）では蜀布を「蜀賁布」に作っている。それは蜀布が苧麻布であり賁布とも称されたことを魏晉隋唐の人々が知っていたからに他ならない。『華陽国志』卷三・蜀志・蜀郡江原県の条に、

安漢・上下朱邑出好麻・黄潤細布、有羌筒盛。

安漢・上下朱邑は、好麻・黄潤細布を出し、羌筒有りて盛る。

とあり、成都西南の江原県の安漢郷や上下朱邑郷の特産として黄潤細布が挙げられている。それは細麻布のことで、もとは葛の纖維で作られたが、巴・蜀の人々は苧麻でこれを作った。その細いこと紗や縮緬のようで、一疋ずつ竹筒の中に収めた。羌筒とは羌中の竹管を言い、それはとりわけ細長く、笛のようで、それで作った楽器を羌笛という。一疋がその羌筒中に入るのは、細さを強調したのである、と⁽²³⁾。つまり黄潤は苧麻布を羌笛を作るような細い竹筒の中に巻き入れてその薄さ・細さを強調する織物で、張騫の言う「蜀布」とはこの「羌筒」に入った「黄潤」を指すとしていたのである。しかしその一方で、同書卷一・巴志・総序で巴地の物産について述べた部分に、

土植五穀。牲具六畜。桑・蠶・麻・苧、魚・鹽・銅・鐵、丹・漆・茶・蜜、靈龜・巨犀、山雞・白雉、黃潤・鮮粉、皆納貢之。

とある黄潤に対しては、「黄潤」は、生絹（薄織りの絹―引用者注）のとくに細く薄いもの。その精美な製品は竹筒の中に巻き入れて商品とすることができた。「蜀都賦」に「黄潤比筒」とあるのがそれである」⁽²⁴⁾とも注している。このように任乃強氏は一方で黄潤を竹筒に収めた苧麻の細布とし、他方で竹筒に収められた絹の細布とし、二つの解釈を提示しながらその違いについては何も言及していない。また長江河谷の巴地の賁人が苧麻の野生種を栽培化したことが仮に歴史的事実だとしても、氏の挙げる史料には黄潤が苧麻の織物であることを明確に示すものはない。史料には①「筩中黄潤」、②「黄潤比筒」、③「黄潤織美宜制褱」、④「黄潤細布」とあるだけで、①②は黄潤が竹筒に収められていること、③④は黄潤が細布であることを示しているに過ぎないのである。

これに対して、劉琳氏も『華陽国志』に詳細な注釈を施している。すなわち氏は如上の蜀郡江原県の条に、

「麻」大麻を指す。成都平原は古来から大麻を産し、現在でも温江・郫県・灌県の生産量は四川全省のほぼ八〇パーセントを占める。大麻の繊維で布を織ることができ、雄株（牡麻）の繊維はとくに白い。現在では主に麻袋・麻縄の原料となっている。「黄潤細布」漢・晋における蜀中の特産物の細麻布で、「蜀布」とも称され、全国的に有名で、遠く国外にまで販売された。張騫が大夏で身毒（今のインド）商人の仕入れた「蜀布」を見たというのが、それである。牡麻の繊維で織られ、細くて柔らかく、竹筒の中に巻くことができ、そのために「筒中布」とも称され、現在の夏布のようなものである。

（以下、司馬相如の「凡将篇」と揚雄の「蜀都賦」を引くが、略す―引用者）また『説文』に「縞、蜀細布也」とあり、これも黄潤を指すのであろう。「羌筒」大きな竹筒で、岷江上流の羌中に産するので、その名があるのであろう。⁽²⁵⁾

と注し、「好麻・黄潤細布」の麻は大麻のことで、黄潤は大麻の繊維で織られた細布で、細く柔らかかったので竹筒の中に巻くことができ、張騫の見た蜀布がこれであるとする。しかし劉氏は麻を大麻と指摘するのみで、それが苧麻ではないことの論拠を示しているわけではないので、その材料についてはまだ問題が残されている。そこで我々はとりあえず「黄潤は竹筒に入っ

た細布である」という基本認識に基づき、「細布」についてさらに検討してみたい。

細布には単独に「細布」と表記される場合と、黄潤細布のように「○○細布」と熟して表記される場合との両種の表記がみられる。単独表記の場合は実態が分かりにくいので、とくに後者の場合に着目すると、『華陽国志』卷四・南中志・永昌郡の条に、哀牢夷の物産として、

有蘭干細布。蘭干獠言紵也。織成文如綾錦

とある⁽²⁶⁾。文中の「蘭（蘭）干」とは「紵」（苧麻）を意味する獠人の言葉とあるので、蘭干細布は苧麻細布であることが知られる。『新唐書』卷四三・地理志七上・嶺南道の条にも土貢として「白紵細布」がみえ、これも苧麻細布であろう。

また劉琳氏の指摘する「縵」については、すでに検討した如く許慎は「縵」を「蜀細布也」としている。しかし『一切経音義』に引かれた『説文』ではこれを「蜀白細布也」に作り、「白」の一字が多い。するとこの「蜀白細布也」は嶺南道の土貢の「白紵細布」と同種のものともなされ、「縵」も苧麻細布であつた如くである。ただし苧麻は古くより巴地で栽培されていたが、蜀地の苧麻栽培は唐以後であり、四川ではむしろ大麻の方が重要な生産物だったとする藍勇氏の説もあるので⁽²⁷⁾、蜀布の材料については、今後さらに農学史的な視点からの検討が必要となっている。

ただここで指摘しておきたいのは、『後漢書』卷八八・西域伝の大秦国の条に、
又有細布、或言水羊毳、野蠶繭所作也。

とあり、大秦国の特産物として野蚕の繭から採った絲で織られた細布の例がみえることである。この細布についてはさらに『三國志』卷三〇・魏書・烏桓鮮卑東夷伝で裴松之注引の三國魏・魚豢『魏略』にやや詳しい内容が記されている。

有織成細布。言用水羊毳、名曰海西布。此國六畜皆出水、或云非獨用羊毛也、亦用木皮或野繭絲作。……（中略）……又常利得中國絲、解以爲胡綾。

やや難解な文であるが、これらによれば大秦国には野蚕の繭あるいは野繭の絲から織られた細布の存在したことがわかる。護雅夫氏は、これら「一種の山まゆからとれる生糸に似た纖維は古くから地中海方面で織られ、とくに小アジアの西南に浮かぶ

コス島のそれは有名であった」と指摘している⁽²⁸⁾。このいわゆる「コス布」は大プリニウス (Gaius Plinius Secundus) に「婦人の衣服を薄くして裸に近くする」と言わせた薄い織物で⁽²⁹⁾、そのため中国から伝来された絹布もその多くは一度バラして絲に戻され、ふたたびコス布のような薄物に織り直されたという。上文の魚豢の『魏略』に「又た常に中國の絲を利り得て、解きて以つて胡綾を爲る」とあるのが、まさにそれを指す。ここで我々は、中国の絹が西方に伝来する以前に地中海世界にあったコス布を中国側の記録が「細布」と表記し、またそのコス布に倣って織り直した一種の絹織物も「細布」と表記している点に注目しなければならない。つまり中国では麻布に対してのみならず、細い絲で織られた薄絹に対しても細布と認識していたのであり、具体的には前引の揚雄の「蜀都賦」にみえる「錦繡(生糸)で織られた粧(絹布)」もこれに含まれるであろう。

ちなみに饒宗頤氏によれば、細布は十升以上の細薄布を指す。絲を繭から取るとき、四、五本の絲を合わせて一筋にしたものを糸といい、二糸を合わせて一縷としたものを絲という。八〇縷を一升といい、漢代でもっとも細密な細布は三〇升にも達するとされる⁽³⁰⁾。

つまりこういうことではなかったか。細布とはそれが麻布にせよ絹布にせよ細密に織られた織物一般を指し、麻布の場合は絹と通称され、蜀の細布としては縵・縹・黄潤などがあつた。また絹の細布もあつたが、蜀錦に代表される成都の絹織物業は前漢ではまだ襄邑の錦ほど有名ではなく、その名が広く知られるようになるのは漢末三国以後である⁽³¹⁾。したがって張騫のみにた蜀布とは苧麻・大麻の別はともかく麻布の一種だったと解されるのである。

三、東ローマの養蚕伝来伝承と蜀布・邛竹杖の関係

蜀布と邛竹杖の問題がこのように考えられるとすれば、それは東ローマの養蚕伝来の伝説と関連してくるであろう。

当時、内陸アジアのシルクロードをへて東ローマに中国産の絹が入ってくる場合には、ササン朝ペルシャ領内を通過した。そのため東ローマではササン朝と協定を結び、国境に交易場を設け、そこへ担当官吏が出向いて、ペルシャ商人から独占的

に絹を買い入れる方法をとっていた。しかし国境線をめぐるササン朝との慢性的な戦争状態がつづく、その紛争のあおりを受けて絹の供給が激減するようになった。この危機的状況を打開するため、東ローマでは養蚕の技術を取り入れ、自前の絹の生産に着手することに成功した。この養蚕技術の伝来をめぐって、二つの伝承が記録されている。

一つは六世紀前半の東ローマの歴史家プロコピウス(*Procopius*)の伝えるものである。彼によれば、東ローマに絹の輸入が激減してから一〇年ほどたった後、次のような事件があったという。そのころインドから来たある修道僧たちは、ユスティニアヌス帝がもはやペルシャから絹を購入すべきではないと考えていることを知り、皇帝の前に参内し、問題の解決について次のように具申した。「自分たちはインドの多数の国がある中の北に位置する国——この国はセリンダ(*Serinda*)と呼ばれる——で長い間暮らし、そこでローマの地において絹がどのような手段であれば生産可能かを正確に学んだ」と。そこで皇帝は真剣に質問し、またその国が真実のものかどうかを理解するため、彼らに多くの質問をした。修道僧たちは皇帝に、ある虫は絹の製造主であり、自然がその教師となつて虫たちが一生懸命に働くよう強いていること、またその虫を生きたままビザンティンまで運ぶのは不可能であるが、その卵を運ぶのは可能で、また概して簡単であるとも説明した（以下、蚕種に関する奇妙な記述があるが、省略）。……彼らがこのように語った後、皇帝は彼らに多大な恩賞を与えることを約束し、この話を実際に確かめてくるように求めた。そこで彼らはふたたびセリンダに行き、卵をビザンティンに持ち帰り、それらを虫に孵化する方法を記録し、その虫を桑の葉で飼った。かくて彼らはそのときからローマの地で絹の生産を可能にした⁽³²⁾。

護雅夫氏はこの伝説の原型が西域南道のコータン（于闐）にあったと指摘している⁽³³⁾。すなわち玄奘の『大唐西域記』巻二・瞿薩旦那國附蚕桑伝入之始の条に、次のような伝承が著録されている。

昔者此國未知桑蠶、聞東國有之、命使以求。時東國君秘而不賜、嚴勅關防、無令桑蠶種出也。瞿薩旦那王乃卑辭下禮、求婚東國。國君有懷遠之志、遂允其請。瞿薩旦那王命使迎婦、而誠曰、「爾致辭東國君女、我國素無絲綿桑蠶之種、可以持來、自爲裳服」。女聞其言、密求其種、以桑蠶之子置帽絮中、既至關防。主者遍索、唯王女帽不敢以檢。遂入瞿薩旦那國、止鹿射伽藍故地。方備儀禮、奉迎入宮、以桑蠶種留於此地。

その要旨は次の如くである。その昔、この国（于闐）では養蚕が知られていなかった。そこで東国（中国）へ使者を派遣して求めさせたが、東国では関所を固めて養種の持ち出しを阻止した。そこでコータン王は一計を案じ、東国の王に王女の降嫁を請い、養種を持ち出して自ら衣裳を製するよう王女に伝言した。王女は帽絮の中に養種を隠し、関所を無事通過し、以後コータンでは養蚕が行われるようになった。そしてこれを絵画で表現したほぼ同時代の板絵が、イギリスのA・スタインによつてコータン東北のダンダーニウィリクの寺院址で発見されている。

もう一つの伝承は、プロコピウスより少し後の、六世紀末の東ローマの歴史家テオファネス(Theophanes)の伝えるものである。それによれば、以下の如くである。

ユスティニアヌスが皇帝であったときに、あるペルシャ人が蚕の増殖のしくみ(*genesis*)をビュザンティオン(コンスタンティノポリスのこと―引用者)に伝えた。これはそれ以前ローマ人(現代で言うビザンツ人のこと―引用者)には知られていなかった。このペルシャ人は、セーロス人の国からやってきて、蚕(毛虫)の種(卵)を杖の中に入れ、ビュザンティオンまで守ってきた……⁽³⁴⁾

コータンにおける伝承と東ローマにおける二つの伝承の関係について、護雅夫氏は次のように推測している。

仏教国于闐(コータン―引用者)の説話が流砂をわたりパミールの険をこえて、絹商人の口からササン朝ペルシャをへて東ローマへ伝えられ、そのあいだに、いつしか、「東国の王女」が「僧侶」または「ペルシャ人」に、「冠」(帽絮)が「杖」に、そして「于闐王」が「東ローマ皇帝」にかわつていったと考えるのは無理だろうか⁽³⁵⁾。

我々はこのコータン版の伝承において、東国の王女の「帽絮」の中に隠されて運ばれた養種が、テオファネスの伝える伝承では「蚕(毛虫)の種(卵)」を杖の中に入れて「持ち出した」となっている点に注目する必要がある。いったいこのユニークなモチーフはどこから導入されたもののなか。大夏はコータンの西ほぼ一二〇〇^{*}余りのところにあるので、蜀から身毒をへて大夏に運ばれた蜀布と邛竹杖は、その途中の西域南道上に位置するコータンのバザールでも売られていたと思われる。しかし蜀布はともかく、さして商品価値のあるとも思えぬ竹の杖が、なぜはるか大夏まで運ばれたのであろうか。

すでに検討されているように、蜀布は細布で、その細布には種々の種類があり、もっとも高価な細布が黄潤だった。そして『華陽国志』蜀志・江原県の条には、黄潤細布が「羌筒」に収められるとあり、劉琳氏はこの「羌筒」に「大きな竹筒で、岷江上流の羌中に産する」と注している⁽³⁶⁾。しかし任乃強氏の言うように、黄潤はその細さを強調するため筒中に収めるのであるから⁽³⁷⁾、羌筒は「大きな竹筒」であるはずがない。しかも黄潤は「筒中細布」とも称されているので、必ずしもその竹筒が「羌筒」に限定されたわけでもあるまい。おそらく西南シルクロードを通じて運ばれた蜀布は、とくに邛竹杖の中に収められたものではあるまいか。邛竹の直径が一〜三寸というのも、細布の薄さを強調するのには適当な太さと思われる。

つまりテオファネスの伝える伝承は、黄潤細布に代表される蜀の細布がその薄さを強調するため邛竹杖に収められて西方に運ばれたという歴史的事実を反映したものと考えられる。より正確に言えば、蜀から西南シルクロードを通じて西方に運ばれた、当初黄潤を代表とする麻織りの細布であったが、やや時代が下って蜀でも絹織物業が盛んになると、絹の細布もやはり邛竹杖に収められて運ばれたのであろう。するとはやり張騫がみたのは麻の細布だったことになる。したがって、コータンの伝承、すなわち東国の王女が帽絮の中に養種を隠して持ち出したという伝承よりも、テオファネスの伝える伝承、すなわちあるペルシヤ人が蚕種を杖の中に入れて持ち出したとする伝承の方が、蜀布と邛竹杖の関係をより直裁に反映した伝承であり、コータンの伝承はこれよりいくつかの段階の変容をへて形成された伝承ということになる。

むすび

蜀布と邛竹杖についてはあまりに有名なので、小論で取り上げた論考以外にも数多く存在する。しかしその大半は論証を欠いて自説を展開するものである。そこで小論では史料に即して論証している数篇の論考をとくに対象として再検討した。結論的には細布を黄潤と考える論者は少なくはない。しかし蜀の細布と東ローマの蚕種西伝伝承と結びつけたものは、管見の限りないようである。関連史料が少ないので、小論も十分実証されたものとはいえないが、将来邛竹杖の中に収められた蜀布が考

古学的に発見されることを切に期待している。

ところで、先に筆者は「張騫が大夏で見た蜀布と邛竹杖について」という小文を書いている⁽³⁸⁾。それはほんのメモ程度の覚書に過ぎなかったもので、いずれ論文の形にするつもりであった。今夏（二〇〇一年）、早稲田大学長江流域文化研究所の海外調査の一環として、邛竹の分布地の一つである四川省雷波県を訪問する機会があり、邛竹杖や邛竹の節を売っている店など現地状況をつぶさに調査することができた。小論ではこうした現地調査を踏まえ、旧稿に対して大幅な補訂を加え、書き直した。

〈付記〉

（一）本稿は二〇〇一年八月五日〜二六日に行われた四川大学哲学芸術学院との共同調査による成果の一部である。また早稲田大学の特定課題研究の研究成果の一部でもある。本稿末の写真は彝族地区の雷波県で調査したときの記録である。

（二）東ローマ側の史料については、本学大学院文学研究科教授の小林雅夫氏、エルフルト大学東洋史研究室助手の小田謙爾氏に多大なご助力を賜った。末尾ながら厚く感謝を申し上げる次第である。

注

（1）方国瑜『中国西南歴史地理考釈』（上册、中華書局、一九八七年）一四頁。

（2）『読史方輿紀要』巻七二・四川七・雅州・榮經県・邛崃山の条に「縣東四十里。一名邛笮山、亦曰邛犍山。山峻阻、凝冰夏結、冬則劇寒。産竹、高節而中實、所謂邛竹杖也」とある。

（3）《四川省》編纂委員会編『四川省』（中華人民共和國地名詞典、商務印書館、一九九三年）七八八頁。

（4）李昆声編著『雲南文物古迹』（雲南人民出版社、一九八四年）一一一頁。

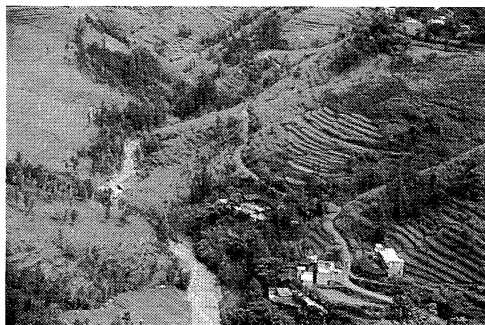
（5）もっとも邛竹杖は竹ではなく、省藤（和名しらふじ）で作った杖とする解釈もある。任乃強氏によれば、その最多産地は南洋諸島とインドシナ半島で、それが西南夷の邛国から巴蜀へ輸出され、中原にまで達したとする（任乃強「蜀布・邛竹杖入大夏考」、同氏校注『華陽国志校補図注』所収、上海古籍出版社、一九八七年）。

- (6) 荻巢樹徳『幻の植物を追って』（講談社、二〇〇〇年）一三～一四頁。
- (7) 李德銖・薛紀如「中国筴竹属植物志資料」（『雲南植物研究』一〇卷一期、一九八八年）。
- (8) 朱石麟等主編『中国竹類植物図志』（中国林業出版社、一九九四年）一六六頁。
- (9) 林鴻榮「邛竹証故」（『中国農史』一九八六年第二期）。
- (10) 藍勇『南方絲綢之路』（重慶大学出版社、一九九二年）三八頁。
- (11) 桑秀雲「邛都・笮都・冉駹等夷人的族属及遷徙情形」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五二本第三分、一九八一年）。
- (12) 桑秀雲前掲論文。
- (13) 桑秀雲前掲論文。
- (14) 工藤元男「禹の伝承をめぐる中華世界と周縁」（『中華の形成と東方世界』所収、岩波講座世界歴史、第三卷、一九九八年）一一〇～一一一頁。
- (15) 藍勇『南方絲綢之路』（重慶大学出版社、一九九二年）七頁。
- (16) 尤中『雲南民族史（上）』（雲南大学西南边疆歴史所、一九八五年）、德宏州志編委辦公室『德宏史志資料』第三集等を代表とする。ここで言う木棉とは綿花のことではなく、樹棉（和名きわた）である。
- (17) 張楠「通往身毒的古道」（『文物天地』一九八三年第六期）、陳炎「中国同緬甸歴史上の文化交流」（『文献』一九八六年第三期）、四川省文史館『成都城坊古迹考』（四川人民出版社、一九八七年）等を代表とする。
- (18) 任乃強「蜀布之路」（『文史雜志』一九八七年第一・二期）、同氏前掲「蜀布・邛竹杖入大夏考」、藍勇前掲書『南方絲綢之路』等を代表とする。
- (19) 饒宗頤「蜀布与 Cinapatta ——論早期中・印・緬之交通」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第四五本第四分、一九七四年）、後『饒宗頤史學論著選』（上海古籍出版社、一九九三年）に再録。
- (20) テクストは張震澤校注『揚雄集校注』（中国古典文学叢書、上海古籍出版、一九九三年）による。

- (21) 小泉袈裟勝編著『図解 単位の歴史辞典』（新装版、柏書房、一九九一年）一六六頁。
- (22) 任乃強前掲「蜀布・邛竹杖入大夏考」。
- (23) 任乃強前掲書『華陽国志校注』一六〇頁、注（一四）。
- (24) 任乃強前掲書『華陽国志校注』七頁、注（三）。
- (25) 劉琳校注『華陽国志校注』（巴蜀書社、一九八四年）二四三頁。
- (26) 『後漢書』卷八六・南蛮西南夷列伝の哀牢夷の条には「蘭干細布、織成文章如綾錦」とある。
- (27) 藍勇前掲書三七頁。
- (28) 護雅夫編『漢とローマ』（東西文明の交流1、平凡社、一九七〇年）三八〇～三八二頁。
- (29) 中野定雄他訳『プリニウスの博物誌』第1巻（雄山閣、一九九二年第四版）四九二頁。
- (30) 饒宗頤前掲論文。
- (31) 江玉祥「古代中国西南絲綢之路」（同氏主編『古代西南絲綢之路研究』第二輯、四川大學出版社、一九九五年）。
- (32) *Dewing, H.B. PROCOPIUS, HISTORY OF THE WARS, VII, LONDON, HARVARD UNIVERSITY PRESS, 1962, pp.227-31.*
- (33) 護雅夫編前掲書『漢とローマ』三八七～三八九頁。
- (34) *FRAGMENTA HISTORICORUM GRECORUM, ed. Carolus müllerus, vol.IV, Parisus, 1868, p.270.* の文献と当該部分の訳については、エルフルト大学東洋史研究室助手の小田謙爾氏の協力を得た。厚く感謝する次第である。
- (35) 護雅夫編前掲書『漢とローマ』三八八～三八九頁。
- (36) 劉琳校注前掲書『華陽国志校注』二四三頁。
- (37) 任乃強前掲書『華陽国志校注』一六〇頁、注（一四）。
- (38) 「張騫が大夏で見た蜀布と邛竹杖について」（平成四・五年度科学研究費補助金／総合研究（A）研究成果報告書『アジアにおける国際交流と地域文化』所収、一九九四年）。

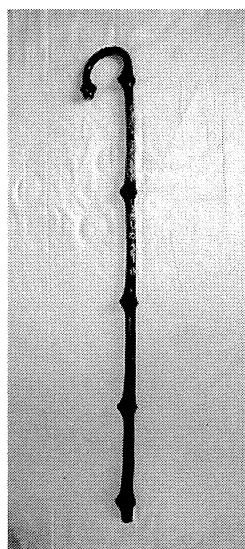


雷波県入り口の彝族の集落を山上から見おろす。流れる河は金沙江。

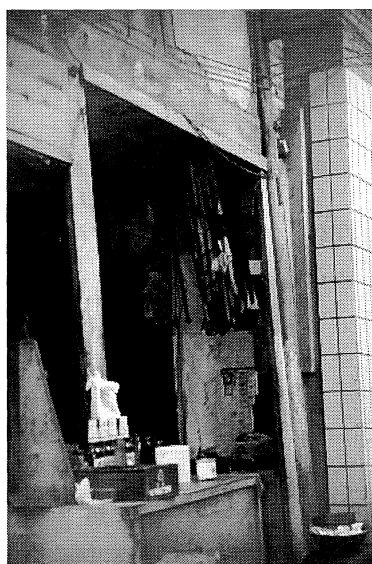




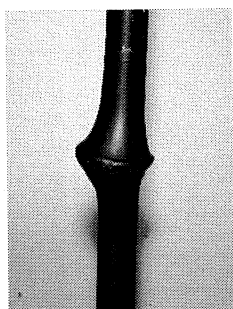
雷波県の街並み



邛竹杖



邛竹杖を売っている店



節の部分拡大図



邛竹のタケノコ瓶詰め

〈附録資料〉

北京大学に留学している森和君（博士後期課程）より、二〇〇二年一月一日付の『華声報』電子版・新聞中心・文化現象の欄に邛竹杖に関する考古発見のニュースが紹介されていると、Eメールが送られてきた。それによると、新疆ウイグル自治区且末県で前漢以前の扎滾魯克一号墓が発見され、その中から邛竹杖の可能性をもつ竹器残骸が出土し、しかも竹片には材質不明の繊維がまわりついていたとある。それは小論で推測した邛竹杖の内容を検証する上でまことに興味深いものがあり、以下に紹介する次第である。

《新疆で出土した前漢以前の不明な竹器の残骸》

華声報発：新疆博物館考古部は近ごろ新疆且末県扎滾魯克一号墓から前漢以前の不明な竹器の残骸が出土したことを公開、披露した。報道によれば、この器物は長さ五・六〇センチで、幅は大小様々な竹片に破損している。竹片の一面は黒色または赤色を呈し、考古部の人員は古代人の塗った古漆であると言っている。竹片には節の痕跡がなく、古漆の剥落した場所には竹片の表面に多くの黄金色で材質不明な繊維がまわり付いていたことがはっきり分かる。新疆博物館考古部の館員魯礼鵬氏は、明らかに繋がっていたことが分かる二片の竹片を繋ぎ合わせ、測定すると、長さは一・〇五センチになった。

魯礼鵬氏の説明によれば、この竹器残骸は扎滾魯克一号墓から出土した文物を整理しているときに発見されたものである。竹片はすでに破損しているため、現在のところそれがどのような器物であるのか推断できず、その用途についても分からない。しかしそれは春秋から前漢時期にかけての墓葬から出土したもので、該当竹器が作られた年代は前漢以前と断定できる。当該墓地の発掘整理作業と一緒に参加した新疆博物館考古部の研究員王博氏は、この器物が史料に見える邛竹杖かもしれないと考えている。『史記』大宛列伝と西南夷列伝には「張騫使大夏来、言居大夏時、見蜀布・邛竹杖」という記事が見える。邛竹杖は邛竹を加工して作ったもので、従来人々に好まれてきた珍品である。宋代の著名な詩人黄庭堅に、邛竹杖について詠った「稍喜過从近，邛不架車」という賛歌がある。王博氏はこの発見が古代西域と中国内地の交流と交通にとってきわめて意義深

いと考えている。新疆には本来竹が産しないので、竹器の残骸が出土したことは、前漢以前からすでに新疆と中原地区に文化交流と経済貿易の往来が存在したことを証明するものである（森和訳）。

陷河・張亞子説話の歴史的展開

——邛都夷の蛇神から道教の文昌帝君へ——

水間 大輔

はじめに

中國固有の宗教である道教においては、「文昌帝君」とか「梓潼帝君」などと呼ばれる神が、信仰の対象の一つとして祀られている。學問の神として名高く、特に帝政中國下においては、科擧の受験に御利益のある神として崇拜されていた。あたかも我が國の天神・菅原道眞公に對する信仰のごとくであるが、現に臺灣では今日においても、進學受験の合格祈願に參拜する者が絶えない。

文昌帝君を祀る廟のことを、「文昌宮」とか「文昌祠」と呼ぶ。四川省梓潼縣七曲山の文昌宮がその總本山ともいうべきものであり、特に「大廟」と呼ばれているが、文昌宮・文昌祠自體は中國各地に建立されている。さらに今日では、文昌宮・文昌祠は漢族が居住する地域であれば、中國のみならず海外でも見られ、依然として人々の信仰を集めている。それゆえ、文昌帝君信仰は傳統中國社會のみならず、今日においても中國文化を構成する重要な要素のうちのひとつといっても過言ではない。

そのためであろうか、文昌帝君については、從來から盛んに研究がなされてきたが、それらの研究に従って、文昌帝君について概観すると、おおよそ以下の通りとなる⁽¹⁾。

まず、文昌帝君が今日とほぼ同様の形で信仰されるようになったのは、元代以降とされている。すなわち、文昌帝君はもともと「文昌星神君」と「梓潼神」という、全く別の二柱の神であったのが、元・仁宗の延祐三年（一三一六年）に詔勅が出され、梓潼神に對して「輔元開化文昌司祿宏仁帝君」という封號が元朝から授けられることによって、文昌星神君と梓潼神が融

合（混同？）され、「文昌帝君」として崇拜されるようになったといわれている⁽²⁾。したがって、文昌帝君の前身は、文昌星神君と梓潼神の二神であったことになるが、このうち文昌星神君は、人の壽命を司る神である。文昌星神君の「文昌」とは、北斗七星の付近に見える、「文昌宮」という星座の名であり、文昌星神君もこの星座が神格化したものである。

一方、梓潼神は、例えば北宋・高承『事物紀原』卷七靈宇廟貌部英顯王條に、

廟在梓州梓潼縣、本梓潼神也。舊記曰、神本張惡子、仕晉戰死、而廟存。

とあるのによれば、もともと晉（魏晉南北朝の「晉」）に仕えて戦死した、「張惡（亞）子」という人物であったが、張亞子の死後、彼の廟が四川の梓潼縣七曲山に建てられ、神として祀られるようになったものとされている。梓潼神は世々靈異を現わし、姚萇に前秦の苻堅を倒して、帝位につくよう助言したり、反亂のため蜀の地に避難した唐の玄宗や僖宗を迎え入れ、反亂の平定に助力したりしている。また、北宋・眞宗の咸平二年（991）年（九九九年）に蜀で起こった王均の反亂に際しても、官軍による討伐を助けたとされている。それゆえ、歴代皇帝からの尊崇を受け、「濟順王」や「英顯王」などといった封號が與えられている。

しかし、北宋末期以降は、科擧の受験に御利益のある神として、特に士大夫層の信仰を集めるようになった。文昌帝君が科擧の神として崇拜されているのも、このような梓潼神の性格を繼承しているからに他ならない。こうして科擧受験生に信仰されるようになる、それまでは梓潼縣の地方神にすぎなかった梓潼神は、中國全土で崇拜されるようになった。

さて、文昌帝君の事跡を記したものに、『清河内傳』（HY一六九）、『文帝化書』（『文昌化書』）、『梓潼帝君化書』ともいう（HY一七〇）などの書がある。もともと、梓潼神が「文昌帝君」と呼ばれる以前は、いずれも梓潼神の事跡として伝えられていたものである。これらの書は、南宋から元代にかけて成立したものであるが、それらの記すところによれば、文昌帝君は上古以來、何度も轉生を繰り返し、この世に現れたとされている。すなわち、最初は周の武王のときに、呉の張善勲という人物として生まれ、その後も轉生を繰り返し、西周の宣王に仕えた張仲、前漢の高祖の子である趙王如意、北宋末期から南宋にかけて宋王朝復興に盡力した張浚など、中國史上著名な人物も、文昌帝君の轉生した姿であるとされている。

なお、先述のように文昌帝君は、もとは晉の張亞子という人物であったとされているが、文昌帝君の轉生説話の中においては、この張亞子も轉生した姿のうちのひとつということになっている。ただし、文昌帝君が張亞子として轉生したときに、天帝から士大夫の祿を司る神としての職務を授けられたため、張亞子については轉生者の中でも特別な地位が與えられている。現に、例えば『明史』卷五十禮志四には、

梓潼帝君者、記云、神姓張、名亞子。

とあり、文昌帝君自身の姓名が張亞子であるがごとくに記されている。また、人間としての張亞子が生誕したのは、西晉・武帝の太康八年（二八七年）二月三日のこととされているが、この日は文昌帝君の誕生日そのものとされており、今日でも毎年二月三日になると、文昌帝君の生誕を祝つて、「文昌會」と呼ばれる祭りが中國各地の文昌宮で催されている。

ところで、文昌帝君の轉生については、『文帝化書』第六十五邛池化に次のような説話が記されている（原文は第一節で擧げる）。すなわち、ある老夫婦が「邛池邑」で暮らしていたが、子がなかったので、蛇を育てて養った。ところが、その蛇は大きくなると、近所の家畜を食い荒らすようになり、さらには縣令（縣の長官）の馬を食べてしまったので、老夫婦がその責任を問われて處罰されそうになった。そこで、蛇は神通力を用いて、邑をまるごと沈めてしまった、という説話であるが、この蛇こそが文昌帝君の轉生した姿であるとされている。

これに類似した説話は、五代十國期に著された『王氏見聞』の中にも収録されている。『王氏見聞』の記述については、第一節で詳細に検討するが、この中では蛇の名が「張惡（亞）子」と呼ばれており、また邑を水没させたことから、「陷河神」とも呼ばれている。先述の通り、道教においては、張亞子といえは晉代の人とされているが、なぜかこの史料においては、蛇の名とされている。

ところが、これとほぼ同じ説話は、さらに二十卷本『搜神記』卷二十、南朝梁・李膺『益州記』、唐・焦璐『窮神祕苑』にも見える。詳細については第一節で検討するが、これらの史料において注目すべきことは、この説話が「邛都縣下」で起こった出来事として記されていることと、邑が水没したあとにできた湖のことを、「土民」・「土人」が「陷河」・「陷湖」・「邛河」・「邛

池」などと呼んでいることである。それゆえ、この説話は邛都縣の地元民の間に傳わるものであったことが知られるが、例えば『後漢書』卷八十六西南夷列傳に、

邛都夷者、武帝所開、以爲邛都縣。

とあるように、古代においては、邛都縣は「邛都夷」と呼ばれる非漢族の居住する地域であつた。したがつて、この説話はもともと邛都夷に傳わるものであり、それがやがて梓潼神、さらには文昌帝君の説話の中にとり入れられていったと考えられる。

しかし、このような陷河や張亞子に關する説話を詳細に分析すると、相互に矛盾する點が見られたり、さらには同系統の説話であつても、微妙に話の内容が異なっている場合も見られる。文昌帝君に關する研究は多く、また陷河説話は中國の土地水没説話に對する研究の中で、重要な史料としてしばしばとりあげられてきたが⁽³⁾、このような矛盾點については、從來ほとんど顧みられることはなかつた。そこで、本稿では、陷河や張亞子をめぐる説話を詳細に分析・比較し、各説話間の矛盾點・相違點を明らかにしたうえで、それらがいかなる意味を持つのかについて考察する。それと同時に、本來、邛都夷という非漢族の間に傳えられていた説話が、いかにして道教の神である梓潼神、さらには文昌帝君へと發展していったのかについても論じたい。

なお、張亞子の「亞」は、文獻史料の中には「惡」ないし「蜚」に作るものもある。第二節で検討するように、これらの表記の違いは張亞子の性格を考えるうえで、非常に重要な問題を孕んでいるのであるが、文獻史料の中では亞字に作るものが比較的多いので、本稿では、特に問題のない限りは「張亞子」という名稱を用いることとした。

第一節 陷河説話の分析

一 『益州記』

さて、二十卷本『搜神記』卷二十、『益州記』、『太平廣記』卷四百五十六引の『窮神秘苑』に見える陷河説話は、相互に字句の異同こそあるものの、内容自体は全く同じである。そこで、『搜神記』は東晉の干寶、『益州記』は南朝梁の李膺、『窮神秘苑』は唐の焦璐の撰であるから、これら三書の成立年代からすれば、『益州記』と『窮神秘苑』の陷河説話は、『搜神記』の記述をそのまま採録したものと考えられなくもない。

ところが、既に多くの研究者によつて指摘されているように、『搜神記』は非常に問題の多い文獻である⁽⁴⁾。すなわち、干寶の『搜神記』は宋代に散佚しており、現行本である二十卷本と八卷本は、いずれも明代に突如として世に現われたものである。しかも、八卷本と二十卷本とは、内容が大いに異なっているが、どちらかといえば二十卷本の方が、干寶の原著に近いと考えられている。なお、スタイン及びペリオが敦煌で発見した文書の中には、唐代と五代のものと見られる『搜神記』の鈔本が含まれているが、これは八卷本に近い内容を持つものであり、八卷本と祖本を同じくするものか、あるいは八卷本のもとになったものとされている。

そこで、陷河説話は、比較的干寶の原著に近いといわれる二十卷本の方に収録されており、八卷本・敦煌本には見えない。しかし、後述するように、『益州記』の陷河説話は、唐代以降のさまざまな文獻史料に引用されているにもかかわらず、『搜神記』の陷河説話が引用されている例は全く見られない。したがって、陷河説話は、『搜神記』の原著には収録されていなかった可能性がある。しかも、『搜神記』の陷河説話は、『益州記』のものと字句がよく似ている。西野貞治氏は二十卷本の『搜神記』について、一部残存していた『搜神記』に、類書などに引用されているものを綴りあわせ、さらに『搜神記』以外の史料に記されている説話をもこれに加えて形成されたと述べておられるが⁽⁵⁾、あるいは二十卷本の陷河説話も、むしろ『益州記』から採録されたものかもしれない。それゆえ、以下は『益州記』の陷河説話を分析の對象としてとりあげることとする。

なお、『益州記』は佚書であるが、陷河説話の部分は『後漢書』卷八十六西南夷列傳の李賢注、『太平御覽』卷七百九十一・四夷部十二南蠻七邛條、北宋・樂史『太平寰宇記』卷七十五劍南西道四邛州臨邛縣條に引用されている。ところで、青山定雄氏が指摘されるように、『益州記』と呼ばれる書は、李膺が著したもの以外にも、三國蜀の譙周、南朝宋の任豫、北周の王褒の

撰とされるもののあつたことが知られている⁽⁶⁾。また、『新唐書』卷五十八藝文志二に、

李充益州記三卷。

とあるように、李充なる人物が著した『益州記』も存在したようである。しかし、少なくとも陷河説話を収録している『益州記』は、『後漢書』李賢注、『太平御覽』、『太平寰宇記』においてはいずれも「李膺益州記曰（あるいは云）」という形で引用されているので、李膺の撰であることは間違いない。ちなみに、松岡正子氏はこの李膺を、後漢末期の黨錮の禁で有名な李膺であると解しておられる⁽⁷⁾。確かに、『後漢書』卷六十七黨錮列傳によれば、後漢の李膺は蜀郡太守を務めたこともあるので、益州の事情に比較的通じていたはずであり、そのような書を著した可能性も否定できない。しかし、『南史』卷五十五鄧元起列傳には、

〔李〕膺、字公胤。有才辯。西昌侯藻爲益州、以爲主簿。使至都。武帝悅之、謂曰、今李膺何如昔李膺。對曰、今勝昔。問其故。對曰、昔事桓靈之主。今逢堯舜之君。帝嘉其對、以如意擊席者久之。乃以爲益州別駕。著益州記三卷、行於世。

とあり、南朝梁の武帝に仕えた「李膺」なる人物が、『益州記』を著したと明記されているので、やはり「李膺益州記」は南朝梁の李膺の撰と解するべきであろう。

以上の確認を終えたところで、いよいよ『益州記』の陷河説話の分析に入る。先述のように、『益州記』はさまざまな書に引用されているが、『太平寰宇記』所引のものは、『後漢書』李賢注、『太平御覽』に引用されているものと比べると、文章の大筋こそ同じであるものの、細かい文章表現の點でかなり異なる部分がある。また、李賢注と『太平御覽』の間でも、字句が若干異なっている。もともと、いずれの史料に引用されているものであっても、説話の内容自體に出入があるわけではないので、左に掲げた『益州記』は、とりあえず李賢の注に引用されているものを使用した。

邛都縣下有一老姥。家貧孤獨。每食、輒有小蛇頭上戴角在牀間。姥憐之、飴之。後稍長大、遂長丈餘。令有駿馬、蛇遂吸殺之。令因大忿恨、責姥出蛇。姥云、在牀下。令即掘地、愈深愈大、而無所見。令又遷怒殺姥。蛇乃感人、以靈言瞋令、何殺我母。當爲母報讐。此後每夜輒聞若雷若風、四十許日。百姓相見咸驚語、汝頭那忽戴角。是夜方四十里與城一時俱陷。

爲湖。土人謂之爲陷河。（以下略）

これを要約すると、以下の通りになる。すなわち、邛都縣の老婆の育てた蛇が、縣令の駿馬を食べてしまったため、老婆は縣令によつて殺された。すると、その蛇は縣令に對して復讐するため、雷や風を起こして城邑を陥没させ、湖にしまった、というものである。

さて、この説話は邛都縣で起こった出來事とされているが、邛都縣とは『後漢書』西南夷列傳に、

邛都夷者、武帝所開、以爲邛都縣。無幾而地陷爲汙澤、因名爲邛池。南人以爲邛河。後復反叛。元鼎六年、漢兵自越巂水伐之、以爲越巂郡。

とあるように、前漢の武帝によつて置かれた縣である。『史記』卷百十六西南夷列傳に、

蜀人司馬相如亦言西夷邛・笮可置郡。使相如以郎中將往諭、皆如南夷、爲置一都尉・十餘縣、屬蜀。

とあるのによれば、當初は蜀郡の屬縣として設置されていたが、右の『後漢書』西南夷列傳に記されているように、武帝の元鼎六年（前一・一年）に、この地域一帯に越巂郡が置かれてからは、越巂郡の屬縣となった。置縣の正確な年代は不明であるが、右の『史記』西南夷列傳の記述は、建元六年（前一・三五年）條と元狩元年（前一・二二年）條の間に記されているから、置縣もその間になされたと考えられる。なお、邛都縣の位置については、歴代の地理書が述べているが、だいたい現在の四川省西昌市付近であるとされている。

そこで、『益州記』の陷河説話は、邛都縣での出來事とされており、しかも邛都縣の縣令が話の中に登場しているのを文字通りに受けとれば、この説話は邛都縣が置かれて以降のこと、つまり建元六年～元狩元年以降の出來事とされていることになる。もつとも、これだけでは、必ずしも邛都縣が置かれて以降のことが想定されているとはいえない。すなわち、ここである邛都縣と縣令は、單に前漢の武帝期以降でいうところの邛都縣に相當する地、及び武帝期以降であれば縣令に相當する、當地の支配者を指していると考えられなくもない。しかし、この邛都縣の地に湖ができたことは、前掲の『後漢書』西南夷列傳にも見え、「邛都夷者、武帝所開、以爲邛都縣。無幾而地陷爲汙澤」とあるように、前漢の武帝期に邛都縣が置かれて間もなく、

地面が陥没して沼澤となったことが記されている。西南夷列傳によれば、その後邛都夷が離反したのに對して、前漢・武帝期の元鼎六年（前一一一年）に漢が討伐軍を差し向けたとする記述があるから、湖ができたのはそれより以前であり、かつ邛都縣が置かれた建元六年（元狩元年以降ということになるはずである。それゆえ、おそらく『益州記』の陷河説話も、武帝期に邛都縣の地で實際に起こった、湖の誕生にちなんだものとして語られていると考えられる。

なお、前掲の『後漢書』西南夷列傳に「因名爲邛池。南人以爲邛河」とあるのによれば、このときできた湖は「邛池」とか「邛河」などと呼ばれている。邛池の位置については、歴代の地理書に記載があるが、現在でもなお四川省西昌市には、「邛海」と呼ばれる廣大な湖があり、これが邛池にあたるとされている。『益州記』の蛇が行ったように、雷や風によって湖が造られたのかどうかはともかく、少なくとも現在の邛海は、中國の地質學の用語でいえば「構造湖」、つまり地殻變動によって生じた凹地に、水をたたえた湖であるといわれている⁽⁸⁾。現に、この地域は歴史的に見ても、比較的大きな地震が多發している。中國科學院地震工作委員會歷史組編『中國地震資料年表』の中には、四川省で一九五五年までに起こった地震に關する史料が集められているが⁽⁹⁾、その中からさらに現在の西昌市一帯で起こった地震の例を拾い集めると、全部で十二例になる。これらのうちほとんどは、甚大な被害をもたらした巨大な地震であったが、他にも史料にとどめられていない地震があったと考えられるので、實際にはもっとたくさん起こっていたであろう。それらの地震のうち、唐・憲宗の元和九年（八一四年）に起こった地震では、『新唐書』卷三十五・五行志二に、

九年三月丙辰、舊州地震、晝夜八十。壓死百餘人、地陷者三十里。

とあるように、地震によって、地面が三十里（約一七キロメートル）四方にわたって陥没している。また、明の嘉靖十五年（一五三六年）の地震では、例えば『嘉靖四川總志』卷十六經略志下に、

欽差巡撫都御史潘鑑亟處重大災患疏、嘉靖十五年三月十五日、據四川行都司僉書・都指揮僉事曹元呈稱、本年二月二十八日丑時、建昌地震、聲吼如雷數陣。（中略）間有地裂湧水、陷下三四五尺者。衛城内外、似若浮塊。

とあり、地面が裂けて水が湧き出し、さらに地面が三〇五尺（約九六〇センチ）ほど陥没し、城邑の内外が水びたしに

なっている。それゆえ、おそらく前漢の武帝期に邛池ができたのも、このような地震によるものと思われるし、『益州記』の陷河説話に見られるように、城邑が湖の底に沈むこともありえないことではなかったであろう。

ところで、『太平寰宇記』の引く『益州記』では、冒頭の「邛都縣」を「臨邛郡」に作る。しかし、臨邛に郡が置かれたことはない。「臨邛縣」であれば、『漢書』卷二十八地理志上に蜀郡の屬縣として記されている。臨邛縣は現在の四川省邛崃縣にあたり、邛都縣のはるか北に位置するが、これについて桑秀雲氏は、東晉・常璩『華陽國志』卷三蜀志蜀郡の條に、

臨邛縣、郡西南二百里。本有邛民、秦始皇徙上郡實之。

とあることから、臨邛縣にも邛都夷の民がおり、ここにも陷河の説話があったとされる⁽¹⁰⁾。しかし、陷河の説話が収録されているのは、『後漢書』西南夷列傳の李賢注及び『太平御覽』が引用しているものにして、『太平寰宇記』が引用しているものにして、『益州記』という同一の史料であることに變わりはないから、「邛都縣」と「臨邛郡」はどちらかが正しく、どちらかが誤りであると考えるのが當然であろう。それゆえ、この『太平寰宇記』所引の『益州記』をもつて、邛都縣にも臨邛縣にも陷河の説話があったとするのは、絶対に認められない。後で検討するように、『文帝化書』の陷河説話では「邛池邑」が説話の舞臺となっており、また『王氏見聞』のいう「舊州舊縣」も、漢代の邛都縣にあたる地域を指すから、「邛都縣」に作る『後漢書』李賢注及び『太平御覽』所引のものが正しく、『太平寰宇記』所引のものが「臨邛郡」に作るのは誤っていると解するべきであろう。

二 『王氏見聞』

次に、『王氏見聞』に見える陷河説話を検討してみよう。『王氏見聞』の撰者は未詳であるが、その成立年代は五代十國期と見られる。既に散佚しているが、陷河説話の部分は、北宋のときに編纂された、『太平廣記』卷三百十二の中に引用されている。

陷河神者、舊州舊縣有張翁夫婦、老而無子。翁日往溪谷、採薪以自給。無何、一日於巖竇間、刃傷其指。其血滂注、滴在

一石穴中。以木葉窒之而歸。他日復至其所、因抽木葉視之、乃化爲一小蛇。翁取於掌中、戲玩移時、此物紛紛然、似有所戀。因截竹貯而懷之。至家、則啖以雜肉。如是甚馴擾。經時漸長。一年後、夜盜雞犬而食。二年後、盜羊豕。鄰家頗怪失其所畜、翁嫗不言。其後縣令失一蜀馬。尋其跡、入翁之居。迫而訪之、已吞在蛇腹矣。令驚異、因責翁蓄此毒物。翁伏罪、欲殺之。忽一夕、雷電大震、一縣並陷爲巨湫。渺瀰無際。唯張翁夫婦獨存。其後人蛇俱失、因改爲陷河縣、曰蛇爲張惡子。

(以下略)

これを要約すると、以下の通りとなる。すなわち、「嵩州嵩縣」には、「張」という姓の老夫婦が暮らしていた。あるとき、張老人は刃物で指を傷つけたが、その際に流れた血が蛇と化したので、老人はこの蛇を拾って育てた。ところが、蛇は大きくなるにつれて、近鄰の家畜を食い荒らすようになり、遂には縣令の馬を食べてしまった。そのため、張老人は罪に問われ、あわや殺されそうになったが、蛇が雷を起こすや、縣全體が陥没して巨大な池となり、生き残ったのはわずかに張夫婦のみであった。この蛇は「張惡子」と呼ばれた。これが「陷河神」である、と。

この『王氏見聞』の陷河説話は、「嵩州嵩縣」の出來事として記されているが、『後漢書』西南夷列傳の「邛河」について、唐代の人である李賢は、

在今嵩州越嵩縣東南。

と述べ、邛河は「今」すなわち唐代の嵩州越嵩縣の東南にあるとしているから、『王氏見聞』の「嵩縣」も、正確には「越嵩縣」であり、唐代のいわゆる州縣制下の行政區畫によっていることが知られる。しかし、これは唐代の行政區畫でいえば、嵩州越嵩縣の地に相當するということであって、唐代に起こった出來事として記されているわけではないであろう。それは第四節で掲げるように、『王氏見聞』では前掲の文章のあとに、唐代より前の、後秦の姚萇と張亞子との話が續くことから明らかである。

さて、『王氏見聞』の陷河説話を『益州記』のものと比べると、主に次のような違いがある。すなわち、『益州記』では老婆が蛇を育てたとされているのに對し、『王氏見聞』では張という姓の老夫婦が養っている。また、『王氏見聞』では、張老人の血が蛇と化したこと、蛇が縣令の馬を食べる前に、近鄰の家畜を食い荒らしていたこと、蛇が「陷河神」・「張惡子」と呼ばれ

たことなどが、新たに加わっている。

しかし、決定的に異なるのは、蛇が縣令の馬を食べたあとの、飼主の運命である。すなわち、『益州記』では、老婆は結局縣令によって殺されてしまう。しかし、それに對して『王氏見聞』では、張老人は縣令によってあわや殺されそうになるものの、蛇が邑を水没させてくれたおかげで、妻とともに助かっている。この違いは重要な意味を有するのであるが、それについては後で検討する。

三 『文帝化書』

次に、『文帝化書』に見える陷河説話を分析する。『文帝化書』は、南宋・孝宗の淳熙八年（一一八一年）に著されたものであるが（ただし、第七十四孝廉化以降はその後南宋のときに加えられたもの）、劉安勝という人物が梓潼神から宣託を受け、梓潼神自身の語ったこととして記したものとされている。それゆえ、同書では「予」という一人稱で書かれている。

陷河説話に相當する部分は、同書の第六十五邛池化に記されているが、同篇の内容を理解するためには、まずその前提として、邛池化の前の篇にあたる、第六十四咸陽化を読む必要がある。原文は長きにわたるので、ここでは引用しないが、要するに梓潼神が前漢の趙王如意として轉生したことを述べたものである。如意は實在の人物で、『史記』によれば漢の高祖劉邦と戚姫との間に生まれた子であり、高祖と呂后の間に生まれた盈（のちに第二代皇帝の惠帝となる）の異母弟にあたる。咸陽化でも述べられているが、『史記』によれば、高祖は太子である盈よりも如意を可愛がり、しばしば如意を太子に立てようとしたこともあった。そのため、盈の母である呂后は、如意とその母である戚姫に對して怨みを懷き、高祖の死後、如意を殺害し、戚姫を虐殺するに至る。咸陽化では、如意として死んだ梓潼神が、母である戚姫が呂后に虐殺されたのを冥土から見るや、呂氏一族に對して復讐の念を懷いたというところで終わっている。そして、話は次に掲げる邛池化へと續くわけである。

予自罹呂禍之後、神遊冥漠、又無職守。嘗蓄宿憤、思欲報之、已往修積、不復問焉。雖諸呂死拘幽冥。造業深重、歷年甚

多、逮再生亦久。遂訪西海之濱。有邑、名邛池邑。令呂牟、呂后之後身也。邑人多呂氏。蓋宿業相尋、諸呂造業之黨也、萃於窮荒。予母夫人亦生於彼、復爲戚氏。以前身享福太過、生此而貧悴。所嫁張子、年老無嗣。夫婦以芟刈爲業。一日、野外相顧而語曰、生身窘甚辛苦、自養暮年。力衰、將不免於溝壑。今六十而無子、是天將殺之耶。乃相與割臂出血、瀝於石凹中、以石覆之。拜天而祝曰、人皆有子、惟我獨無。今氣血薄少、不能施化。願此石下倘使動物生焉。亦遺體也。予識母氏、心惓惓焉。一念感之、從而寓止。明日、二老復來、揭石視之、血化爲蛇。金色、寸長。予所爲也。母收養之。逾年、頂上出角、腹下生足。能自變化、每天欲雨、予爲助之。身既長大、腹量寬邁。見羊豕犬馬、輒食之。邑令有馬、色潔而駿。牧於水際、蹄傷。吾末因拘而啖之。馬蓋呂產之報身也。邑人皆知予、詳訪於予家而不獲。逮予父母於囹圄、責以三日求予、無狀、將見殺焉。次日、予化儒士、謁令解之。令曰、張老夫婦家養妖蛇、食人六畜久矣。今又食吾馬。吾將殺之、爲民去害。張不見聽、是彼自爲妖也。今必戮之。予曰、物命相償、宿業所致。遇彼吞噬、亦非偶然。今君爲畜而殺人、豈令尹之事乎。令叱予、使退。予復語之曰、君有死氣浮於面顏、宜善自愛。他日無悔。語畢、予隱形不見。令之左右皆以予爲妖。予乃奏天稱冤、陳以前世子母無辜、死於諸呂。今適逢之。願與之較。辭上而未報、因變化風雷、呼吸雲霧、白晝而暝。一邑之人相視而語曰、汝頭那得爲魚至。以手相捫頭面而泣。一夕、揚海水以爲雨、灌注城邑。圍四十里皆陷。予以身戴父母而出焉。時孝宣之世。今所謂陷河者是也。

これを要約すると、以下の通りになる。すなわち、梓潼神は呂氏一族によって殺されたあと、魂となってさまよい續けたが、呂氏一族に對する怨みをはらそうと機會を窺っていた。あるとき、梓潼神は邛池邑を訪れたが、邛池邑の縣令の呂牟は、呂後の轉生者であつた。しかも、邛池邑の人々には、呂姓が多かつたが、これは前世の因縁によるものである。また、梓潼神の前世の母である戚姫も彼の地に轉生し、張子に嫁いだが、年老いても子供がでなかつた。張夫婦は二人とも腕を傷つけて血を出し、石のくぼみの中に注ぎ、それを石で覆い、動物でもいいから子供を授けて下さいと、天に向かつて祈つた。梓潼神はこれに感じ入り、蛇として轉生することにした。後日、彼らの流した血液が蛇に變わっていたが、これこそが梓潼神の轉生であつた。張夫婦はその蛇を拾つて育てた。ところが、蛇は大きくなると、近鄰の家畜を食い荒らすようになり、遂には縣令呂牟

の駿馬を食べてしまった。ちなみに、この馬は、呂産が前世の報いによって轉生した姿であった。縣令は張夫婦を監獄に閉じ込め、蛇を三日間捜しても見つからなければ、張夫婦は殺されることになった。翌日、梓潼神は儒士に化けて縣令に謁見し、張夫婦を解き放つよう求めたが、聞き入れられなかった。そこで、梓潼神は天に對して上奏し、前世において、趙王如意と戚姫は罪もないのに、呂氏一族によって死に至らしめられたので、その怨みをはらしたいと述べた。上奏の回答がいまだ出ないうちに、梓潼神は風と雷に變化して、雲と霧を吸ったり吐いたりし、また海水を汲み上げ、雨として城邑に降り注がせ、城邑を水没させた。梓潼神は自分の體に張夫婦を載せて、この地を脱出した。これは前漢の宣帝期の出來事である。今でいう「陷河」なるものは、まさにこれである、と。

『益州記』、『王氏見聞』では、いつの時代の出來事なのか明記されていないが、『文帝化書』では「時孝宣之世」とあるように、前漢の宣帝期の話とされている。『後漢書』西南夷列傳によれば、邛池ができたのは前漢の武帝期であるから、『後漢書』の傳えるところよりもやや遅い時期に想定されていることになる。

それはともかく、『文帝化書』の陷河説話は、『益州記』、『王氏見聞』と比べると、全體として説話の内容がさらに複雑化しており、内容の異なっているところや、新たに加えられている話も見られる。しかし、何といても決定的に異なるのは、登場人物のほとんどが何らかの轉生とされていることである。すなわち、蛇は梓潼神の轉生であり、しかも蛇に轉生する前は、趙王如意であったとされている。また、蛇の育ての親である老婆は戚姫、縣令の呂牟は呂后、呂牟の飼っている馬は呂産のそれぞれ轉生とされている。

このように、『文帝化書』では、登場人物のほとんどが何らかの轉生であり、かつ互いに前世からの因縁を有するとされているために、蛇のとった行動の意味が、『益州記』や『王氏見聞』とは大いに異なってくる。すなわち、まず『王氏見聞』と『文帝化書』では、蛇が近所の家畜を食い荒らしたとされているが、おのれの食欲を満たすためとはいえ、非常に反社會的な行動である。しかし、『文帝化書』によれば、邛池邑の人々には呂氏が多く、しかもそれは前世の因縁によるものとされているから、彼らの所有物である家畜を食い荒らすことは、間接的にはあるが復讐となり、このような蛇の行動にも、ある意味では正當

性が認められることになる。

また、『益州記』、『王氏見聞』、『文帝化書』の三書では、いずれも蛇が縣令の大事にしている馬を食べているが、これもその行動だけを見るのであれば、蛇が一方的に縣令に對して害惡を加えているのであるから、その飼主が責任を問われているのも、むしろやむをえないとさえ思える。しかし、『文帝化書』では、縣令である呂牟は呂后の轉生であるから、その所有物である馬を食べることは、やはり復讐ということになる。しかも、『文帝化書』ではこの馬自身も、呂氏一族の一人である呂産の轉生とされている。ちなみに、呂産は呂后の兄呂澤の子であり、相國を務め、梁王に封ぜられた人物である。

それから、蛇が邑を水没させたことであるが、『益州記』では母が殺されたことに對する復讐であり、また『王氏見聞』、『文帝化書』では、直接的には父母が殺されそうとしているのを助けるためとされている。このような蛇の行動だけを見れば、いくら母を殺されたことに對する復讐、あるいは父母を助けるためとはいえ、縣令のみならず、邑の人々全員を水没させているわけであるし、しかも、母ないし父母が縣令から責任を追及されたのも、もとはといえば縣令の馬を食べた蛇が悪いのである。にもかかわらず、復讐したり、父母救出に際して多數の人命を奪うのは、極めて非道德的であり、かつ反社會的な所業である。しかし、『文帝化書』によれば、縣令は呂后の轉生であり、邑の人々も呂氏一族が多かったから、彼らをまるごと葬り去ることは、全て前世の復讐であり、ある意味での正當性が認められることになる。もともと、邛池化の次の篇にあたる、第六十六解脱化に記されているように、さすがにこの件については、梓潼神自身も悔いて反省している。しかも、梓潼神はこの件について天帝から譴責を被り、神としての職務を剥奪され、邛池龍として邛池の中に幽閉され、文殊菩薩によって救い出されるまで、邛池の中で苦しむことになる。

それはともかくとして、『益州記』、『王氏見聞』、『文帝化書』の三書においては、蛇の行動だけを見るのであれば、全く勝手気ままで、非道德的・反社會的であるが、『文帝化書』のみは、蛇がそのような行動をとった理由が一應記されている。したがって、『文帝化書』においては、蛇の行動が多少なりとも正當化されていることになるが、それは『益州記』、『王氏見聞』には見られなかった、最大の特色といえるであろう。その意味するところについては、後で考察する。

なお、先述のように、『益州記』と『王氏見聞』の間では、蛇の飼主の生死に違いがあるが、『文帝化書』では蛇が自分の體に張夫婦を乗せて、水没した邑から脱出している。この問題についても、後で考察を加える。

四 『歷代神僊通鑑』

さて、明の徐衡^との著作に『歷代神僊通鑑』なる書がある。これは『神僊鑑』とも呼ばれ、その題目の通り、歷代の神僊の事跡を記したものであるが、このうち卷八第八節にも梓潼神の事跡として、陷河説話が記されている。その内容はほとんど『文帝化書』と一致するものであり、やや『神僊鑑』の方が省略されている部分もある。それゆえ、原文の全てを挙げることは差し控えるが、それでも次のような違いが見られる。すなわち、先述のように、『文帝化書』解脱化によれば、梓潼神は邑を水没させたあと、天帝から譴責され、邛池の中に幽閉されたとされている。しかし、それに對して『神僊鑑』には、

既報宿怨、徙居於梓潼縣北八里七曲山、即隱身於巖穴、而露尾。

とあり、梓潼縣の七曲山に居を移し、岩穴の中に身を隠したとされているが、このような話は『文帝化書』には見られない。もともと、『神僊鑑』の卷九第四節には、梓潼神が邑を水没させたことで天帝から譴責を受けるという説話も記されているので、『神僊鑑』では邑水没後の記述に矛盾が見られる。なお、『文帝化書』では、梓潼神が邑を水没させたのは前漢の宣帝期とされているが、『神僊鑑』では宣帝の甘露四年（前五〇年）のこととして記されている。

第二節 張亞子神の起源

前節では、各史料に見える陷河説話を分析し、いかなるところに相違点が見られるのかを明らかにした。そこで、『文帝化書』においては、蛇は梓潼神の轉生とされているから、その姓名は梓潼神の姓名、つまり張亞子ということになるのであろうが、『王

氏見聞』でも蛇のことを「張惡（亞）子」と呼んでいる。ところが、最も古く陷河説話を傳えている『益州記』には、蛇を張亞子と呼んだとする記述は見られない。それでは、このような違いはなぜ生じたのであろうか。

まず、東晉・常璩『華陽國志』卷二漢中志梓潼縣條には、次のように記されている。

有善板祠、一名惡子。民歲上雷杼十枚。歲盡不復見、云雷取去。

これによれば、梓潼縣には「善板祠」という祠があり、その祭神は「惡子」とも呼ばれていたという。後世、この梓潼の地には梓潼神張亞子が祀られているから、おそらくこの惡子は「張亞子」を指し、また善板祠は七曲山文昌宮の前身と考えられる⁽¹¹⁾。したがって、この史料は、張亞子の名が出てくる最も古い史料ということになる。もつとも、この史料には「惡子」とあるだけで、張亞子のように姓が「張」であるとは記されていない。それゆえ、あるいは東晉當時では、一般に「惡子」と呼ばれており、張という姓は後世になってからつけられたのかもしれない。

それはともかく、右の『華陽國志』の記述によれば、この地の民は毎年「雷杼」を十枚、善板祠に對して供え、歳が終わって雷杼がなくなっていると、雷が雷杼を持っていたのだと考えていたらしい。この雷杼について、劉琳氏は雷神が雷を起す道具とされる⁽¹²⁾。すなわち、劉琳氏も舉げておられるように、『新定元豐九域志』卷八劍州條には、

張惡子廟、華陽國志、梓潼有張惡子祠。土人歲上雷杼十枝。俗呼爲霹靂、形如織梭。水旱祈禱有應。

とあり、雷杼は「霹靂」とも呼ばれ、織機の「梭」のような形をしたものとされている。

したがって、『華陽國志』の善板、つまり張亞子神は、雷神として祀られていたことになる。なお、張亞子神の雷神としての性格は、後の梓潼神にも残っている。すなわち、『文帝化書』と同じく南宋の劉安勝が著した『清河内傳』に、

下有古湫。引吾入一巨穴。門有數石笋。吏曰、民之祈禱、祝此石而有應。名雷柱。

とあるのによれば、七曲山には巨大な洞窟があり、その穴の入り口にある鍾乳石が「雷柱」と呼ばれている。そして、この雷柱に雨乞いをすれば、雨が降るものとされている。

このように、張亞子神は本來、雷神であつたと考えられるが、さらに張亞子神の本來的性格を知ろううえで重要な手がかりと

なるのは、この「亞子」という名である。「はじめに」でも述べたように、文獻史料の中には「張亞子」の「亞」を「惡」や「蜚」に作るものもある。亞と惡がしばしば通用されることは、高亨氏が文獻史料から用例を集めておられる通りであるし⁽¹³⁾、また蜚は亞・惡と同じく亞聲に屬する。それゆえ、亞・惡・蜚の三字が互いに通用されていたことについては、別に問題はない。そして、文獻史料では亞字に作るものが比較的多いから、本稿では「張亞子」の表記を用いたということは、既に「はじめに」で述べた通りである。もっとも、亞に作るものは、一般に後世の史料の方が多いようである。いつ頃から亞に作るのが一般的になったのかは、各文獻史料のテキスト間に見られる差異の問題や、また傳寫の過程で書き替えがあるとも考えられるので、嚴密には斷定したいが、宋代以降の文獻史料には亞に作るものが多く、逆にそれ以前ではむしろ惡に作るのが一般的であったようである。このように、後世では惡よりも亞が一般的になったことについて、任乃強氏は、「惡を諱みて亞と爲」したためとされる⁽¹⁴⁾。つまり、神の名として、「邪惡」の「惡」はふさわしくないから、代わりに亞字が用いられるようになったということであろう。

しかし、これら亞・惡・蜚の三字が通用されていることに問題はないとしても、それでは「亞子」という名の原義が何かとなると、それはまた別問題である。もっとも、名前の原義を検討するというのも、奇異に思われるかもしれないが、それというののも次のような史料があるからである。すなわち、まず『太平廣記』卷四百五十八引の『北夢瑣言』の佚文には、「梓潼縣張蜚子神」とあるように、張亞子が「張蜚子」と表記されている。なお、『北夢瑣言』の撰者である孫光憲は、五代十國（北宋初期）の人物であるが、『北夢瑣言』は孫光憲が十國の一つである荆南國の高氏政權に仕えていた頃に著したものとされている⁽¹⁵⁾。そこで、注目すべきなのは、従來の研究でも指摘されているように、『爾雅』釋魚に、

蜚、蜚。

とあるのについて、その郭璞注に、

蜚屬。大眼、最有毒。今淮南人呼蜚子。

とあり、「蜚」は「蜚」すなわちマムシの類であり、しかも「今」の「淮南」の人々がそれを「蜚子」と呼んでいると述べられ

ていることである。郭璞が『爾雅』の注を著した年代を特定することはできないが、『晉書』卷七十二郭璞列傳に見えるように、郭璞は東晉・明帝の太寧二年（三二四年）に起こった王敦の亂の際に没しているから、それ以前に著されたことになる。そこで、先述のように、張亞子の名が見える最も古い史料は『華陽國志』であるが、『華陽國志』が著されたのは、劉琳氏によれば、東晉・穆帝の永和四年（三四八年）～三五四年の間の間であるから、⁽¹⁶⁾ いずれにしても郭璞とほぼ同時代であり、それゆえ郭璞注のいう「今」とそれほど變わらない。もともと、「淮南」とは、現在の安徽省一帯の地域を指すから、四川の梓潼とは、地域の上では一致しないが、『華陽國志』とほぼ同時代の史料において、「蜚子」がマムシを指すとされていることは確かである。それゆえ、梓潼縣の「惡子」の「惡」も「蜚」の通假字であり、マムシの意であったと考えられよう。つまり、蜚こそが本來の意味を表しているものであって、むしろ亞・惡は蜚の代わりに用いられていることになる。したがって、張亞子はその名前の分析から、雷神以外にも、蛇神としての性格を有するものであったことが知られる。

それでは、以上で明らかにしたような張亞子神は、陷河説話といかなる關係にあるのであろうか。陷河説話にも蛇神が登場しており、かつ『益州記』に「此後毎夜輒聞若雷若風」とあるように、邑を水没させる際、雷を起こしているから、その點では蛇神でもあり雷神でもある張亞子神と共通している。しかし、この張亞子神が陷河説話の蛇神そのものであったことは、前掲の『華陽國志』の記述からは全く読みとれない。ましてや、陷河説話との關聯を窺わせるものも見られない。だいたい、そもそもこの張亞子神が祀られているのは梓潼縣であって、陷河説話の邛都縣とは全く別の地域であり、かつ距離も相當離れている。さらにいえば、梓潼縣と邛都縣とは、民族的な差異も極めて大きかったことであろう。すなわち、邛都縣は邛都夷の多數居住する地域であった。邛都夷がいかなる民族に屬するかをめぐっては、今日でもなお議論があるが、⁽¹⁷⁾ 少なくともその特色として、巨大な石室墓を造っていたことが、近年の考古調査によって明らかにされつつある。⁽¹⁸⁾ また、『史記』西南夷列傳に、

自滇以北君長以什數、邛都最大。此皆魑結。耕田、有邑聚。

とあるのによれば、多くの漢族と同様に農地を耕し、邑を構えて聚落を構成しているものの、「魑結」すなわちさいづち型のま

げを結うという、漢族とは異なる習俗を持っていた。しかも、『後漢書』西南夷列傳に、

俗多游蕩、而喜謳歌、略與牂柯相類。

とあるのによれば、邛都夷の風俗には、遊蕩する者が多く、また謳歌するのを好むが、それはほぼ牂柯郡の民と似たようなものとされている。牂柯郡といえば、現在の貴州省西部・雲南省東部一帯にあたる地域であるから、邛都夷の風俗は、成都のさらに北にある梓潼よりも、むしろ南方の貴州省や雲南省の風俗に近かったと考えられる。

それに對して、梓潼縣については、『華陽國志』漢中志梓潼郡條に、

人侔於巴蜀。

とあり、梓潼郡の人々の風俗は、巴蜀地方と同じであったことが記されている。したがって、梓潼縣と邛都縣では、民族的風土もかなり異なっていたはずである。

それゆえ、以上から、張亞子神と陷河説話の蛇神は、本來は全く別の神であり、互いにそれぞれの地元、つまり梓潼縣と邛都縣でそれぞれ祀られていた神であったと思われる。南朝梁に記された『益州記』では、陷河説話の蛇神が張亞子とは呼ばれていないのも、そのときにはまだ兩神が結びつけられていなかったからであろう。逆に、五代十國期の『王氏見聞』になって、初めて陷河説話の蛇神が張亞子と呼ばれていることから、遅くともそれまでには、張亞子と陷河説話の蛇神との融合が起こっていたことがわかる。そして、この張亞子神と陷河説話の蛇神とのいわば複合體が、後の梓潼神、さらには文昌帝君へ發展したものと思われる。もつとも、陷河説話はその後、多數ある梓潼神説話の一つとして位置づけられていることを考えると、梓潼固有の神である張亞子神に陷河説話の蛇神が吸収され、それが梓潼神へ發展したといった方が、より正確であろう。

第三節 五丁・五婦説話の分析

前節では、邛都夷の蛇神が梓潼の張亞子神へと吸収されていたことを明らかにしたが、しかしこのように全く異なる地方

の神々の融合が、何の理由もなしに起こったとは考えがたい。それでは、なぜ蛇神は張亞子神に吸収されえたのであろうか。そこで、この問題を説明する手がかりとして、「五丁・五婦説話」が挙げられる。

この説話を傳えている史料に、まず『蜀王本紀』がある。撰者については後述するが、『蜀王本紀』は佚書であり、清・王謨『漢唐地理書鈔』が類書などに引用されている佚文を集めている。ただし、少なくとも五丁・五婦説話については、引用されている書によつて、『蜀王本紀』の文章が相互に異なっており、しかも文章を詳しく引用しているものもあれば、明らかに省略しているものもある。そこで、左に掲げた『蜀王本紀』は、最も詳しく引用されている、『太平御覽』卷八百八十八妖異部四變化下條のものを基礎としたうえで、他書に引用されているものも参照して文章を補った。参照したのは、『北堂書鈔』卷百十六武功部四謀策、『藝文類聚』卷七山部上總載山條、同卷九十六鱗介部上蛇條、『太平御覽』卷三百五兵部三十六征伐下條、同卷三百八十六人事部二十七健條、同卷九百獸十二牛下條、同卷九百三十四鱗介部六蛇下條である。なお、補った部分は【】内に示した。

天爲蜀王生五丁力士、能徙蜀山。(中略)秦王恐亡相見處、乃刻五石牛、置金其後。【蜀人見之、以爲牛能大便金。牛下有養卒、以爲此天牛也、能便金】。蜀王以爲然⁽¹⁹⁾、【即發卒千人】、令五丁【力士】拖牛、成道致三枚於成都。秦道乃得通、石牛之力也。(中略)於是秦王知蜀王好色。乃獻美女五人與。蜀王愛之、遣五丁迎女。還至梓潼、見一大蛇入山穴中。【一丁引其尾、不能出】。五丁共引蛇、山崩、壓五丁。五丁【踏地而】大呼。秦王五女及送迎者、上化爲石。蜀王登臺望之、不來。因名五婦候臺。蜀王親理作家、皆致方石、以誌其墓。

これは戰國時代中期の、秦の惠王による蜀の攻略・征服にちなんだ説話である。すなわち、惠王は牛の石像を五つ刻ませ、その牛の背後に黄金を置かせた。その話を聞いた蜀王開明は、この牛は黄金の大便を出すことができると思い、怪力の持ち主である「五丁力士」に石牛を引っ張らせ、蜀の國都である成都まで石牛を運ぶために、三本の道を造らせた。また、惠王は五人の美女を蜀王に贈った。五丁がこの五女を出迎え、梓潼まで戻ってくると、一匹の大蛇が山の穴の中に入っているのを見た。そこで、五丁が蛇を引き抜いたところ、山が崩れ、五丁を生き埋めにしてしまった。秦の五女、及びその送迎にあつた

た者たちは、みな石と化した、という話である。

なお、『蜀王本紀』の撰者については、例えば『舊唐書』卷四十六經籍志上に、

蜀王本紀一卷 楊（揚）雄撰。

とあることから、前漢末期の揚雄とするのが一般的な理解である。しかし、これに對して徐中舒氏は、『漢書』卷三十藝文志に『蜀王本紀』が見えないこと、及びその内容や文體から、揚雄の撰ではないとされる。そして、『三國志』卷三十八蜀書秦宓傳の裴松之注が引用している史料の中に、「譙周蜀本紀」とあるのが見え、また『北堂書鈔』卷百六樂部二歌篇二にも「譙周蜀王世紀」とあることから、三國蜀の譙周の手に成るものと述べておられる⁽²⁰⁾。

しかし、『蜀王本紀』の撰者が誰であるのかはともかくとして、遅くとも後漢までには、このような五丁・五婦説話が形成されていたようである。というのも、『漢書』地理志上には、廣漢郡梓潼縣に「五婦山」と呼ばれる山のあることが記されているからである。すなわち、前掲の『蜀王本紀』には、「蜀王登臺望之、不來。因名五婦候臺」とあり、蜀王が臺に登つて、五女の到着を待ちわびていたため、この臺が「五婦候臺」と名づけられたとされているが、唐代以前の成立と見られる撰者未詳の『蜀記』には⁽²¹⁾、

梓潼縣有五婦山、一名五婦臺。秦王遣蜀王美女五人。蜀王遣五丁迎女。至梓潼、五丁蹋地大呼、驚五女、並化爲石。蜀王築臺登而望之。因名爲五婦候臺焉。

とあり、「五婦候臺」及び「五婦臺」は他ならぬ梓潼縣の五婦山の別名とされている。それゆえ、遅くとも『漢書』が編纂された後漢の段階では、既にこのような五丁・五婦説話が知られていたと考えられる。

さて、この五丁・五婦説話は、他にも唐代以前のさまざまな文獻史料に記されている。前掲の『蜀王本紀』の記述は、主に石牛の話と、五丁が五女を出迎える話とによって構成されているが、前者を記した唐代以前の史料としては、三國蜀・來敏『本蜀論』⁽²²⁾、東晉・常璩『華陽國志』卷三蜀志⁽²³⁾、北魏・闕駟『十三州志』⁽²⁴⁾、唐・賈耽『郡國志』などが⁽²⁵⁾、また後者については前掲の撰者未詳『蜀記』の他、『華陽國志』蜀志⁽²⁶⁾、南朝梁・李膺『蜀記』⁽²⁷⁾、北魏・酈道元『水經注』卷三十二梓潼水

などがある⁽²⁸⁾。なお、『蜀王本紀』によれば、五丁が生き埋めになったのに對し、五女は石に化したとされているが、撰者未詳『蜀記』、『華陽國志』、『水經注』では、五女も五丁もろとも生き埋めになったとされている。他にも、細部においては『蜀王本紀』の五丁・五婦説話と異なる部分もあるが、基本的にはこれらの史料も『蜀王本紀』とほぼ同内容の説話を傳えている。したがって、五丁・五婦説話は、遅くとも後漢以降、梓潼縣の説話として傳えられてきたことになる。『華陽國志』漢中志には、

梓潼縣、郡治。有五婦山、故蜀五丁士所拽虵崩山處也。有善板祠、一名惡子。民歲上雷杼十枚、歲盡不復見、云雷取去。とあり、梓潼縣の條に五婦山と善板祠が並んで擧げられているが、五丁・五婦説話は張亞子神とともに、まさしく梓潼縣に古來より傳わる二大説話であつたといえよう。

ところが、『太平廣記』卷四百五十八引の『北夢瑣言』の佚文には、この二大説話に關して、次のような興味深い記述がある。

梓潼縣張蠶子神、乃五丁拔蛇之所也。

これによれば、五丁が山の穴から引き抜いた蛇（以下、假にこれを「梓潼蛇」と呼ぶ）が、他ならぬあの張亞子神であるという。つまり、この史料においては、張亞子神と梓潼蛇が融合していることになる。同じ梓潼縣に傳わる説話であり、かつ張亞子神も梓潼蛇と同じく蛇神であつたから、おそらく兩者は容易に融合しえたのであろう。五丁・五婦説話においては、蛇は怪力の持ち主であつた五丁を生き埋めにした、恐るべき存在として位置づけられているから、これが人々による畏怖の對象として神格化され、さらには蛇神である張亞子神と融合したものと思われる。

したがって、それほどこの梓潼の地では、蛇神信仰が根強かつたと考えられるが、この蛇こそがまさに陷河説話を張亞子神に結びつける、媒介としての役割を果したのではないであろうか。張亞子神と梓潼蛇については、同じ梓潼縣内の神であるから、結びつく必然性もあるうが、それに對して梓潼縣の張亞子神と邛都縣の蛇神とでは、前節でも述べた通り、距離も離れていれば、信仰している民族も異なつていたのであろうから、本來であれば、兩者は結びつく必然性を著しく欠いている。にもかかわらず、張亞子神に陷河説話の蛇神が吸収されえたのは、梓潼縣に根強い蛇神信仰が形成されることによって、いわば梓潼

縣の側に、同じく蛇神である陷河説話の蛇神を受け入れる準備ができていたからであろう。

さて、先に挙げた『北夢瑣言』では、張亞子神は梓潼蛇であるとされているが、さらに『文帝化書』になると、この梓潼蛇までもが梓潼神の轉生とされるまでに至る。すなわち、『文帝化書』の第四十四費丁化・第四十五石牛化・第四十六五婦化・第四十七顯靈化と続く四篇には、梓潼神の中にとり入れられた五丁・五婦説話が記されている。全部引用すると長くなるので、その内容を要約すると、以下の通りになる。

蜀王開明のもとに、武都山出身の費氏の五丁が仕えていた。蜀王は彼ら怪力の臣下をえたため、安心して切って、秦との國境の防備を怠るようになった。このとき梓潼神は、蜀都北郭の張仲子として祀られていたが、文士に化けて張生と名乗り、王を諫めた。しかし、王が聞き入れないので、姿を隠して見えなくなった。五丁は張生の正體が北郭の張仲子であることを見抜き、張仲子の廟を破壊した。（費丁化）

さて、秦の惠王は司馬錯の計を用いて、蜀を併吞しようとたくらんでいたが、蜀への道があまりに險しく、兵士を通らせることができなかった。そこで、秦は牛の石像を五體造り、これを蜀との國境に置き、さらに牛の尾の下に、餅状にした黄金を置いた。そして、蜀の者がその黄金を持ち去ると、そのつどまた黄金を置いた。蜀王はこの話を聞くや、人を遣わして調べさせたところ、一月で千斤餘りもの黄金がとれることがわかった。そこで、蜀王は五丁に命じ、險しい道を切り開かせ、石牛を國內に持ち歸らせた。これに對して、梓潼神は儒者に化け、道を切り開くのはやめるよう、蜀王を諫めたが、聞き入れられなかった。（石牛化）

秦王はさらに、宗室の娘五人を蜀王のもとに嫁がせた。蜀王は五丁を遣わして、秦の五女を國境まで出迎えさせた。梓潼神は儒生に化け、蜀王を諫めたが、またもや聞き入れられなかった。（五婦化）

五丁は五女を出迎えると、蜀への歸途に就いた。それに對して、梓潼神は巨大化し、道の上に横たわって、道を遮った。そうすれば、五女は怖がって、秦に歸るであろうと考えたからである。ところが、天帝は、梓潼神を忠なる者と評價する一方で、天命は蜀王を排除して、秦王を盛り立てることに決まったのであるから、邪魔はしないようにと告げた。そこで、

梓潼神は収縮してもとの大きさに戻った。そうこうしているうちに、歸國途中の五丁に出くわした。五丁は梓潼神に向かって、「こいつはうちの北郭の神張仲子だ！捕まえて食っちゃおう！」といい、梓潼神を追い回した。梓潼神は山を腹這いになって逃げたが、洞穴に入ったところで、五丁に體を捉まれてしまった。梓潼神は急なことだったので、やむをえず巨大化して百倍の大きさになった。そのとき起こった震動によって山が崩れ、五丁と五女は生埋めになった。（顯靈化）

ところで、この『文帝化書』では、五丁が追い回したのは、巨大化したあと収縮してもとの大きさに戻った梓潼神とされており、蛇であるとは明記されていない。しかし、五丁がこれを捕まえて食べようとしているから、おそらくこのとき梓潼神は、人間以外のものに化けていたと思われる。しかも、五丁から逃れる際に、梓潼神は山を腹這い（原文では「腹行」）になって移動している。したがって、『文帝化書』においても、梓潼神が蛇の姿に化したことを前提としているはずである。

さて、『文帝化書』の五丁・五婦説話を、先ほど分析した唐代以前のものと比べると、全體的に複雑化しており、内容の異なる点や、新たに話の加えられている点が散見する。しかし、決定的に異なるのは、蛇がとった行動の意味である。すなわち、唐代以前の五丁・五婦説話においては、梓潼蛇がいかなる意圖をもって行動していたのか定かではない。ところが、『文帝化書』においては、蛇（梓潼神）は秦の五女の入蜀を阻止するために、意圖的に道路に横たわったのである。梓潼神がこのような行動をとったのは、五女を蜀へ迎える件について蜀王を諫めているように、それが秦の謀略であり、蜀王のためにならないと考えたからであろう。つまり、梓潼神は蜀王のためを思って行動したことになるが、であるからこそ、梓潼神は天帝から秦による蜀征服の邪魔をするなど咎められはするものの、その一方で忠なる者であるという評価も受けている。梓潼神は儒生に化け、蜀の對秦政策について三度も蜀王を諫めているが、これも忠の心から出たものであろう。なぜ梓潼神が蜀王に對して忠を盡そうとしていたのかというと、『文帝化書』費丁化に、

予既爲之神、享其血食。

とあるように、蜀によって祀られていたからに他ならない。つまり、梓潼神は祀られていたことに恩義を感じ、蜀王に忠を盡そうとし、大蛇に化してこのような行動をとったのである。後世、清・屠用謙「詳請修建文昌廟文」も梓潼神のこのような行

動について、

又相傳秦惠王遺蜀王美女。遣五丁迎之。帝君諫不聽。怒逐之山摧、丁與女俱壓焉。是又一代之忠臣也。
と述べ⁽²⁹⁾、「一代之忠臣」という贊辭を與えている。

さて、本節を終えるにあたって、『神僊鑑』の五丁・五婦説話について言及しておきたい。『神僊鑑』にも五丁・五婦説話に相當する説話があるが、他の史料とは話の設定が全く異なっている。すなわち、第一節でも舉げたように、『神僊鑑』ではその卷八第八節に「既報宿怨、徙居於梓潼縣北八里七曲山、即隱身於巖穴、而露尾」とあり、梓潼神は邛池邑を沈めた後、梓潼縣の七曲山の巖穴に身を隠している。しかし、「而露尾」とあるように、尾だけが隠し切れず、巖穴の外に露出していたとされている。つまり、梓潼神は蛇の姿のまま、巖穴に身を隠したのであろう。そこで、『神僊鑑』では、ここから話が次の卷八第九節につながっている。すなわち、

衆聞五丁氏子能徙山、募令引之以逆出。五丁力窮難拔、山忽崩、五丁皆化爲石。有司奏其異、帝命賑恤鄰近被災者。時人因張氏所養之蛇、謂爲張惡子。請立祠祀之。其神甚靈。

とあり、尾だけが露出している蛇の梓潼神を、五丁が引き抜いたとされている。第一節で述べたように、『神僊鑑』では、梓潼神が邑を水没させたのは前漢・宣帝の甘露四年のこととされているが、五丁が梓潼神を引き抜いたのも、同年の話として記されている。それゆえ、唐代以前の五丁・五婦説話、及び『文帝化書』の五丁・五婦説話が、戰國時代中期の秦の惠王期の出来事とされているのは、全く異なっている。だいたい、右の『神僊鑑』の記述では、蜀王も石牛も登場しないし、五丁が五女を迎えに行った話も全く出てこない。右の記述には「時人因張氏所養之蛇、謂爲張惡子。請立祠祀之。其神甚靈」とあるが、このように梓潼蛇が張氏の育てたものとされているのも、『神僊鑑』では張夫婦によって育てられた蛇が邛池邑を沈め、かつ五丁を生き埋めにしたとされているからであらう。つまり、『文帝化書』では、梓潼蛇と陷河説話の蛇が、それぞれ個別に梓潼神の轉生とされているにとどまっているが、『神僊鑑』ではそれに加えて、梓潼蛇と陷河説話の蛇が全く同一のものとされているのである。その點では、『神僊鑑』の梓潼神は『文帝化書』よりもさらに強く、梓潼蛇と陷河説話の蛇を吸収しており、複數

の神々が混然一體となつていゝといえよう。

第四節 晉人張亞子の由來

ところで、「はじめに」でも述べたように、晉代の張亞子なる人物が死後祀られ、それが梓潼神の起源になつたとする史料もある。そして、次節で詳しく述べるように、『文帝化書』などの道教經典においては、この晉人張亞子も梓潼神の轉生とされている。そこで、從來の研究においても、蕭崇素氏のように、これらの史料を受けて、張亞子は實在した氐人の武將であつたとする説もあるが⁽³⁰⁾、一體この晉人張亞子とはいかなる人物であつたのであろうか。

しかし、そもそも梓潼神の起源が晉人張亞子にあるとしている史料を見ると、いずれもかなり後の時代に記されたものであることに氣づかされる。梓潼神の起源が晉人張亞子にあることを述べている史料はたくさんあり、例えば「はじめに」で挙げた『事物紀原』もまさにそれであるが、北宋・樂史『太平寰宇記』卷八十四劍南東道三劍州梓潼縣條に、

濟順王、本張亞子、晉人。戰死而廟存。

とあるのが、少なくとも現存する史料の中では最も古いものである。

それに對して、北宋より前の史料では、張亞子が晉代の人とされている例はない。例えば、第一節で挙げた『王氏見聞』は五代十國期に著されたものであるが、既に検討したように、『王氏見聞』における張亞子は、完全に陷河神という蛇神の名とさされている。もつとも、『王氏見聞』には第一節で挙げた記述に續いて、

爾後姚萇遊蜀。至梓潼嶺上、憩于路傍。有布衣來、謂萇曰、君宜早還秦。秦人將無主。其康濟者在君乎。請其氏。曰、吾張惡子也。他日勿相忘。萇還後、果稱帝于長安。因命使至蜀、求之弗獲。遂立廟于所見之處。今張相公廟是也。

とあり、張亞子と後秦の初代皇帝姚萇との説話が記されているが、張亞子が梓潼で姚萇の前に姿を現わしたときには、「布衣」すなわち無位無官の者の姿をしていたとされている。ということは、少なくともそのときの張亞子は、人の姿をしていたはず

であるが、それは蛇神である張亞子が人の姿に化して現れたのであって、晋代の人物とされ、戦死までしている張亞子とは、全く性格が異なっている。

また、『太平廣記』卷四百五十八引の『北夢瑣言』の佚文には、

梓潼縣張蛩子神、乃五丁拔蛇之所也。或云、嶺州張生所養之蛇、因而祠、時人謂爲張蛩子。其神甚靈。

とあるように、梓潼縣の張亞子神は、五丁が引き抜いた蛇であり、また一説に嶺州の張生の育てた蛇が祀られたものとされている。嶺州の張生とは、要するに陷河説話の張老人のことであるから、彼に育てられた蛇というのも、當然陷河説話の蛇を指す。それはともかく、二つの説のいずれであっても、張亞子神は蛇とされており、晋人張亞子とはされていない。しかも、この『北夢瑣言』には、さらに他にも張亞子神が蛇であったとする記述が見える。すなわち、『北夢瑣言』には右の記述に續いて、次のように記されている。

僞蜀王建世子名元膺、聰明博達、騎射絶倫。牙齒常露、多以袖掩口、左右不敢仰視。蛇眼而黑色、兇惡鄙褻、通夜不寐。竟以作逆伏誅。就誅之夕、梓潼廟祝巫爲蛩子所責、言我久在川、今始方歸。何以致廟宇荒穢如是耶。由是蜀人乃知元膺爲廟蛇之精矣。

これを要約すると、以下の通りになる。すなわち、五代十國・前蜀の高祖王建の太子元膺は、反逆の罪によって處刑された。元膺が處刑された日の夕方、梓潼廟の巫祝が張亞子に、廟が荒れ果てていることを責められた。その際、張亞子は、自分が長らく四川におり、今ようやく梓潼廟に歸ったばかりであることを告げた。これを聞いた蜀の人々は、元膺が梓潼廟の蛇の精であつたことを知った、という話である。

張亞子が巫祝を責めた言葉の中に、自分が四川に長い間いたとあるが、これは要するに張亞子が元膺として暮らしていたことを指し、また今梓潼廟に歸ったばかりというのも、元膺として處刑され、死後張亞子の魂が廟に戻ってきたことを指すのであろう。つまり、元膺は張亞子の化身とされていることになるが、この史料に見える張亞子は、「由是蜀人乃知元膺爲廟蛇之精矣」とあり、完全に蛇神とされている。右の史料では「牙齒常露、多以袖掩口、左右不敢仰視。蛇眼而黑色、兇惡鄙褻、通夜

不寐」とあるように、元膺が蛇のような目つきをしており、犬齒が露出し、強暴な性格とされているが、それは恐るべき蛇神の化身とされているからであろう。

以上から、張亞子が晉の人とされているのは、宋代以降のことであり、それより前は蛇神とされていたことが知られる。

それでは、一體晉人張亞子なる者は、どこから現れたのであろうか。これについて中國の學說では、晉人としての張亞子の事跡が、張育に似ていることから、『華陽國志』に見える梓潼縣の亞子祠と、張育を祀る祠とが混同され、「張亞子」という姓名が形成されたと理解するのが一般的である。張育とは、『晉書』卷百十三苻堅載記上に、

蜀人張育・楊光等起兵、與巴獠相應、以叛於堅。晉益州刺史竺瑤・威遠將軍桓石虔率衆三萬據墊江。育乃自號蜀王、遣使歸順。與巴獠酋帥張重・尹萬等五萬餘人進圍成都。尋而育與萬爭權、舉兵相持。堅遣鄧羌與楊安等擊敗之。育・光退屯縣竹。安又敗張重・尹萬于成都南、重死之、及首級二萬三千。鄧羌復擊張育・楊光于縣竹、皆害之。

とあるように、東晉・孝武帝の寧康二年（三七四年）に兵を起こしてみずから蜀王と號し、晉朝に歸順して、前秦の苻堅による蜀への侵攻を迎え撃ったが、敗れて縣竹縣（現在の四川省綿竹縣・德陽縣一帶）で戦死したという人物である。

そこで、この張育の事跡を晉人張亞子と比べると、確かに張育も晉に歸順することによって、「晉に仕えて」いるし、また前秦の軍と戦って「戦死」している。しかし、共通点といえばせいぜいその程度であって、そもそも張亞子が祀られている梓潼とは何の接点も見出せない。梓潼が張育の出身地であるとか、梓潼で戦死したというのであればまだしも、張育の出身地は未詳であり、しかも戦死したのは梓潼よりかはるか西南の縣竹である。したがって、張亞子が張育に起源があるとする理解は、その史料的な根據が十分にあるとはいいいがたく、結局晉人張亞子の由來は、現時點では斷定しがたいとせざるをえない。

第五節 晉人張亞子と陷河説話

前節では、晉人張亞子は宋代以降の史料にしか出てこないことを明らかにした。しかし、それでもこの晉人張亞子について

の史料を分析すると、非常に興味深いことがわかる。

まず、例えば南宋・祝穆『方輿勝覽』卷六十七隆慶府條には、

靈應廟、即梓潼廟。在梓潼縣北七八里七曲山。按圖志、神姓張、諱亞子。其先越嶲人也。因報母仇、遂陷縣邑、徙居是山。とあり、梓潼神張亞子の先祖は越嶲の人であったが、張亞子が母の仇を報じ、「縣邑を陥れ」たために、居を梓潼縣の七曲山に移したとされている。この『方輿勝覽』では、張亞子が晉代の人とは記されていないが、「其先越嶲人也」とあるように、先祖が「人」と表現されているから、蛇神ではなく、神として祀られる前の、晉人張亞子が想定されているのであろう。このような晉人張亞子の説話は、例えば『大明一統志』卷六十八保寧府祠廟條に、

靈應廟、在七曲山頂。即梓潼廟也。按圖志、神姓張、諱亞子。其先越嶲人。因報母仇、徙居是山。

とあるように、後世の他の史料にも散見する。なお、先述のように、『文帝化書』では晉人張亞子が梓潼神の轉生の一人とされているが、その第七十一丁未化には、

予以寶杖自隨、無適不可。因念前身兩海之隅、復經從焉。越裳之西・越嶲之南・兩越之間有金馬山。勝境情絶。張老夫婦、予累生之父母也。於是生焉。時晉武帝太康八年歲值丁未二月三日夜子刻。以甲子考之、則其時已屬辛亥矣。

とあり、晉人張亞子は「金馬山」で生まれたものとされている。金馬山は現在の四川省越西縣にあり、越嶲の地にあたる。

そこで、晉人張亞子が居を越嶲から梓潼へ移したとする話は、『文帝化書』第七十二水漕化にも見える。しかし、この説話は『清河内傳』にもほぼ同内容の記述が見え、しかも『文帝化書』よりもはるかに詳しく記されているので、以下『清河内傳』の記述を掲げる。

予自笑且樂、身體光射。居民祈禱、則予嗤而訕、長嘯曰、土木而能衣人之衣、食人之食。享之而有應、謗之而有禍。我爲人而焉無靈乎。自後夜之怪夢、或爲龍、或爲王者天符、爲水府漕（曹）。自怪、而不甚信爲吉兆。後三農愆旱、膏澤無甦。舞雩祝神、恬然無驗。予思曰、夜寐怪夢治水府。今久當驗。夜往水際、以夢中官銜牒河伯。而驚魂尤恐、忸怩不能。忽爾之間、雲四合、風雷震。一吏稽首予前曰、運判徙居。予曰、非我也。我乃張戸老之子、名亞。吏曰、奉命促子。予曰、家

人如何。吏曰、先到治所。予惶惶未決、吏揖上一白驢而去。俛首里閤、風雨聲中、頓失鄉地。到一山連劍嶺、而撐參宮、若鳳凰之偃。下有古湫。引吾入一巨穴。門有數石笋。吏曰、民之祈禱、祝此石而有應。名雷柱。吾方褰衣入穴。(中略)入穴則若墮千仞之壑。近地而足不沾、若騰身虛空。有王者之宮、有禁衛。予遂入、果一家悉都其間。

これによれば、晉人張亞子が梓潼へ移ったのは、次のような経緯による。すなわち、張亞子の里では旱魃が起こり、農作物が育たなくなつたため、里の人々は雨乞いをしたが、全く効き目がなかつた。そこで、張亞子は自分が水府の官吏となつた夢を見ていたので、ある夜、水邊に赴き、夢の中で務めた官名を書いて文書を作り、河伯に渡した。すると、たちまち風と雷が起こり、張亞子の前に一人の官吏が現われ、風雨の中、張亞子を梓潼縣の七曲山へ連れ去つた、というものである。そして、張亞子は七曲山に着いたところで、祈れば雨が降るといふ「雷柱」をその官吏から見せられているが、越嶲を立ち去る際に起こつた雷・風・雨は、この雷柱が張亞子の住んでいた里の人々の祈りに感應して起こつたものとされているのであろう。結局、このとき降つた雨は、『文帝化書』水漕化に、

一夕、雨澤大作、徧全蜀之境。

とあるように、蜀全土を潤しており、民の祈りに應えたものとなつてゐる。

しかし、『清河内傳』及び『文帝化書』の晉人張亞子説話では、確かに張亞子は越嶲から梓潼へ移つてゐるものの、前掲の『方輿勝覽』などのように、母の仇を報じ、「縣邑を陥れ」たために梓潼へ居を移したとされているわけではない。『清河内傳』、『文帝化書』の場合、何のために張亞子が梓潼へと連れ去られたのかは、理由がよくわからないが、少なくともこの史料における張亞子は、母の仇を報じてなどいないし、ましてや「縣邑を陥れ」るようなこともしていない。だいたい、『清河内傳』に「果一家悉都其間」とあるように、張亞子が官吏に連れられて七曲山に到着し、宮殿のような建物に入ると、自分の家族全てがそこに連れて來られていたと記されており、張亞子の家族が何らかの危難に遭遇した様子は見られない。ちなみに、『文帝化書』水漕化では、

入大穴中、宮庭明敞。父母以下血屬皆在。

とあるので、『清河内傳』のいう「一家」には、張亞子の母も含まれたはずである。

ところが、この『清河内傳』、『文帝化書』の晉人張亞子説話を陷河説話と比較すると、いくつか共通点があることに気づかされる。すなわち、まず一つは、晉人張亞子説話も陷河説話も、同じ越嶲の地で起こったとされていることである。もともと、先述のように、張亞子が暮らしていた金馬山は越西縣にあり、陷河説話の西昌市とは、近接しているといえるほど距離が離れていないわけでもないが、いずれも越嶲の地であることに変わりはない。

第二に、雷・風・雨である。すなわち、『清河内傳』、『文帝化書』では、張亞子が越嶲を立ち去る際、雷・風・雨が起こっているが、陷河説話においても、蛇が雷・風・雨を起こしている。もともと、陷河説話の蛇がみずから雷・風・雨を起こしているのに對し、張亞子説話の場合には、雷柱の力による。また、陷河説話では邑を水没させるために、雷・風・雨を起こしているが、張亞子説話の場合には、民の雨乞いに應じるためという違いがある。

第三に、家族も越嶲の地から一緒に移っていることである。もともと、張亞子説話の場合には、官吏が家族を移動させているが、『文帝化書』、『神僊鑑』の陷河説話では、邑が水没する際に、蛇が自分の體に父母を乗せて、邑を脱出している。なお、同じ陷河説話の中でも、『王氏見聞』の場合には、張夫婦は生き残ってはいるものの、邛都縣の地を離れたのかどうかは明記されていない。また、『益州記』では、邑が水没する前に、蛇の育ての母は縣令によって殺されている。

第四に、越嶲を離れた後、梓潼へ移っていることである。もともと、陷河説話の場合、梓潼に移ったと明記されているのは『神僊鑑』のみであり、『文帝化書』に至っては、むしろ蛇はその後邛池の中に幽閉されている。なお、『王氏見聞』では、陷河説話の後、張亞子神として梓潼で姚長と出会う話が記されているから、陷河説話の蛇がその後梓潼へ移ったと想定されているのかもしれない。

以上のように、『清河内傳』、『文帝化書』の晉人張亞子説話を陷河説話と比較すると、それぞれの行動の主體や、またそれぞれの行動の意味こそ大きく異なっているものの、客觀的な行動の大筋が奇妙なほど類似している。これは一體何を意味するのだろうか。

そこで、『清河内傳』や『文帝化書』などの道教經典に見える晉人張亞子説話は、實は陷河説話の影響を受けて形成されているのではないであろうか。もっとも、陷河説話については、既に見てきたように、『文帝化書』には梓潼神の轉生の一つとしてとり入れられている（ちなみに、『清河内傳』には、陷河説話は収録されていない）。しかし、その一方で、『文帝化書』においては、晉人張亞子説話は陷河説話と全く別の説話として位置づけられているにもかかわらず、その説話の形成にあたって、陷河説話の影響を受けたと考えられる。

そして、このように解してこそ、なぜ『方輿勝覽』などの史料において、晉人張亞子が母の仇を報じ、「縣邑を陥れ」、越嵩から梓潼へ居を移したとされているのか説明がつく。すなわち、『清河内傳』、『文帝化書』、『神僊鑑』など、梓潼神の事跡について語っている史料は多く、その中にはさまざまな説話が収録されている。にもかかわらず、梓潼神の轉生の一人である晉人張亞子が、母の仇を報じ、「縣邑を陥れ」という説話は見られない。また、『方輿勝覽』などにおいても、その仇討ちについては、ただ母の仇を報じたとあるだけで、張亞子の母が誰からいかなる危害を加えられたのかなど、具體的なことは何一つ記されていないし、「縣邑を陥れ」たことについても、これだけでは何のことなのかさっぱりわからない。

しかし、陷河説話の中でも『益州記』では、蛇の育ての母が縣令によつて殺されており、それに對して蛇も「當爲母報讐」と述べ、母のために報復せんと明言している。しかも、邑を水没させることによつて、確かに文字通り「縣邑を陥れ」ている。それゆえ、『方輿勝覽』などに見える、張亞子が母の仇を報じ、縣邑を陥れたとする説話は、この『益州記』の陷河説話の影響を受けて形成されたのではないであろうか。もちろん、『方輿勝覽』などの張亞子は人間であつて、陷河説話のような神通力を持った蛇とされているわけではない。しかし、そもそも晉人張亞子説話が陷河説話の影響を受けて形成されているからこそ、兩者の説話が容易に混同され、晉人張亞子が母の仇を討ち、縣邑を何らかの方法によつて陥れたという、『方輿勝覽』のような話ができあがったのであろう。

結 語

以上、五節にわたって論じたことを要約すれば、次のようになる。すなわち、文昌帝君——梓潼神の轉生説話の一つとして、陷河説話があるが、それはもともと邛都夷の間に伝えられた説話であった。陷河説話の蛇が「張亞子」と呼ばれるようになったのは、梓潼神の前身であり、梓潼縣で崇拜されていた張亞子神に、陷河説話の蛇が吸収されたことによる。そして、邛都夷の陷河説話の蛇が、梓潼縣の張亞子神に吸収されえたのは、兩神がいずれも蛇神であり、かつ五丁・五婦説話から知られるように、梓潼の地では元來、蛇神信仰が盛んであったことによる。一方、梓潼神の起源が晉人張亞子にあるとする史料もあるが、それは後世になって、むしろ逆に陷河説話の影響を受けて生まれたものである。

さて、以上で明らかにしたことから、いかなることがいえるであろうか。

まず一つは、文昌帝君が實にさまざまな神、及びそれに付随するさまざまな説話を吸収して成立していることである。「はじめに」においては、文昌星神君と梓潼神が融合し、文昌帝君が成立したと述べたが、文昌帝君が形成されるまでの道のりは、ただ單にこの二神の融合にとどまるものではなかった。文昌星神君と融合する前の梓潼神に限って見ても、梓潼縣で崇拜されていた蛇神・雷神である張亞子神に、邛都夷の陷河説話の蛇神、五丁・五婦説話に登場する梓潼蛇が吸収されている。もっとも、それはあくまでも史料によって知りうる範囲のことであって、實際にはさらにたくさん神及び説話が吸収されているのかもしれない。このように、梓潼神がさまざまな神の融合體であるのも、この四川という地域に多種多様な民族が暮らしており、彼らの崇拜する多種多様な神々が祀られていたことに原因があるものと思われる。それゆえ、梓潼神は四川地域における民族文化の多様性の所産であるといえよう。

そして、このように梓潼神がさまざまな神の融合體であることは、梓潼神がその説話において、上古以來、何世代にもわたって轉生を繰り返したとされているのと無関係ではあるまい。おそらく、さまざまな説話をとり込んだ結果、複数の神にまつわる説話が、梓潼神という一柱の神の轉生者の事跡して編成されたのであろう。また、逆に梓潼神がさまざまな神の融合體で

あるという性格を有するからこそ、四川地域に伝えられた説話のみならず、呉の張善勲、西周の張仲、前漢の趙王如意など、本来四川とは何の関係もない歴史上の人物さえも、梓潼神の轉生としてとり入られていったのではないであろうか。

次に、二つ目に指摘しておきたいことは、これらの融合を通して、梓潼神が形成される長い道のりの中で、神の性格に變化が生じていることである。すなわち、第一節で検討したように、同じ陷河説話であっても、『益州記』では、蛇が縣令の馬を食べたことについて、老婆は飼主としての責任を問われ、縣令によつて殺されている。そこで、確かに蛇は邑を水没させ、母の仇を討つてはいるものの、みずからの輕舉妄動によつて、母を死に至らしめていることに變わりはない。文昌帝君といえ、特に「孝」の徳目を備えていることで有名であり、後世になると、文昌帝君の著とされる『文昌孝經』なる書まで世に現われるほどであるが、このような『益州記』の蛇の行動は、およそ孝の規範からは著しくはずれたものといわざるをえない。ところが、それに對して『王氏見聞』以降では、蛇を育てた張夫婦はあわや刑罰を執行されそうになるものの、蛇が邑を水没させたおかげで助かっている。つまり、『王氏見聞』以降の陷河説話では、蛇は親を死に至らしめるほどの不孝をはたいてはいないことになる。

また、『益州記』、『王氏見聞』の陷河説話においては、蛇は縣令の馬を食べており、さらに『王氏見聞』では、それに加えて近鄰の家畜をも食い荒らしている。しかも、いくら母の復讐（『益州記』の場合）ないし父母を助ける（『王氏見聞』の場合）ためとはいえ、邑を水没させ、あまたの人々の生命を奪っている。蛇のこのような所業は、著しく反社會的であると同時に、非道德的である。ところが、『文帝化書』以降の陷河説話では、近鄰の家畜の所有者は、梓潼神の前世のかたきである呂氏一族であるし、馬の所有者である縣令呂牟も呂后の轉生であり、またその馬自身も呂産の轉生とされている。つまり、いかなる形であれ、彼らに對して危害を加えることは、梓潼神にとつては前世の復讐となるわけである。また、水没させた邑の民にも、呂姓が多かったとされている。もつとも、邑を水没させ、多數の人々の命を奪ったことについては、さすがに天帝によつて咎められはするものの、少なくとも『益州記』、『王氏見聞』の陷河説話に比べれば、梓潼神の行動には前世の復讐のためという大義名文がある。しかも、『文帝化書』咸陽化によれば、趙王如意として死んだ梓潼神が、母である戚姫が呂后に虐殺されたの

を冥土から見るや、呂氏一族に對して復讐の念を懷いたとされており、みずからが受けた危難に對する復讐というよりは、母の仇を討つことを目的としていることが強調されている。この點に限っていえば、まさに孝の思想に合致するものといえよう。ちなみに、第三節でも擧げた屠用謙「詳請修建文昌廟文」は、

梓邑文昌大廟、由來久矣。按圖志云、神姓張、名亞子。其先越嶲人。因報母讎、徙居是山。屢著靈異。宋元歷封輔元開化司祿宏仁帝君。是固一代之孝子也。

と述べている。これは梓潼神の説話のうち、陷河説話ではなく、『方輿勝覽』のごとく晉人張亞子が母の仇を討ったことについて述べたものがあるが、やはり「孝子」として絶賛している。

それから、第三節で検討した五丁・五婦説話では、梓潼蛇が五女の入蜀を阻んでいるが、唐代以前の五丁・五婦説話では、單に五丁によって穴から引き抜かれそうになったのを、懸命に耐えた結果としてたまたま山が崩れ、五丁と五婦が死亡したのであつて、意圖的に五女の入蜀を阻止したわけではない。ところが、それに對して『文帝化書』では、秦の計略であることを見抜いた梓潼神が大蛇に化し、五女の入蜀を阻止している。しかも、それは蜀王への「忠」を盡すためであつた。後世、文昌帝君の著として、『文昌忠經』なる書も現われるが、このような文昌帝君の性格とまさに適合する。

また、第五節では、晉人張亞子説話が陷河説話の影響を受けて形成されたことを明らかにしたが、陷河説話では、蛇が風・雨・雷を起こすことによって、邑を水没させている。ところが、それに對して晉人張亞子説話では、雷柱を通してではあるが、民の雨乞いに應えるために、風・雨・雷を起こしており、逆に民に對して利益をもたらしている。

以上を総合すると、確かに梓潼神はさまざまな神々に伴う説話を吸収しているが、そのままの形でとり入れていくわけではなく、しばしばそれらの説話を變更・改編したうえでとり入れていることが知られる。また、外面的には同じ行動であつても、梓潼神の轉生説話としてとり入れられた場合には、そのような行動をとった動機・理由が變更されたり、新たに加えられたりしている。そして、このような説話の變更・改編が、概して忠・孝などの倫理化の方向へ傾斜していることは、以上の分析から既に明らかであろう。つまり、さまざまな神々の説話が梓潼神の轉生説話としてとり入れられる際には、たとえそれらの神々

の行いが忠・孝に反するものあつても、忠・孝に適合するように説話の読み替えがなされているのである。

このような理解から、第四節で挙げた『北夢瑣言』の説話を検討すると、非常に興味深いことがわかる。すなわち、『北夢瑣言』では、蛇神張亞子は太子元膺に化したとされているが、元膺は反逆の罪をもつて處刑されている。父であり、君主でもある王建への反逆は、不孝かつ不忠であり、後世、忠・孝をもつて稱えられた梓潼神の所業とはとても思えない。ところが、なぜかこの説話に限っては、『文帝化書』などの道教經典には全く記載がない。それはおそらく、この説話は忠・孝を重視する後世の梓潼神の性格と合わず、いかように説話を読み替えても忠・孝には適合しないから、意圖的に排除され、梓潼神の轉生説話の中には編入されなかったであろう。

以上のように、梓潼神はさまざまな神々の説話を忠・孝に適合させたうえで、吸収していったのであるが、そもそもこの忠・孝なるものは、漢族の道徳的・社會的規範であつた。しかし、梓潼神に吸収された説話の中には、例えば邛都夷の陷河説話のように、非漢族のものも含まれている。つまり、梓潼神は、漢族の規範とは必ずしも合致しない非漢族の神々を、漢族の規範に改変したうえで吸収していることになる。

しかも、このようにして成立した梓潼神は、今度は逆に漢族のみならず、非漢族の人々にも信仰されるようになる。例えば、現在でも主に四川省の岷江上流域に分布する羌族の中には、文昌帝君が祀られている地域もある⁽³¹⁾。これはまさに、非漢族が漢族の文化を受け入れ、徐々にみずからの文化を喪失し、漢族化していくという、いわゆる「漢化」の所産であるが、漢化によつてもたらされた梓潼神信仰は、皮肉にもその形成に非漢族の神々が大きくかかわっていたのである。しかし、非漢族が漢化の一環として受容した梓潼神は、既に非漢族の神々が完全に吸収され、いわば忠・孝化した後のものであつた。それゆえ、梓潼神には非漢族の神々も吸収されているにもかかわらず、非漢族にとつて梓潼神信仰を受容することは、漢化以外の何者でもなかつた。したがつて、四川地域における梓潼神信仰は、忠・孝という漢族の道徳的・社會的規範を非漢族にも遵守させ、漢族による非漢族支配に大きな役割を果たしたということになる。

注

- (1) 文昌帝君に對する主な研究としては、森田憲司「文昌帝君の成立——地方神から科擧の神へ——」（梅原郁編『中國近世の都市と文化』京都大學人文科學研究所、一九八四年）、王家祐「梓潼神歷史探微」（王氏『道教論稿』巴蜀書社、一九八七年）、張澤洪「文昌帝君信仰的由來」（『上海道教』一九九三年第四期）、謝煥智「張亞子爲何被追封爲「文昌帝君」」（『四川文物』一九九四年第二期）、テリー・クリーマン（丸山宏・田中文雄譯）「梓潼帝君信仰研究の現状」（道教文化研究會編『道教文化への展望』平河出版社、一九九四年）、蕭崇素「梓潼縣」與氏羌文化」（『藝苑求索』一九九六年第一期）などがある。
- (2) もっとも、森田憲司氏が指摘されるように、民間では延祐三年以前においても、梓潼神を「文昌星」に結びつけて信仰している例が見える。森田氏前掲論文參照。なお、文昌星については後述する。
- (3) 鈴木健之「中國の土地沈沒傳説に關する一考察——その血のシンボリズムをめぐる——」（『比較民俗學のために——小島璣禮教授退官記念論集』二〇〇二年）に「引用・參考論文」として擧げられている諸論文を參照。なお、鈴木氏の論文があることは、慶應義塾大學文學部の桐本東太助教授から御教示いただいた。
- (4) 『搜神記』のテキストの問題について論じた主な研究としては、上村幸次「搜神記私考」（『大谷學報』第二十一卷第四號、一九四〇年）、小杉一雄「搜神記批判」（『史觀』第二十五冊、一九四一年）、内田道夫「中國小説研究」（評論社、一九七七年）第三章「搜神記の世界」、西野貞治「搜神記攷」（『大阪市立大學文學會人文研究』第四卷第八號、一九五三年）、同「敦煌本搜神記の説話について」（同上第八卷第四號、一九五七年）、同「敦煌本搜神記について」（『神田博士還曆記念書誌學論集』平凡社、一九五七年）、清水榮吉「搜神記私記——三種のテキストの對話を中心として——」（『天理大學學報』第十六輯、一九五四年）、竹田晃「二十卷本搜神記に關する一考察——主として太平廣記との關係について——」（『中國文學研究』第二號、一九六一年）、范寧「關於『搜神記』」（『文學評論』一九六四年第一期）、張錫厚「敦煌寫本『搜神記』考辨——兼論二十卷本・八卷本『搜神記』」（文學評論編輯部編『文學評論叢刊』第十六輯、中國社會科學出版社、一九八二年）、王國良「敦煌本搜神記考辨」（『漢學研究』第四卷第二期、一九八六年）、江藍生「八卷本『搜神記』語言的時代」（『中國語文』一九八七年第四期）、項楚「敦煌本句道興『搜神記』本事考」（『敦煌學輯刊』一九九〇年第二期）、李劍國「二十卷本『搜神記』考」（『文獻』二〇〇〇年第四期）

などがある。

- (5) 西野氏「搜神記攷」参照。
- (6) 青山定雄「六朝時代の地方誌について——撰者とその内容——」(『東方學報』東京第十二冊之三、一九四二年) 参照。
- (7) 松岡正子「城門の血——中國の土地陷沒説話——」(『早稻田大學大學院文學研究科紀要』別冊第八集、一九八二年) 参照。
- (8) 中國科學院南京地理與湖泊研究所『中國湖泊概論』(科學出版社、一九八九年) 一六頁参照。
- (9) 中國科學院地震工作委員會歷史組編『中國地震資料年表』(科學出版社、一九五六年) 一一七二—一二三〇頁参照。
- (10) 桑秀雲「邛都・笮都・冉駹等夷人的族屬及遷徙情形」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五十二本第三分、一九八一年) 参照。
- (11) もともと、現在の七曲山文昌宮の建物は、全て元代以降に建てられたものである。姚光普「七曲山大廟」(『四川文物』一九九一年第五期) 参照。
- (12) 劉琳『華陽國志校注』(巴蜀書社、一九八四年) 一四七頁注【三】 参照。
- (13) 高亨編著・董治安整理『古字通假會典』(齊魯書社、一九八九年) 八五六頁参照。
- (14) 任乃強『華陽國志校補圖注』(上海古籍出版社、一九八七年) 九二頁注⑤ 参照。
- (15) 『四庫全書總目提要』卷百四十北夢瑣言の條に「蓋仕高氏時作也」とある。
- (16) 劉琳氏前掲書二頁参照。
- (17) 邛都夷について、童恩正氏は濮族系統の民族とされ、桑秀雲は氐系の民族とされ、任乃強氏は滇族の一支族とされる。童氏「四川西南地區大石墓族屬試探——附談有關古代濮族的幾個問題」(『考古』一九七八年第二期)、桑氏前掲論文、任氏『四川上古史新探』(四川人民出版社、一九八六年) 三〇三—三〇五頁参照。
- (18) 童恩正氏前掲論文、劉世旭「涼山的考古與民族」(『四川文物』一九九二年第四期) など参照。
- (19) 「然」は、『太平御覽』卷八百八十八では「金便」に作るが、他書ではいずれも「然」に作るの、改めた。
- (20) 徐中舒「論蜀王本紀成書年代及其作者」(『徐中舒歷史論文選輯』中華書局、一九九八年) 参照。

(21) 『蜀記』は佚書であり、本文で挙げた記述は『太平御覽』卷四十四地部九關中蜀漢諸山五婦山條、同卷百六十六州郡部十二劍南道劍州條、『太平寰宇記』卷八十四劍南東道三劍州梓潼縣條、『新定元豐九域志』卷八劍州條に引用されている。引用されている史料によつて文章が若干異なっていたり、一部省略されているものもあるが、『太平御覽』卷四十四のものが最も詳しいので、本文に挙げたのもこれによつた。

なお、この『蜀記』について劉緯毅氏は、唐代の鄭暉の撰とされ、本文の記述もその佚文の一つとして挙げておられる。劉氏『漢唐方志輯佚』（北京圖書館出版社、一九九七年）四〇六・四〇七頁参照。しかし、劉氏はその根據の一つとして、『太平御覽』・『太平寰宇記』・『太平廣記』に引用されているものは、撰者の名が記されていないが、このとき同名の書は二つとなかつたから、鄭氏の作であろう」と述べておられるが、全く事實に反しており、唐代以前、『蜀記』という名の書が他にも史料上に見られることは明らかである。すなわち、後で掲げるように、『益州記』の撰者でもある南朝梁の李膺にも、『蜀記』という著がある。もともと、劉氏はこれを『益州記』の別名とされるが（劉氏前掲書三〇五頁）、そうであるならば本文の『蜀記』が李膺の手に成るものである可能性もあろう。また、徐中舒氏が指摘されるように、『蜀王本紀』が『蜀記』と呼ばれている例もある。注（20）参照。それゆえ、本文の『蜀記』の撰者及び成立時期を斷定することはできないが、撰者である可能性のある人物のうち、最も時代が下るのは唐の鄭暉であるので、とりあえずここでは唐代以前に成立したものと解しておく。

(22) 『水經注』卷二十七沔水上所引。「秦惠王欲伐蜀、而不知道。作五石牛、以金置尾下、言能屎金。蜀王負力、令五丁引之成道。秦使張儀・司馬錯尋路滅蜀。因曰石牛道」とある。

(23) 「惠王喜、乃作石牛五頭。朝瀉金其後曰、牛便金。有養卒百人。蜀人悅之、使使請石牛。惠王許之。乃遣五丁迎石牛。既不便金、怒遣還之。乃嘲秦人曰、東方牧犢兒。秦人笑之曰、吾雖牧犢、當得蜀也」とある。

(24) 『初學記』卷八所引。「秦王未知蜀道。乃刻石牛五頭、置金於尾下、言此天牛能糞金。蜀人信之、乃令五丁共引牛成道。今在褒城縣界」とある。

(25) 『太平寰宇記』卷八十四劍南東道三劍州劍門縣條所引。「周顯王時、秦惠王謀伐蜀。乃作石牛五頭、朝瀉金其後曰、牛便金。有養卒百人。蜀人悅之、使使請石牛、惠王許之。乃遣五丁、遣石牛入蜀。至靜王五年、秦大夫張儀・司馬錯等從石牛道伐蜀、滅之」とある。なお、『太平寰宇記』では、この説話の記されている『郡國志』が、誰の撰であるのか記されていない。しかし、『太平寰宇記』には、この『郡國志』なる

書が何度も引用されているが、『太平寰宇記』卷三河南道三西京一河南府風俗條に「賈耽郡國志云」とあるのが初出であり、そこでは撰者が賈耽とされている。それゆえ、この説話を述べる『郡國志』も、唐代中期の人賈耽の撰と考えられる。なお、榎一雄氏は、『太平寰宇記』卷三の「賈耽郡國志」は賈耽『古今郡國縣道四夷述』を指すと述べておられる。『榎一雄著作集』第七卷（汲古書院、一九九四年）一九五頁参照。

- (26) 「惠王知蜀王好色、許嫁五女於蜀。蜀遣五丁迎之。還到梓潼、見一大蛇入穴中。一人攬其尾、掣之不禁。至五人相助、大呼挫蛇、山崩。時壓殺五人、及秦五女并將從。而山分爲五嶺、直頂上有平石。蜀王痛傷、乃登之。因命曰五婦冢山。於平石上爲望婦堦、作思妻臺。今其山或名五丁冢」とある。

- (27) 『太平寰宇記』卷八十三劍南東道二綿州巴西縣條所引。「西蜀王使五丁力士迎秦五女。還到梓潼、見一大蛇入穴中。五丁乃力拽之、力竭山崩、壓殺五丁及秦五女。迄今謂之五婦山」とある。

- (28) 「縣有五女、蜀王遣五丁迎之。至此、見大蛇入山穴。五丁引之、山崩、壓五丁及五女。因是山爲五婦山、又曰五婦侯」とある。

- (29) 『重修梓潼縣志』卷五藝文所收。なお、『重修梓潼縣志』は、清の乾隆四十五年（一七八〇年）に編纂された『梓潼縣志』を、咸豐八年（一八五八年）に増訂したものである。

- (30) 蕭氏前掲論文参照。

- (31) 楊健吾「道教在四川少數民族地區的傳播」（『宗教學研究』一九九九年第四期）参照。

張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（一）

早稲田大学簡帛研究会

序 言

一九八三、八四年、湖北省荊州市荊州区張家山の第二四七号漢墓から、一二三六枚にも及ぶ、大量の竹簡が出土した。この第二四七号漢墓は土坑木槨墓で、槨室の中に棺が置かれ、竹簡などの副葬品は槨室内の頭箱に納められている。墓及び副葬品の形態は前漢早期のものであるが、竹簡群中に含まれている曆譜が前漢の呂后二年（前一八六年）で終わっているので、被葬者が死亡し、埋葬されたのもこの年か、あるいはその後遠からぬうちのことと推測されている。被葬者の姓名などは未詳であるが、墓の規模、副葬品の形態・数量、及び竹簡群の内容から、何らかの下級官吏を務めた人物と考えられている。

竹簡群はもと「竹筭」（竹製の箱）に入れられていたようであるが、竹筭は既に朽ちており、しかも泥やその他の副葬品による圧迫を受けて、破損している竹簡もある。また、竹簡群は数巻の冊書として編まれていたらしいが、槨室内への浸水によって散乱し、いかなる順序で編綴されていたのか、一見しただけではわからなくなっていた。それゆえ、竹簡群の整理にあたった張家山漢墓竹簡整理小組は、竹簡の堆積状況や形態・字体・内容などから判断して、その順序を復元したのであるが、その結果、以下のような内容の文書の含まれていることが明らかになった。すなわち、前漢の高祖五年（前二〇二年）と呂后二年（前一八六年）の曆譜、呂后（？）二年の紀年を有する律令である「二年律令」、漢代初期までの裁判例を内容とする「奏瀝書」、人体の経脈や疾病について述べた「脈書」、数学的例題の解法について記した「算數書」、呉王闔廬と伍子胥との問答体で記された兵法書である「蓋廬」、「導引」（養生のための呼吸法）について述べた「引書」、及び当該墓の副葬品を列挙した遣策、である。曆譜が呂后二年で終わっていることから、これらが書写されたのもこの年を下るものではないと考えられている。

まさに前漢初期、及びその前後の時代の法制・科学・思想・文化などを知るうえで、貴重な史料といえよう。

本訳注はこれらの各文書を対象とするものであるが、各担当者が並行して各文書の訳注にあたるため、本誌には毎号複数の文書の訳注が少しずつ掲載されることになる。ただし、本号では二年律令の「賊律」の訳注を掲載するにとどめた。本訳注を通して、当時の法制・科学・思想・文化などに関するこれまでの学説を再検討するとともに、張家山第二四七号漢墓竹簡によって新たに知られるようになったことや、そこから派生する問題点などについて指摘し、同じ領域の研究を志す者への便に供したいと考えている。

凡 例

一、簡番号・釈文は張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年）によった。

一、**原文**は『張家山漢墓竹簡』の図版・釈文を参考にして、簡文を原文の通り、一簡ごとに示したものである。

一、**校訂文**は**原文**に句読点を加えたものであり、簡文中の文字に通仮字や錯字と解されるものがある場合には、括弧で示しておいた（各種括弧の指す意味については、後掲参照）。

また、**校訂文**においては、簡の上ないし下が断絶している場合には、簡の上や下に「……」という記号を付した。これについては、後掲の**書き下し文**、**通釈**についても同様とする。

なお、文中に挿入した「（一）」などは、後掲の**注釈**の番号である。

一、**注釈**の「**整理小組**」以下は『張家山漢墓竹簡』の釈文にそれぞれ付されている注を和訳したものである。また、「**案**」以下は我々が付した案語である。

一、**注釈**の案語や**考察**の中で論文・書籍を参照した場合には、参照した箇所末尾に、著者の姓ないし団体名の略称、及びその刊行年次（西暦）の順に括弧内に表記し（例えば「（工藤一九九八）」など）、論文及び書籍の題名・発行所・

巻数・号数などの詳細については、本訳注の末尾に「参考文献」として列挙した。また、一年に同じ著者の論文・書籍が複数刊行されており、それらを引用する場合には、刊行日の先後に従って、刊行年次の下に「a」・「b」・「c」などの記号を記した（例えば「工藤一九九四^a」）。一人による単著から複数の論文を引用する場合にも、章次の早い順に「a」・「b」・「c」とした。それから、書籍の場合には、刊行年次の下にその頁数を記したものもある（例えば「工藤一九九八、三四二～三四六頁」など）。

一、書き下し文は校訂文や注釈において示した解釈に従って、訓読したものである。

一、通釈は校訂文を和訳したものである。

一、二年律令の簡文、及び注釈、考察において引用するその他の出土文字資料で使用した記号は、それぞれ次のような意味を示すものである。

① 簡牘・帛書がそれより上ないし下で断絶していることを示す。

② 一字分の判読不能文字があることを示す。

一、二年律令も含めて、出土文字資料の文中に見える「■」・「●」・「┐」・「└」・「≡」などは、原文で使用されている記号であり、出土文字資料を掲げる場合には、これらの記号をそのまま表記した。ただし、「≡」（重文符号・合文符号）については、原文においてのみこの記号をそのまま用い、原文以外のところでは、この記号の示すところに従って表記した。例えば、「𠂔」は「𠂔𠂔」と、「夫」は「大夫」と表記した。

一、二年律令の簡文及び引用史料中の各種括弧内に示した文字は、それぞれ次のような意味を示すものである。

① 「（）」 直前の文字が「（）」内の文字の通仮字ないし異体字であることを示す。

② 「へ」 直前の文字が「へ」内の文字の誤りであることを示す。

③ 「【】」 原文には記されていないが、文脈・内容から判断して補うべき文字。

④ 「〔〕」 原文には記されていないが、引用の都合上、文章の意味を明確にするために補ったもの。

二年律令詁注

解題

「二年律令」という名称は、二年律令第一簡の背面に、

■二年律令

とあるように、一連の文書の題目として、原簡に記されたものである。この「二年」については、同じく張家山第二四七号漢墓から出土した曆譜が呂后二年で終わっており、しかも二年律令の中には、呂氏一族を優遇する旨の規定が存在することから、呂后の「二年」を指すと考えられている。この二年律令には、賊律・盜律・具律・告律・捕律・亡律・収律・襍律・錢律・置吏律・均輸律・伝食律・田律・□市律・行書律・復律・賜律・戸律・效律・傳律・置後律・爵律・興律・徭律・金布律・秩律・史律・津関令といった、二十八種の律令の条文が収録されている。睡虎地秦簡の「秦律十八種」や「秦律雜抄」では、例えば「禾・芻稂𣎵（撤）木・薦、輒上石數縣廷。勿用、復以薦蓋。田律」（第七七簡）などとあるように、一条ずつ条文の末尾に「某律」という形で、それがいずれの律の条文であるのかが記されているが、二年律令では、各律令の条文が数条ずつ記された後、末尾の独立した一簡に、その律令の名称が記されているという違いがある。したがって、各竹簡がいずれの律に属するものであるのかは、竹簡の順序が明らかであれば一目瞭然であったであろうが、先述のように、残念ながら張家山第二四七号漢墓の竹簡群は、散乱した状態で発見されている。それゆえ、竹簡の順序もその堆積状態、竹簡の形態・字体・内容などから判断して復元されているので、各竹簡がいずれの律の条文に属するものであったのかについては、あくまでも整理者の復元によっているという問題点もあることを、意にとどめておくべきであろう。

漢代の律令の条文は、従来は『漢書』の本文や注に引用されているものなど、文献史料からわずかに知りうる程度であった。

しかし、二年律令の出土によって、漢代の律令に関する史料が飛躍的に増大したことになる。そこで、本訳注は、二年律令の各条を詳細に検討し、漢代の律令の内容を明らかにするとともに、漢代初期の漢律に多大な影響を与えたと目されている秦律との関係をも検討するものである。

研究の手引き

一 先行研究

二年律令の釈文は、二〇〇一年一月に文物出版社より刊行された、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』において初めて公表された。それゆえ、現在のところ二年律令に関する先行研究は極めて少なく、これについて多少なりとも述べている論文は、わずかに次の〔1〕～〔10〕があるにすぎないようである。

- 〔1〕張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」《『文物』一九八五年第一期。李学勤『簡帛佚籍与学术史』（時報出版、一九九四年）再録）
- 〔2〕彭浩「江陵張家山漢墓出土大批珍貴竹簡」《『江漢考古』一九八五年第二期）
- 〔3〕彭浩（鳥井克之訳）「湖北江陵出土前漢簡牘概説」《大庭脩編『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部、一九九三年）
- 〔4〕李学勤（曹偉琴訳）「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」（前掲『漢簡研究の現状と展望』。李氏前掲書再録）
- 〔5〕張建国「試析漢初「約法三章」的法律效力——兼談「二年律令」与蕭何的關係」《『法学研究』一九九六年第一期。張氏『帝制時代的中国法』（法律出版社、一九九九年）再録）
- 〔6〕張建国「叔孫通定『傍章』質疑——兼析張家山漢簡所載律篇名」《『北京大学學報』哲學社會科學版一九九七年第六期。張氏前掲書再録）

〔7〕 李学勤「試説張家山簡『史律』」《文物》二〇〇二年第四期

〔8〕 李均明「張家山漢簡所反映的二十等爵制」《中国史研究》二〇〇二年第二期

〔9〕 李均明「漢簡所反映的関津制度」《歴史研究》二〇〇二年第三期

〔10〕 水間大輔「張家山漢簡『二年律令』 刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の再検討——」《中国出土資料研究》第六号、二〇〇二年刊行予定

〔7〕と〔10〕以外は、いずれも二年律令の釈文が公表される前に著されたものであるが、これらのうち〔1〕と〔4〕は、実際に二年律令の整理・釈文に従事した者の手に成るものであり、二年律令の篇目や内容について紹介したものである。一方、〔5〕、〔6〕の張建國氏の論文も、釈文が公表される前のものであるが、〔1〕と〔4〕で紹介されている限られた情報をもとに、二年律令について言及したものである。この〔5〕、〔6〕の中では、前漢初期に蕭何が定めたとされる「九章律」、及び叔孫通の「傍章」と二年律令の關係について述べられている。〔7〕と〔10〕は釈文公表後の論文であり、〔7〕は二年律令の「史律」について述べたものである。〔8〕は二年律令及び「奏瀨書」に見える爵制について述べたものであり、〔9〕は二年律令の「津關令」やその他の漢簡を史料として、当時の関津に関する制度について述べたものである。〔10〕は二年律令中の刑法に関する条文を史料として、従来の秦律・漢律の刑法についての学説を再検討したものである。

二 参照すべき史料・工具書

次に、二年律令を読む際には、主に以下のような史料が参考となるであろう。

（甲） 文献史料上の漢律

まず、二年律令は漢代の律令であるから、文献史料に引用されている漢律を参照すべきである。文献史料から漢律の条文を蒐集することは、瀧川政次郎氏が紹介しているように、特に清朝末期～民国初期にかけて盛んに行われたが（瀧川一九四二）、中でも有用なのは、沈家本『漢律摭遺』と程樹德『九朝律考』の両書であろう。これらに標点を加えたものに、

〔11〕鄧経元・駢宇鰲点校『歷代刑法考』（中華書局、一九八五年）

〔12〕『九朝律考』（中華書局、一九六三年）がある。

（乙）秦律（睡虎地秦簡）

次に、二年律令の「解題」でも述べた通り、二年律令は秦律との関係が注目される。秦律を知るうえで最も重要な史料は、一九七五年に湖北省雲夢県睡虎地の第一一号秦墓から出土した睡虎地秦簡であるが、この中には戦国時代後期の秦の法制史料が大量に含まれている。睡虎地秦簡の研究の手引きとしては、

〔13〕矢澤悦子「睡虎地秦墓竹簡研究の手引き」（『法史学研究会会報』第二号、一九九七年）

があるので、そちらを参照されたい。ここでは必要最低限と思われるものを列挙するにとどめておく。

〔14〕雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年）

〔15〕睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）

〔16〕張世超・張玉春合編『秦簡文字編』（中文出版社、一九九〇年）

〔17〕大川俊隆・高橋庸一郎・福田哲之主編『雲夢睡虎地秦簡通仮字索引』（朋友書店、一九九〇年）

〔18〕樹下俊之介『睡虎地秦簡一字索引』（明德出版社、二〇〇一年）

〔19〕秦簡講読会『雲夢睡虎地秦墓竹簡』釈註初稿」（『中央大学大学院 論究』第一〇巻第一号～第一五巻第一号、一九七

八〇八三年)

[20] Katrina C.D. McLeod and Robin D.S. Yates, "Forms of Chin law: an annotated translation of the Feng-chenshih", in *Harvard journal of Asiatic studies* 41-1, 1981.

[21] A.F.P. Hulswé, "Remnants of Chin law, an annotated translation of the Chin legal and administrative rules of the 3rd century B.C. discovered in Yün-meng prefecture, Hu-pei province, in 1975", Leiden, E.J. Brill, 1985.

[22] 早稲田大学秦簡研究会「雲夢睡虎地秦墓竹簡訳注初稿」(『史滴』第九号〜二二号、一九八八〜九九年)

[23] 松崎つね子『睡虎地秦簡』(明德出版社、二〇〇〇年)

[24] 堀毅「有関雲夢秦簡的資料和著述目録」(同氏『秦漢法制史論攷』所収、法律出版社、一九八八年)

[25] 徐富昌「雲夢秦簡相關資料和著述目録」(同氏『睡虎地秦簡研究』所収、文史哲出版社、一九九三年)

[26] 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年)

[27] 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』(同朋舎、一九九八年)

[14] は、睡虎地第一一号秦墓の発掘報告書である。その中に竹簡の図版が掲載されており、各竹簡の左側にそれが何の字にあたるのかが一字ずつ記されている。図版が縮小されているという欠点もあるが、竹簡左側に付された积文は、原簡の字に比較的中実であり、竹簡上の符号なども記されているという利点もある。

[15] は、睡虎地秦簡の図版・积文・注釈・現代中国語訳で構成されている。図版は竹簡の実物大であり、[14] よりも鮮明である。ただし、积文にはしばしば誤植があるので、本書の図版や[14] の积文を参照する必要がある。なお、本書は二〇〇一年に再版されているが、誤植は訂正されていない。

[16] は、睡虎地秦簡の文字を書き写し、文字ごとに集めたものであり、睡虎地秦簡の字形を知るうえで有用である。なお、本書は一字索引としても利用可能である。[17]、[18] も睡虎地秦簡の一字索引である。

[19]、[23] は、睡虎地秦簡の訳注である。[19] は、「日書」を除く睡虎地秦簡全文を訓読し、簡単な注を施したものであ

る。「20」は「封診式」の訳注、「21」は日書を除く睡虎地秦簡全文の訳注である。「22」は、睡虎地秦簡の「語書」・「爲吏之道」・「封診式」、及び「法律答問」の一部について、詳細な注を加えたものである。「23」は、法律答問全文についての訳注である。「24」、「25」は、睡虎地秦簡を史料として使用した論文を集めたものである。「26」、「27」は、いずれも睡虎地秦簡を主な史料としてまとめられた研究書である。二年律令を読むうえでは、「26」は行政・官制について、「27」は刑罰について大いに参考となる。なお、睡虎地秦簡は本によって簡番号が異なっているが、「26」の巻末には各本の簡番号の対照表が掲載されており、非常に便利である。

（丙）奏瀨書

先述のように、二年律令と同じく張家山第二四七号漢墓から出土した「奏瀨書」は、前漢初期までの裁判例を内容とするものであるが、裁判制度について重要な史料であるのみならず、しばしばその中には律の条文も引用されている。それゆえ、二年律令とほぼ同時代の法制史料として、奏瀨書は二年律令を読むうえで非常に重要である。奏瀨書の積文は『張家山漢墓竹簡』の刊行を待つまでもなく、既に一九九三年と九五年度の二度にわたって『文物』誌上で公表されているため（張家山一九九三、同一九九五）、相当量の研究の蓄積があり、関連論文目録なども作られている（31）。それゆえ、奏瀨書に関する工具書についても、以下に列挙するように、必要最小限にとどめておく。

〔28〕飯尾秀幸「張家山漢簡『奏瀨書』をめぐって」『専修人文論集』第五六号、一九九五年

〔29〕中国の歴史と地理研究会『江陵張家山漢簡『奏瀨書』——中国古代の裁判記録——』（一九九六年）

〔30〕学習院大学漢簡研究会「江陵張家山漢簡『奏瀨書』を読む」（『中国出土資料研究』第四号・五号、二〇〇〇・〇一年、

『学習院史学』第三八号・三九号、二〇〇〇・〇一年）

〔31〕学習院大学漢簡研究会「江陵張家山漢簡『奏瀨書』関係論文目録」（『学習院史学』第三八号・三九号附録）

〔28〕と〔29〕はいずれも一九九三年に公表された奏瀨書の前半部分（案例一〇一六）の訳注、また〔30〕は案例一、二、一七〇二二についての訳注である。なお、〔29〕には訳注の他にも、奏瀨書の事項索引・一字索引、関連論文目録などが収録されており、奏瀨書を読むうえで有用である。

（丁）その他の出土文字資料

以上のように、竹簡・木簡などの出土文字資料には、しばしば従来の文献史料では必ずしも知りえなかった、法制に関する史料が含まれている。そのような出土文字資料は他にもたくさんあるが、これらについての研究の手引きとしては、

〔32〕 石岡浩「秦漢簡牘研究の手引き」『法史学研究会会報』第五号、二〇〇〇年）がある。参照されたい。

（戊）唐律

秦律・漢律を読む際には、しばしば唐律の条文が参考になることもある。唐律の標点本としては、

〔33〕 劉俊文『唐律疏議箋解』（中華書局、一九九六年）

があり、これには劉俊文氏による注釈が付されている。また、他にも唐律の訳注書としては、

〔34〕 律令研究会編『訳註日本律令』五〇八（東京堂出版、一九七九～九六年）

がある。

賊律訳注（一）

担当 水間 大輔

○第一簡背

原文

■二年律令

校訂文

■二年律令 ^{〔一〕}

注釈

〔一〕「整理小組」『二年律令』は書題であり、首簡の背面に記されている。同墓から出土した曆譜は漢の高祖五年（紀元前二〇二年）から呂后二年（紀元前一八六年）の間のものであり、簡文の中には呂宣王及びその親属を優遇する規定があり、また呂宣王は呂后の父の諡号であり、呂后元年より用いられたものであるから、「二年律令」の「二年」は呂后二年であろう。この簡の図版はいったん写真撮影した後、追加して撮影したものであるため、もとの正面の形状と若干異なっている。【案】本簡の冒頭は黒く塗りつぶされている。二年律令には、律令の名を記した標題簡が全部で二八本あるが、簡首が欠けているものを除けば、全て簡首が塗りつぶされている。張家山第二四七号漢墓竹簡の他の文書では、「算數書」の標題簡にのみこのような塗りつぶしが見られる。

整理小組のいう「呂宣王及びその親属を優遇する規定」とは、二年律令の「具律」に「呂宣王内孫・外孫・内耳孫玄孫、諸侯王子・内孫・耳孫、徹侯子・内孫有罪、如上造・上造妻以上」（第八五簡）とあるのがそれである。また、

「呂宣王」が呂後の父の諡号であり、呂后元年に命名されたものであることは、『漢書』卷一八外戚恩沢侯表の臨泗侯呂公の条に「高后元年、追尊曰呂宣王」とある通りである。

「二年律令」の「二年」については、整理小組の注のみならず、これまで発表されてきた諸論文では、一般に呂后二年を指すと解されている。しかし、それに対して張建国氏は、文献史料から前漢の高祖二年に蕭何が律令を定めたと解され、むしろ呂后二年に大規模な律令の整理・修訂を行ったことが史料上見られないことなどから、「二年」は呂后二年ではなく高祖二年を指すとする。そして、張家山第二四七号漢墓出土の二年律令については、蕭何が定めた律令を基礎とするが、その後新たに加えられた条文も含まれていると述べている（張一九九九、四三・四四頁）。

○第一簡・二簡

原文

以城邑亭鄣反降諸侯及守乘城亭鄣諸侯人來攻盜不堅守而棄去之若降之及謀反者皆一
要斬其父母妻子同產無少長皆棄市其坐謀反者能偏捕若先告吏皆除坐者罪 二

校訂文

以城・邑・亭・鄣反降諸侯^{〔一〕}、及守乘城・亭・鄣^{〔二〕}、諸侯人來攻盜^{〔三〕}、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者^{〔四〕}、皆要
（腰）斬^{〔五〕}。其父母・妻子・同產無少長皆棄市^{〔六〕}。其坐謀反者^{〔七〕}、能偏（徧）捕^{〔八〕}、若先告吏^{〔九〕}、皆除坐者罪。

注釈

〔一〕以城く諸侯「整理小組」亭障とは漢代の要塞であり、軍が駐留するところである。『後漢書』光武紀下に「築亭侯、修烽燧」、その注に「亭侯、伺候望敵之所」とあり、また『漢書』武帝紀に「太初三年秋、匈奴入定襄・雲中」、「行壞光

祿諸亭障」、その師古注に「漢制、每塞要處別築爲城、置人鎮守、謂之候城、此即障也」とある。城は障よりも大きいものである。『文選』北征賦の注が引く『蒼頡』に「障、小城也」とある。反は、叛である。諸侯とは、当時では漢初に分封された諸侯国を指す。〔案〕「鄣」は、整理小組の釈文では「障」に作るが、図版によれば「邑」が右辺にあることは明らかなので、改めた。もともと、「亭鄣」の「鄣」は、勞榦氏が用例を集めているように、文献史料では「障」に作るものもある（勞一九四八）。

漢代の「亭鄣」について勞榦氏は、史料ではしばしば「亭鄣」と連称されているが、「亭」と「鄣」はそれぞれ別の建築物であると述べている。すなわち、「亭」は辺塞で哨戒にあたる単位であり、また亭内にある建築物も「亭」と呼ばれ、「障」（烽火台）もその一種であるが、「鄣」は「塞」（辺境の防衛線）上の小城であるとする（勞一九四八）。

「反」について、整理小組は「叛」の意とするが、唐律では「反」と「叛」の間に明確な区別があった。すなわち、唐律では名例律に「一曰謀反」とあり、その注に「謂謀危社稷」とあるように、「反」とは国家や皇帝に対して危害を加えることを指す。それに対して、「叛」とは、同じく名例律に「三曰謀叛」とあり、その注に「謂謀背國從僞」、疏議に「有人謀背本朝、將投蕃國、或欲翻城從僞、或欲以地外奔」とあるように、国家に背いて偽政権や外国の側に寝返ったり、投降したりすることを指す。疏議に「或欲翻城從僞」とあるのは、城を率いて偽政権側に寝返ることであろうが、これは本簡の「以城・邑・亭・鄣反降諸侯」とまさに一致するので、整理小組がこの「反」を「叛」の意と解したのも、あるいはこのような唐律の概念を根拠としたものであろうか。しかし、漢律でも唐律のような「反」と「叛」の区別があったのかどうかは定かではない。なお、大庭脩氏が明らかにしたように、唐律の「謀反」及び「謀叛」にあたる罪は、漢律ではいずれも「不道」罪として処罰されていた（大庭一九八二、一三四～一三六頁）。不道とは、大庭氏によれば、国家・皇帝への反逆や、人倫の道に背く残虐行為などを指す。

「諸侯」について、整理小組は「漢初に分封された諸侯国を指す」とする。この解釈によれば、本条では諸侯国の漢王朝に対する反乱が想定されていることになるが、確かに前漢初期には諸侯国の反乱が相次いで発生しており、反乱側の

諸侯国に投降したりするなどの行為を禁止し、処罰することは、現実の問題として大いに必要とされていたはずである。しかし、特に前漢初期の律が、戦国時代より徐々に集積されてきた秦律を、基本的には継承したものであると解すると、あるいは本条も、自国以外に敵対する諸侯国がいくつも存在していた、戦国時代の遺制かもしれない。というのも、睡虎地秦簡では、例えば「法律答問」に「可（何）謂賈玉。賈玉、者（諸）候（侯）客節（即）來使入秦、當以玉問王之謂殿（也）」（第五七三簡）とあるように、六国など秦以外の諸侯国を「諸侯」と呼んでいる例がいくつか見られるからである。なお、第一簡の注「二」では、二年律令の「二年」が高祖二年を指すとする張建國氏の説を紹介したが、もしこの説が正しければ、高祖二年はまだ楚漢抗争期であるから、本条の諸侯も秦滅亡後に楚の義帝によって封ぜられた、漢以外の諸侯国を指しているとも考えられる。

〔二〕乗〔整理小組〕乗については、『漢書』高帝紀に「堅守乘城」とあり、その注に「乗、登也。謂上城而守也」とある。

〔三〕攻盜〔案〕二年律令の「盜律」には「盜五人以上相與功（攻）盜、爲羣盜」（第六二簡）とあり、「攻盜」という語が見えるが、これについて整理小組は『漢書』卷九二游俠伝に「臧命作姦剽攻」とあり、その顔師古注に「攻謂穿窬而盜也」とあるのを引用している（張家山二〇〇一、一四三頁「盜五人以上」条注〔一〕）。「穿窬而盜」とは、『論語』陽貨篇に「子曰、色厲而内荏、譬諸小人、其猶穿窬之盜也與」とあり、その朱熹注に「穿、穿壁。窬、踰牆」とあるように、壁に穴を開けたり、牆を乗り越えて侵入する、いわゆる「こそどろ」の類を指す。しかし、前漢・劉向『説苑』指武篇に「所謂誅之者、非謂其晝則攻盜、暮則穿窬也」とあるように、「穿窬」は「攻盜」と対になる概念として用いられている。したがって、顔師古注の『漢書』本文に対する解釈の適否はともかく、整理小組がこれを「攻盜」の「攻」の解釈として援用するのは誤りである。拙稿で指摘したように、『後漢書』卷四六陳忠列伝には「忠獨以爲憂、上疏曰（中略）臣竊見元年以來、盜賊連發。攻亭劫掠、多所傷殺。夫穿窬不禁、則致疆盜。疆盜不斷、則爲攻盜。攻盜成羣、必生大姦」とあり、「攻盜」は「疆盜」よりもさらに害悪のはなはだしい盜賊とされているから、「攻盜はおそらく財物の強奪を生業とし、及びその目的を達成するために、殺傷なども行う武装犯罪集団を指しているものと思われるが、律の用語とし

ての「攻盜」は、そのような集団による犯行を指すのであろう」（水間二〇〇二）。もともと、本条では諸侯による「攻盜」とされているが、これは諸侯の軍による侵攻を犯罪になぞらえ、侮辱して呼んだものであろう。

〔四〕謀 **〔案〕** 律の用語としての「謀」は、唐律の名例律の疏議に「謀、謂謀計」とあり、また名例律に「稱謀者、二人以上」とあるように、唐律では二人以上の者が共同で犯行を計画することを指し、また『晉書』卷三〇刑法志所載の西晉・張斐「律表」でも「二人對議、謂之謀」とあり、二人（以上）による「對議」とされているが、このような定義が秦律・漢律にもあてはまることは、富谷至氏が明らかにした通りである（富谷一九八三）。

〔五〕腰斬 **〔整理小組〕** 腰斬は死刑の一種であり、処刑するときに腰を斬るものである。**〔案〕** かつて布目潮風氏は、『漢書』の謀反に関する記述を集めて分析したうえで、前漢の武帝期以降は、謀反罪は腰斬に処されていたが、それより前の時代では、そのような原則が確立されておらず、謀反罪に対して討誅ないし死刑が行われていたと述べた。しかし、拙稿で指摘したように、本条では明らかに謀反罪が腰斬とされているから、このような原則は早くも二年律令の段階で確立されていたことが明らかになった（水間二〇〇二）。

〔六〕父母・棄市 **〔整理小組〕** 同産については、『後漢書』明帝紀の注に「同産、同母兄弟也」とある。棄市とは死刑の一種であり、市で殺すものである。**〔案〕** 同産について、整理小組が挙げている『後漢書』李賢注によれば、同産は母を同じくする兄弟を指すことになる。しかし、一九三〇～三一年に内蒙古自治区居延地方で出土した漢代の簡牘群（いわゆる「居延旧簡」）には、古賀登氏が指摘するように、「男同産」・「女同産」という語が見えるから、同産が兄弟のみならず、姉妹をも含むことは明らかである（古賀一九八〇、三三二頁注（66））。また、富谷氏は『漢書』卷九八元后伝に「太后同産唯曼蚤卒」とあり、その張晏注に「同父則爲同産、不必同母也」とあることから、父を同じくする兄弟姉妹を指すとする（富谷一九九八、二六二頁）。確かに、張晏注が右に続いて「上言唯鳳・崇同母也」と述べている通り、元后伝本文の上文には「唯鳳・崇與元后政君同母」とあり、王太后と母を同じくする者は王鳳と王崇のみであったことが明記されているから、太后の同産とされる王曼は、太后の兄弟ではあるものの、太后とは母を異にしていたはずである。そ

れゆえ、たとえ母を異にする兄弟姉妹であっても、父を同じくする者であれば、同産と呼ばれていたことが知られよう。

「父母・妻子・同産無少長皆棄市」という処罰は、『漢書』卷四九鼂錯伝、卷八一孔光伝にも見え、いずれも「大逆無道」にあたる罪に対してこのような処罰を行うべきものとされている。また、『漢書』卷五景帝紀三年一二月条の如淳注にも「律、大逆不道、父母・妻子・同産皆棄市」という漢律の条文が引用されている。大逆無道とは「大逆不道」とも呼ばれ、大庭脩氏によれば、劉氏の天下を覆し、漢の国家体制を変更せんとする諸行為を指すが（大庭一九八二、一一五―一三六頁、一四〇頁）、本条の「以城・邑・亭・鄣反降諸侯」以下の諸行為はいずれもこれに該当すると考えられる。

連坐刑として父母・妻子・同産を処罰するのは、いわゆる「三族刑」と呼ばれるものであるが、『漢書』卷二三刑法志に「至高后元年、乃除三族罪・妖言令」とあるのによれば、三族刑は高后元年に廃止されている。それゆえ、一見すると、本条のように二年律令において三族刑が定められているのは、刑法志の記述と矛盾することくであるが、富谷至氏は刑法志の記述について、父母・妻子・同産の三族に黥・劓・斬趾など複数の肉刑を加えたうえで死刑に処するという、秦以来行われてきた「夷三族」が高后元年に廃止されたのであって、それ以後の三族刑は漢独自のものであったとする（富谷一九九八、二五六―二六二頁）。したがって、富谷氏の解釈に従えば、本条で三族刑が定められているのも、刑法志の記述と矛盾しなくなる。

「無少長」とは、「年齢を問わず」ということであろう。秦律・漢律においては、堀毅氏が史料を集めているように、年少者や高齢者の刑罰を減免する規定が設けられていたが（堀一九八八）、「無少長」はこのような刑罰減免措置の適用を認めないことを指すと思われる。なお、年少者・高齢者に対する刑罰減免規定は、二年律令にも散見する。

〔七〕 其坐謀反者 〔整理小組〕 坐とは、連坐のことである。

〔八〕 偏捕 〔案〕 「偏捕」は二年律令に散見する。『説文』人部に「偏、頗也」とあるのによれば、「偏」には「頗」の意があり、しかも例えば二年律令の盗律に「相與謀劫人、劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有（又）購錢人五萬。所捕告得者多、以人數購之。而責其劫人所得贓（贓）。所告毋得者、若不盡告其與、皆不得除罪」。諸予劫

考察

人者錢財、及爲人劫者、同居暫（知）弗告吏、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏告吏、皆除」（第七一簡～七三簡）とあるように、二年律令には「頗捕」という語が散見する。さらに、この「頗捕」は「偏捕」と同様に、これを行えば連坐刑などの刑罰を免れるものとされているから、両者を同義と見ることもできそうである。しかし、右の盜律には「能自頗捕、若偏告吏」とあり、「頗」と「偏」が一つの文の中で使われているから、むしろ「頗捕」と「偏捕」は区別して使われていると考えられる。整理小組は「頗捕」の「頗」について、『広雅』釈詁三に「頗、少也」とあるのを挙げ、「少部分」の意とし、それに対して「偏」については、「偏」の通仮字と解している。『集韻』平声仙韻に「偏」について、「亦作偏」とあるように、「偏」と「偏」はしばしば通用されるが、『説文』彳部に「徧、帀也」、「淮南子」主術訓の高誘注に「徧、猶盡也」、「広韻」去声線韻に「徧、周也」とあるように、「徧」にはことごとく、あまねくなどの意がある。それゆえ、「頗捕」が犯人の一部を捕えることを指すのに対し、「徧捕」とは全ての犯人を捕らえることであろう。

〔九〕若先告吏〔整理小組〕若は、或のことである。

一九七九年に甘肅省敦煌県馬圈湾の漢代烽燧遺址から出土した、前漢中期～王莽新の頃のものと見られる簡牘群（以下「馬圈湾漢簡」と呼ぶ）の中には、●捕律、亡入匈奴・外蠻夷、守棄亭・鄣・逢（烽）隰者、不堅守降之、及從塞徼外來絳（降）而賊殺之、皆要斬。妻子耐爲司寇、作如」（第九八三簡）とあるように（敦煌漢簡一九九一）、「捕律」の条文が引用されている。これによれば、二年律令の第一簡・二簡と同様に、亭・鄣・烽隰の守備にあたりながらこれを放棄し、堅守せずに投降した場合には、要斬の刑に處するとされている。ただし、二年律令第一簡・二簡では連坐刑として、父母・妻子・同産が棄市の刑に處されているのに対し、この馬圈湾漢簡では妻子が「耐爲司寇」とされている。

書き下し文

城・邑・亭・鄣を以て反して諸侯に降り、及び城・亭・鄣を守乘し、諸侯の人來りて攻盜するに、堅守せずして之を棄去し、若しくは之に降り、及び謀反する者は、皆な要斬とす。其の父母・妻子・同産、少長と無く皆な棄市とす。其れ謀反に坐する者は、能く徧く捕え、若しくは先に吏に告すれば、皆な坐する者の罪を除く。

通釈

城・邑・亭・鄣を率いて、離反して諸侯に投降した者、及び城・亭・鄣を守りながら、諸侯の軍隊がやってきて狼藉をはたらいた場合、城・亭・鄣を堅守せずに放棄し、もしくは諸侯に降伏した者、及び謀反を行った者は、いずれも腰斬の刑に処する。その父母・妻子・同産は年齢を問わず、全て棄市の刑に処する。謀反に連坐する者は、謀反の罪を犯した者をことごとく捕えるか、もしくは先に官吏に対して告発すれば、連坐する者全ての罪を免除する。

○第三簡

原文

□來誘及爲間者磔亡之□

校訂文

……來誘及爲間者、磔^(一)。亡之……

注釈

〔一〕來誘く磔〔整理小組〕本簡の写真はいったん撮影した後、追加して撮影したものであり、現物では「來誘及」が見え

る。磔は死刑の一種である。『漢書』景帝紀に「磔、謂張其尸也」とある。この簡の残失部分については、以下の各簡が参考になる。すなわち、二年律令の第一五〇簡には「捕從諸侯來爲間者」とあり、また奏讞書の第二二簡には「即從諸侯來誘也」、第二四簡には「以亡之諸侯論」とある。〔案〕「來誘」は整理小組が挙げているように、奏讞書にも見える。奏讞書では、斉国臨淄県の獄史闕が、斉国出身の田氏の女子南を連れて、関中から臨淄へと逃亡することが「來誘」の罪にあたるとされているが、これについて中国の歴史と地理研究会は、「他国（諸侯国）の人物を自国に誘い、亡命させることか」と述べている（中歴地研一九九六、二二頁注〔14〕）。

「爲間者」は、睡虎地秦墓竹簡「日書」乙種の「盜」条にも「丙亡、爲間者、不寡夫乃寡婦」（第一一五〇簡）と見え、これについて睡虎地秦墓竹簡整理小組は「盜」を指すとする（睡虎地一九九〇、釈文註釈一四頁注〔二四〕）。「間」は、『爾雅』釈言に「間、覘也」、三国魏・張揖『広雅』釈詁三に「間、覘也」、『後漢書』卷一光武帝紀下建武十一年条の李賢注に「間、謀也。謂伺候間隙也」とあるように、うかがう・のぞくなどの意があるので、「爲間者」とはこそどろ・窃盜の類を指すのであろう。

「磔」は処刑した後、死体をさらしものにする刑罰。「磔」に関する従来の諸説については、早稲田大学秦簡研究会による整理がある（早秦簡研一九九八）。

書き下し文

……來誘及び間を爲す者は、磔とす。亡之……

通釈

……來誘及び窃盜を行った者は、磔の刑に処する。亡之……

三二頁D三五注一）、しばしば「賊殺」・「賊傷」などという形で使われる。したがって、賊燔とは故意に焼くこと、つまり放火することを指すと考えられる。ただし、フルスウェ氏は、法律用語としての「賊」はもっぱら殺傷について用いられる語であり、右の疏勒河流域出土漢簡の「賊燔」はその用例からはずれるものであって、この場合「賊」は“destructively”（破壊的に）の意であるとする（フルスウェ一九五五、二五七頁）。しかし、賊燔は、本条では明らかに「失火」のいわば対義語として使われているから、賊燔の「賊」も故意の意と解して問題なさそうである。確かに、本条は建物や収穫物に対する放火を処罰するものであって、人を殺傷することではないが、放火が人を殺傷する危険性のある犯罪であるから、「賊」という語が使われているのかもしれない。

「縣官」について、整理小組は官の側を指すとする。確かに、例えば『史記』卷五七絳侯周勃世家に「居無何、條侯子爲父買工官尚方甲楯五百被可以葬者。取庸苦之、不予錢。庸知其盜買縣官器、怒而上變告子」とあるのについて、その『索隱』は「縣官謂天子也。所以謂國家爲縣官者、夏官王畿內縣即國都也。王者官天下、故曰縣官也」と述べ、「天子」・「國家」を指すとする。しかし、文献や出土文字資料中の法制史料では、「道官」や「縣道官」といった言葉も使われている。また、二年律令の「行書律」に「諸獄辟書五百里以上、及郡縣官相付受財物當校計者書、皆以郵行」（第二七六簡）、『続漢書』礼儀志上に「立春之日、夜漏未盡五刻、京師百官皆衣青衣、郡國縣道官下至斗食令史皆服青幘、立青幡、施土牛耕人于門外、以示兆民」とあるように、「郡縣官」や「郡國縣道官」という言葉も見える。したがって、県官の「縣」は「郡」・「國」・「道」などと同様に、行政単位の名称を指すことになる。それゆえ、少なくとも法制用語としての県官は、あくまでも県に限定されるものであって、官の側という包括的な意味で使われていたとは考えがたい。県官とは、おそらく県に属する官府の総称であろう。

〔二〕賊燔寺舍く積取〔整理小組〕寺舍については、『後漢書』馬援伝の注に「寺舍、官舍也」とある。廬舍については、『漢書』食貨志に「餘二十畝以爲廬舍」とあり、その注に「廬、田中屋也」とある。〔案〕「賊」は、整理小組の釈文ではこれを欠いているが、図版によれば明らかに「賊」字が記されているので、補った。

「室」も「黥」までは、竹簡の左半分が失われているが、おそらく整理小組の釈文は右半分の残画や文脈から判断したものである。

〔三〕黥爲城旦舂 〔整理小組〕黥は肉刑の一種であり、額を刺して墨で埋める。城旦舂は刑徒の名であり、男は城旦、女は舂と呼ぶ。

〔四〕罰金四兩 〔整理小組〕金については、『漢書』食貨志に「黄金一斤值萬錢」とあり、その注に「諸賜言黄金者皆與之金、不言黄者、一金與萬錢也」とある。この説によれば、罰金四兩は二千五百錢を出すことになる。

〔五〕責所燔 〔案〕「責所燔」は、失火によって破損した建築物や收穫物の賠償を、犯人に請求するということであろう。『正字通』貝部が「責」について「本作責」と述べているように、「責」の本字は「責」であるが、『説文』貝部に「責、求也」、南唐・徐鍇『説文解字繫伝』巻二に「責、求也。從貝束聲。臣鍇曰、責者、迫迕而取之也」とあり、「責（責）」には求める、強制的にとる、などの意がある。二年律令や睡虎地秦簡では、「責」はしばしばこのように損害賠償や不当利得を請求する意として用いられており、他にも例えば二年律令の「襍律」に「擅賦斂者、罰金四兩、責所賦斂債主」（第一八五簡）とある通りである。ただし、整理小組は本条の「責」を「債」の通仮字と解している。確かに「責」と「債」はしばしば通用され、例えば睡虎地秦簡「秦律十八種」の「司空律」に「有辜以贓贖及有責（債）於公、以其令日間之」（第二〇〇簡）とあるように、睡虎地秦簡や二年律令では、「責」が明らかに「債」（債務を負う）の通仮字として用いられている例もある。しかし、本条の「責」を「債務を負う」の意と解すると、文脈にそぐわなくなるであろう。もっとも、『広韻』去声卦韻に「債、徵財」とあり、「債」には「責」と同様に、財物をとり立てるという意味もあるが、既に「責」にそのような意があれば、わざわざ「債」の通仮字と解する必要はない。

ちなみに、睡虎地秦簡の法律答問には「舍公官（館）、燧火燔其舍、雖有公器、勿責。●今舍公官（館）、燧火燔其段（假）乘車馬、當負不當出。當出之」（第五二九簡）とあり、「公館」に居住する者が、失火によってその家屋を焼いてしまった場合、その家屋の中にあつた官有の器物については、損害賠償責任を負わないが、借用中の車馬を焼いた場合

には賠償責任を負うものとされている。

〔六〕郷部 〔案〕「郷部・官嗇夫」の「郷部」は「郷部嗇夫」のことであり、下に「官嗇夫」とあるから、「嗇夫」が省略されているのであろう。二年律令には「郷部嗇夫」が散見する。例えば、「戸律」に「恆以八月令郷部嗇夫・吏・令史相襍案戸籍、副臧（藏）其廷。有移徙者、輒移戸及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩。數在所正・典弗告、與同罪。郷部嗇夫・吏主及案戸者弗得、罰金各一兩」（第三二八簡～三三〇簡）とあり、郷部嗇夫による戸籍の管理について、いくつか条文が見られる。『漢書』卷一九百官公卿表上に「郷有三老・有秩・嗇夫・游徼。（中略）嗇夫職聽訟、收賦税」とあるのによれば、郷には嗇夫が置かれ、訴訟の受理や賦税の徴収にあたっていたとされているが、戸籍の管理は少なくとも賦税の徴収と密接にかかわる職務であるから、あるいは百官公卿表という郷の嗇夫も、この郷部嗇夫を指すのかもしれない。

なお、睡虎地秦簡には、「郷部嗇夫」という語は見えないが、工藤元男氏が従来の学説を整理しているように、「秦律十八種」の「倉律」に「入禾倉、萬石一積、而比黎之爲戸。縣嗇夫若丞及倉・郷相雜以印之」（第八八簡）とある「郷」を「郷嗇夫」の簡稱と解する説もあつた（工藤一九九八、三六一頁注（10））。秦に郷嗇夫が置かれていたのか否かは大きな問題であつたが、秦の制度をかなりの部分において受け継いだものと見られる二年律令に、郷部嗇夫に関する規定が設けられているということは、秦にも郷（部）嗇夫が置かれていた可能性を示唆するものであろう。

「郷部」という語は、文献史料や出土文字資料に散見する。睡虎地秦簡「秦律十八種」に「百姓居田舍者、毋敢酺（酺）酉（酒）。田嗇夫・部佐謹禁御之。有不從令者、有辜。田律」（第七九簡）とある「部佐」の「部」について、睡虎地秦墓竹簡整理小組は「漢代では郷の轄区を郷部、亭の轄区を亭部と称した」と述べている（睡虎地一九九〇、釈文註釈二二頁注（二））。確かに、『広韻』上声厚韻に「部、署也」とあるのによれば、「部」には「署」すなわち持ち場の意があるので、睡虎地秦墓竹簡整理小組が指摘するように、郷部とは郷の管轄区域を指すのであろう。

「官嗇夫」は睡虎地秦簡に頻見する。嗇夫については特に睡虎地秦簡の出土以降、盛んに研究が行われてきたが、この

官嗇夫については、「縣嗇夫」より下のさまざまな嗇夫の総称とする点で一致している。

考察

本条は、放火・失火について定めたものである。放火・失火については、『墨子』号令篇にも「失火者、斬。其端失火以爲事者、車裂」という法令のごときものが見え、失火した者は「斬」、故意に失火せしめ、それによって悪事をはたらいた者は「車裂」の刑にそれぞれ処するものとされている。号令篇などを含む『墨子』城守各篇については、戦国時代の秦の制度と共通する部分の多いことが指摘されているが（渡辺一九七三、李一九九四）、これを本条と比べると、失火の罪は、号令篇では「斬」であるのに対し、本条ではわずかに罰金四兩の刑にとどめられている。号令篇の「斬」が腰斬を指すのか、それとも斬首をさすのかは判然としないが、死刑であったことは確かであろう。それゆえ、失火については、号令篇の方が本条よりもはるかに厳しい処罰を定めていたことになるが、それは号令篇が敵軍に城邑を包囲された状況下での法令であり、平時よりも特に厳しい規律維持が必要とされていたからと考えられる。睡虎地秦簡の法律答問には、「廩火延燔里門、當貲一盾。其邑邦門、貲一甲」（第五三〇簡）とあり、失火によつて「里門」や「邑邦門」を延焼した場合、それぞれ「貲一盾」（たて一枚分に相当する金銭を納入する刑罰）・「貲一甲」（よろい一つ分に相当する金銭を納入する刑罰）に処するものとされているが、このように『墨子』城守各篇との共通性が指摘されている秦律においても、比較的軽い刑罰であったことが知られる。

書き下し文

城・官府及び縣官の積聚を賊燔すれば、棄市とす。寺舎^レ・民の室屋・廬舎・積聚を賊燔すれば、黥して城旦舂と爲す^レ。其れ失火して之を延燔すれば、罰金四兩とし、燔く所を責む^レ。郷部・官嗇夫・吏主者得えざれば、罰金各^レ二兩とす。

通 積

城・官府及び縣官の蓄えた收穫物を故意に焼けば、棄市の刑に処する。官舎や民の家屋・廬舎（田畑の中に建てられた小屋）・收穫物を故意に焼けば、黥城旦舂の刑に処する。失火によって延焼した場合には、罰金四兩の刑に処し、焼いたものの賠償を請求する。郷部嗇夫・官嗇夫・担当官吏が犯人を捕えなければ、それぞれ罰金二兩の刑に処する。

参考文献

- 大庭一九八二 大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、一九八二年）
- 居延新簡一九九四 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所『居延新簡』（中華書局、一九九四年）
- 工藤一九九八 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）
- 古賀一九八〇 古賀登『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』（雄山閣、一九八〇年）
- 睡虎地一九九〇 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）
- 早秦簡研一九九八 早稲田大学秦簡研究会「雲夢睡虎地秦墓竹簡『法律答問』訳注初稿（一）」（『史滴』第二〇号、一九九八年）
- 瀧川一九四一 瀧川政次郎「近世の漢律研究について」（『史学雑誌』第五二編第四号、一九四一年）
- 中歴地研一九九六 中国の歴史と地理研究会『江陵張家山漢簡『奏讞書』——中国古代の裁判記録——』（一九九六年）
- 張家山一九九三 江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡『奏讞書』」積文（一）（『文物』一九九三年第八期）
- 張家山一九九五 江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡『奏讞書』」積文（二）（『文物』一九九五年第三期）
- 張家山二〇〇一 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年）

張一九九八

張建国『帝制時代の中國法』（法律出版社、一九九九年）

富谷一九八三

富谷至「謀反——秦漢刑罰思想の展開」（『東洋史研究』第四二卷第一号、一九八三年）

富谷一九九八

富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舎、一九九八年）

敦煌漢簡一九九一

甘肅省文物考古研究所『敦煌漢簡』（中華書局、一九九一年）

布目一九五七

布目潮瀨「漢律體系化の試論——列侯の死刑をめぐって——」（『東方學報』京都第二七冊、一九五七年）

フルスウェー一九五五

A.F.P.Hulsewé, "Remnants of Han law, volume I, Introductory studies and an annotated translation of chapters 22 and 23 of the History of the Former Han dynasty", Leiden, E.J.Brill, 1955.

フルスウェー一九八五

A.F.P.Hulsewé, "Remnants of Ch'in law, an annotated translation of the Ch'in legal and administrative rules of the 3rd century B.C. discovered in Yun-meng prefecture, Hu-pei province, in 1975",

Sinica Leidensia 17, Leiden, E.J.Brill, 1985.

堀一九八八

堀毅「秦漢寬刑攷」（同氏『秦漢法制史論攷』所収、法律出版社、一九八八年）

水間二〇〇二

水間大輔「張家山漢簡「二年律令」刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の再検討——」（『中國出土資料研究』第六号、二〇〇二年刊行予定）

李一九九四

李學勤「秦簡与『墨子』城守各篇」（同氏『簡帛佚籍与學術史』所収、時報出版、一九九四年）

勞一九四八

勞榘「積漢代之亭障与烽燧」（『歷史語言研究所集刊』第一九本、一九四八年）

渡辺一九七三

渡辺卓「墨家の兵技巧書について」（同氏『古代中國思想の研究』所収、創文社、一九七三年）

『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注（一）

早稲田大学長江流域文化研究所

凡 例

一、本訳注は、劉宋・范曄『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝を対象としたものである。底本には民国四年に刊行された王先謙『後漢書集解』を用い、その他に紹興本・武英殿本（官本）・汲古閣本等を参照した。

一、『後漢書』の巻数表記は原則として西晉・司馬彪による志を除いた本紀・列伝の通算とし、志については『統漢書』として表記した。

一、全体を中華書局標点本の段落に準拠して分割し、通し番号を附した。

一、各段落は、本文・書き下し文・通釈・注釈から構成されている。

一、本文中の「李賢注」は唐・章懷太子李賢による注、「集解」は王先謙による注、「校補」は『後漢書集解』の各巻末に附された黄山による校勘を指す。

一、通釈において、原文にない意味を補った場合は（ ）で示した。

一、注釈における『後漢書』以外の正史からの引用は、原則として中華書局標点本を底本に用いた。また、引用頻度の高い『華陽国志』は国学基本叢書本、『水経注』は王先謙校本を底本として用い、その他については必要に応じて注文中に明示した。

一、『後漢書』の注釈書として、北宋・劉敞『東漢書刊誤』清・惠棟『後漢書補注』及び『後漢書訓纂』清・沈欽韓『後漢書疏証』清・丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』民国・戴蕃予『稿本後漢書疏記』などを主に参照した。

一、注釈中の参考文献については、全体の末尾に一括して附した。

本文

昔高辛氏有犬戎之寇^{〔一〕}。帝患其侵暴、而征伐不克。乃訪募、天下有能得犬戎之將吳將軍頭者^{〔二〕}、購黃金千鎰、邑萬家、又妻以少女^{〔三〕}。時帝有畜狗、其毛五采、名曰槃瓠^{〔四〕}。下令之後、槃瓠遂銜人頭造闕下。羣臣怪而診之、乃吳將軍首也^{〔五〕}。

帝大喜而計、槃瓠不可妻之曰女、又無封爵之道、議欲有報而未知所宜。女聞之、曰爲、帝皇下令、不可違信。因請行。帝不得已、乃以女配槃瓠。槃瓠得女、負而走入南山^{〔校補一〕}、止石室中。所處險絕、人跡不至^{〔六〕}。於是女解去衣裳、爲僕鑒之結、

著獨力之衣^{〔七〕}。帝悲思之、遣使尋求、輒遇風雨震晦、使者不得進。經三年、生子一十二人、六男六女。槃瓠死後、因自

相夫妻。織績木皮、染以草實。好五色衣服、制裁皆有尾形^{〔八〕}^{〔校補二〕}。其母後歸、已狀白帝。於是使迎致諸子。衣裳班蘭^{〔校}

補三〕、語言侏離^{〔九〕}、好入山壑、不樂平曠。帝順其意、賜以名山廣澤。其後滋蔓、號曰蠻夷。外癡內黠、安土重舊。已先父有

功、母帝之女、田作賈販、無關梁符傳・租稅之賦^{〔一〇〕}。有邑君長^{〔一一〕}、皆賜印綬、冠用獼皮。名渠帥曰精夫、相呼爲婁徒[〔]

一二〕。今長沙武陵蠻是也^{〔一二〕}。

〔一〕〔李賢注〕高辛、帝嚳。

〔二〕〔集解〕沈德潛曰^{〔二〕}、「案、吳得姓自周命氏以後。將軍之官、始於魏獻子・衛文子^{〔三〕}、周末置前後左右將軍。安得高辛時先有此號。范氏之說、本於『風俗通』^{〔四〕}、此不經之甚者」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰^{〔五〕}、「杜佑云^{〔六〕}、『范蔚宗蠻夷傳、皆怪誕不經』。案、黄金周以前爲斤、秦以二十兩爲鎰。三代以前分土、自秦漢分人。又周末始有將軍之官。其吳姓實周命氏。蔚宗皆以爲高辛之代、何不詳之甚」。

〔四〕〔李賢注〕『魏略』曰^{〔七〕}、「高辛氏有老婦、居王室、得耳疾、挑之、乃得物大如繭。婦人盛瓠中、覆之以槃、俄頃化爲犬、其文五色、因名槃瓠」。〔集解〕王補曰、「劉知幾『史通』書事云^{〔八〕}、『范曄博採衆書、裁成漢典。觀其所取頗有奇工。至於方術篇及諸蠻夷傳、乃錄王喬・左慈・廩君・槃瓠言、惟迂誕事多詭越。可謂美玉之瑕、白圭之玷。惜哉。無是可也」。

〔五〕〔李賢注〕診、候視也。

〔六〕〔李賢注〕今辰州盧溪縣西有武山。黃閔『武陵記』曰⁽⁹⁾、「山高可萬仞。山半有槃瓠石室、可容數萬人。中有石牀、槃瓠行跡。今案、山窟前有石羊・石獸、古跡奇異尤多。望石窟大如三間屋、遙見一石、仍似狗形、蠻俗相傳云、「是槃瓠象也」。

〔七〕〔李賢注〕僕鑿・獨力、皆未詳。流俗本或有改「鑿」字爲「豎」者、妄穿鑿也。結音譬。

〔八〕〔李賢注〕干寶『晉紀』曰⁽¹⁰⁾、「武陵・長沙・廬江郡夷、槃瓠之後也。雜處五溪之內。槃瓠馮山阻險^{〔校補四〕}、每每常爲害。揉雜魚肉、叩槽而號、已祭槃瓠。俗稱赤髀橫裙即其子孫」。

〔九〕〔李賢注〕侏離、蠻夷語聲也。

〔一〇〕〔李賢注〕優寵之、故其蠲賦役也。『荊州記』曰⁽¹¹⁾、「沅陵縣居西口。有上就・武陽二鄉。唯此是槃瓠子孫、狗種也。二鄉在武溪之北」。

〔一一〕〔集解〕沈欽韓曰⁽¹²⁾、「隸續」⁽¹³⁾、繁長張禪等題名有「邑長爰文山」・「邑君蘭世興」。

〔一二〕〔李賢注〕『說文』曰⁽¹⁴⁾、「婁、女人自稱婁、我也」。音胡朗反。此已上竝見『風俗通』^{〔校補五〕}。〔集解〕惠棟曰⁽¹⁵⁾、「爾雅」云、「叩、我也」。郭璞云、「叩、猶婁也。語之轉耳」。

〔一三〕〔集解〕沈欽韓曰⁽¹⁷⁾、「南史」諸蠻傳⁽¹⁸⁾、「居武陵者有雄溪・楠溪・辰溪・酉溪・武溪、謂之五溪蠻」。『隋志』長沙郡⁽¹⁹⁾、「又雜有夷蠻、名曰莫徭」⁽¹⁾。自云、其先祖有功、常免徭役。其男子但著白布褲・衫、更無巾・袴、其女子青布衫・班布、通無屨・屨。婚嫁用鍬鉏鋤爲聘財⁽²⁾。

①杜甫「歲晏行」⁽²⁰⁾、「莫徭射雁鳴桑弓」。蒙叟注云⁽²¹⁾、「常袞草江南西道觀察魏少游制曰⁽²²⁾、「都團練・觀察處置莫徭。使莫徭・江湖獵手不他徭」。劉長卿「連州臘日觀莫徭獵詩」云⁽²³⁾、「莫徭自生長、名字無符籍、市易雜蛟人、婚姻通木客」。

②『通考』云⁽²⁴⁾、「北江諸蠻、隸辰州在黔之西南。阻五溪、爲羈縻州三十六而下溪州。爲大彭氏世居之。南江諸蠻、自辰州達於長沙、各有溪洞。本唐郡縣、五代失守、諸酋分據其地。曰紋、曰峽、曰中勝、曰元。則舒氏居之。曰獎、曰飾、曰

懿、曰晃。則田氏居之。曰富、曰保順、曰天賜、曰古。則向氏居之。

〔校補一〕案、『通志』作⁽²⁵⁾「負而走入南武山」、多「武」字。以注引「武山」證之、似今本脫「武」字。

〔校補二〕柳從辰曰⁽²⁶⁾、『御覽』七百八十五引作「犬形」⁽²⁷⁾。今案、『通志』仍作「尾形」。

〔校補三〕官本「班」作「斑」、通。

〔校補四〕官本注「馮」作「憑」。是。

〔校補五〕官本注末有「也」字。

書き下し文

昔、高辛氏に犬戎の寇有り。帝、其の侵暴するを患い、征伐するも剋てず。乃ち訪^{はか}りて募る、天下に能く犬戎の將の呉將軍の頭を得る者有らば、黄金千鎰・邑萬家を購ひ、又た妻らすに少女を以てせんと。時に帝に畜狗有り、其の毛は五采、名づけて槃瓠と曰う。令を下しての後、槃瓠、遂に人の頭を銜えて闕下^{いた}に造る。羣臣、怪しみて之を諺るに、乃ち呉將軍の首なり。帝、大いに喜びて計るも、槃瓠は之に妻らすに女を以てすべからず、又た封爵の道も無く、報ゆる有らんと欲すること。を議するも未だ宜しき所を知らず。女、之を聞き、己爲らく、帝皇の令を下さば、信に違ふ可からずと。因りて行かんことを請う。帝、已むを得ずして、乃ち女を以て槃瓠に配せしむ。槃瓠、女を得、負いて走りて南山に入り、石室の中に止む。處所險絶にして、人跡至らず。是に於て、女は衣裳を解き去り、僕鑿の結を爲し、獨力の衣を著る。帝、之を悲しみ思い、使いを遣わして尋ね求めしむるも、輒ち風雨震晦に遇い、使者は進むを得ず。三年を経て、子一十二人、六男六女を生む。槃瓠の死後、因りて自^{おのずか}ら相夫妻となる。木の皮を織績し、染むるに草の實を以てす。五色の衣服を好み、制裁するに皆な尾形有り。其の母、後に歸り、状を以て帝に白す。是に於て、迎えて諸子を致さしむ。衣裳は班蘭、語言は侏離、好んで山壑^{さんかく}に入り、平曠を樂しまず。帝、其の意に順い、賜うに名山廣澤を以てす。其の後滋蔓し、號して蠻夷と曰う。外癡^{おろ}かにして内黠^{さと}く、土に安んじて舊を重んず。先父に功有り、母、帝の女なるを以て、田作し賈販するも、關・梁の符傳、租税の賦無

からしむ。邑に君長有り、皆な印綬を賜い、冠には獺皮だっぴを用う。渠帥を名づけて精夫と曰い、相呼びて婁徒と爲す。今の長沙の武陵蠻、是れなり。

〔一〕〔李賢注〕高辛は、帝嚳なり。

〔二〕〔集解〕沈德潜曰く、「案ずるに、呉の姓を得るは周の氏を命ずる以後自りす。將軍の官は魏の獻子・衛の文子に始まり、周末に前後左右將軍を置く。安んぞ高辛の時に先に此の號有るを得んや。范氏の説は『風俗通』を本とし、此れ不經の甚だしき者なり」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「范蔚宗の蠻夷傳は、皆な怪誕不經なり」と。案ずるに、黄金は周以前には斤と爲し、秦は二十兩を以て鎰と爲す。三代以前には土を分かち、秦漢自り人に分かつ。又た周末に始めて將軍の官有り。其れ呉の姓は實は周の氏を命ずるなり。蔚宗、皆な以て高辛の代と爲すも、何ぞ詳らかならざるの甚だしきや」と。

〔四〕〔李賢注〕『魏略』に曰く、「高辛氏に老婦有り、王室に居す。耳の疾を得、之に挑みて、乃ち物の大いさ繭の如きなるを得。婦人は瓠の中に盛り、之を覆うに縈を以てす。俄頃、化して犬と爲り、其の文は五色、因りて縈瓠と名づく」と。

〔集解〕王補に曰く、「劉知幾の『史通』書事に云う、「范曄は博く衆書を採り、漢典を裁成す。其の取る所を観るに頗る奇工有り。方術篇及び諸の蠻夷の傳、乃ち王喬・左慈・廩君・縈瓠を録す言に至りては、惟だ迂誕の事多く詭譎なるのみ。美玉の瑕、白圭の玷てんと謂うべし。惜しいかな。是れ無きも可なり」とと。

〔五〕〔李賢注〕診は、候視するなり。

〔六〕〔李賢注〕今の辰州盧溪縣の西に武山有り。黄閔の『武陵記』に曰く、「山の高さ萬仞可り。山の半ばに縈瓠の石室有り、數萬人を容るべし。中に石牀有り、縈瓠の行跡なり。今案ずるに、山窟の前に石羊・石獸有り、古跡の奇異なるもの尤も多し。石窟を望むに大いさ三間の屋の如く、一石を遙見するに、仍ち狗形に似たり。蠻俗に相傳えて云う、「是れ縈瓠の象なり」とと。

〔七〕〔李賢注〕僕鑒・獨力は皆な未詳。流俗の本、或いは「鑒」字を改めて「豎」に爲る者有り、妄りに穿鑿するなり。結の音は髻。

〔八〕〔李賢注〕干寶の『晉紀』に曰く、「武陵・長沙・廬江郡の夷は、槃瓠の後なり。五溪の内に雜處す。槃瓠は山の阻險を馮^{たの}み、毎毎常に害を爲す。揉に魚肉を雜ぜ、槽を叩いて號し、弓て槃瓠を祭る。俗に赤髀橫裙は即ち其の子孫なりと稱す」と。

〔九〕〔李賢注〕侏離は蠻夷の語聲なり。

〔一〇〕〔李賢注〕之を優寵し、故に其の賦役を蠲^そくなり。『荊州記』に曰く、「沅陵縣は酉口に居す。上就・武陽の二郷有り。唯此れ是れ槃瓠の子孫、狗種なり。二郷は武陵の北に在り」と。

〔一一〕〔集解〕沈欽韓曰く、『隸續』繁長張禪等題名に「邑長爰文山」・「邑君蘭世興」有り」と。

〔一二〕〔李賢注〕『說文』に曰く、「𡗗、女人自ら𡗗と稱す、我なり」と。音は胡朗の反。此れ已上は並びに『風俗通』に見ゆ。〔集解〕惠棟曰く、『爾雅』に云う、「𡗗は、我なり」と。郭璞云う、「𡗗は、猶お𡗗のごときなり。語の轉ずるのみ」と。

〔一三〕〔集解〕沈欽韓曰く、『南史』諸蠻傳に、「武陵に居る者に雄溪・楠溪・辰溪・酉溪・武溪有り、之を五溪蠻と謂う」と。『隋志』長沙郡に、「又た雜りて夷蠻有り、名づけて莫徭と曰う。自ら云う、其の先祖に功有り、常に徭役を免ぜらる、と。其の男子は但だ白布の褲・衫を著、更に巾・袴無く、其の女子は青布の衫・班布もてし、通じて𡗗^{かい}・𡗗^{きやく}無し。婚嫁は鍬^{つこ}鋤^ほを用て聘財と爲す」と。

①杜甫の「歲晏行」に、「莫徭は雁を射て桑弓を鳴らす」と。蒙叟の注に云う、「常袞の江南西道觀察魏少游に制を草して曰く、「都團練・觀察は莫徭に處置す。莫徭・江湖の獵手をして他の徭をせざらしめよ」と。劉長卿の「連州にて臘日に莫徭の獵を観るの詩」に云う、「莫徭は生長してより、名字に符籍無く、市易するに蛟人と雜わり、婚姻して木客と通ず」と。

②『通考』に云う、「北江の諸蠻は辰州に隸し黔の西南に在り。五溪を阻み、羈縻州三十六と爲りて溪州に下る。爲に大彭

氏世々之に居る。南江の諸蠻は辰州より長沙に達し、各々溪洞有り。本とは唐の郡縣、五代に守を失い、諸々の酋は分かちて其の地に據る。曰く敍、曰く峽、曰く中勝、曰く元。則ち舒氏、之に居る。曰く獎、曰く飾、曰く懿、曰く晃。

則ち田氏、之に居る。曰く富、曰く保順、曰く天賜、曰く古。則ち向氏、之に居る」と。

〔校補一〕案ずるに、『通志』は「負いて走りて南のかた武山に入る」に作り、「武」字多し。注引の「武山」を以て之を證するに、今本の「武」字を脱するに似たり。

〔校補二〕柳從辰曰く、『御覽』七百八十五引に「犬形」に作る。今案ずるに、『通志』は仍お「尾形」に作る」と。

〔校補三〕官本は「班」を「斑」に作る、通ず。

〔校補四〕官本の注は「馮」を「憑」に作る。是なり。

〔校補五〕官本の注末に「也」字有り。

通釈

昔、帝嚳高辛氏のときに犬戎が中国に侵入することがあり、帝はそれが侵し荒すのを憂え、伐ち正そうとしたが、勝つことができなかった。そこで群臣に諮り、犬戎の将である呉將軍の首をとることのできる者を天下に募り、黄金千鎰・戸一万をもつて賞し、更に帝の末娘を娶わせるとした。当時、帝には飼犬がおり、その毛は青・黄・赤・白・黒の五色で、名前を槃瓠といった。布告を下してから後、遂に槃瓠が人の頭をくわえて王宮まで来た。群臣が不思議に思つてそれを見ると、果してそれは呉將軍の首であつた。帝は大いに喜んで群臣に諮つたが、槃瓠は大であるために、帝の娘を娶わせることもできず、その上、官爵や封土を与える手立てもなく、褒賞を与えたいと議つたが、まだ道理にかなう方法が解らなかつた。帝の娘はそれを聞いて、皇帝が布告を下されたならば約束を違えてはならないと思ひ、槃瓠のもとに嫁がせてほしいと帝に請うた。そこで帝は仕方なく、槃瓠に娘を娶わせた。槃瓠は娘を手に入れると、背負つて南山に入り、石室の中に住んだ。居住

したところはこの上なく険しく、人の通った跡もないところであった。そこで娘は衣裳を解き外し、僕鑑の髻を結び、独力の衣を着た。帝は末娘を悲しく思い、使者を遣わして捜し求めさせたが、そのたびごとに風雨や激しい雷、霧に遭遇し、使者は行くことができなかった。三年を経て、娘は子十二人、男児と女兒を六人ずつ産んだ。槃瓠の死後、男女それぞれ六人の子供たちはおのずから互いに夫婦になった。木の皮を織って紡ぎ、草の実で染色した。五色の衣服を好み、衣服を作ると、どれにも尾がついていた。その母（帝の末娘）は後に都に帰り、帝に陳述し申し上げた。そこで子供たちを迎えて招いた。衣裳は綾模様があつてきらびやかで、言葉は蛮夷の語音で、好んで山谷に入り、平らで広いところを喜ばなかった。帝はその気持ちに従い、名山や広い沼沢を与えた。その後、彼らは栄え、蛮夷と称した。彼らは外見は愚かそうであるが内心は悪賢く、その地に土着して古い慣習を重んじている。亡父に功績があり、母が帝の娘であるため、農耕や商売をしても、関所や橋の通行手形を必要とせず、租税も免除されている。邑には君長がいて、みな印綬が与えられており、冠には獺の皮を用いる。酋長を精夫といい、互いに缺徒と呼ぶ。現在の長沙郡の武陵蛮がすなわちこれである。

注 釈

(1) 「僕鑑」の「鑑」字を「豎」字に改めると「僕豎」、すなわち下僕の意になり、帝嚳の娘が下僕のような髻を結うことをいうか。

(2) 沈德潜は、清、長州の人（一六七三～一七六九）。字は確士。号は帰愚。諡は愍文。乾隆四年（一七三九）の進士。著書に、『五朝詩別裁』、『古詩源』、『帰愚詩文鈔』、『竹嘯軒詩鈔』、『西湖志纂』、『唐宋八家文読本』がある。

(3) 魏献子は、春秋の晋の人で、魏絳の子。魏舒ともいう。諡は献子。項公のとき、韓起の後を継いで政を治める。祁氏・羊舌氏の邑をとって十県とし、その庶子を挙げて梗陽大夫とする。衛文子は、衛の霊公の孫。公孫弥牟ともいう。「將軍之官、始於魏献子・衛文子」とは、『左伝』昭公二八年条に、「魏子曰、吾聞諸伯叔諺曰、唯食忘憂吾子置食之間三歎、何也。同辭而對曰、（中略）、曰、豈將軍食之、而有不足」とあり、『礼記』檀弓上に、「將軍文子之喪」とあるのに基づく。

- (4) 注「一二」の李賢注に「此已上並見『風俗通』」とあるが、李賢の言う『風俗通義』の箇所は既に亡佚している。
- (5) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (6) 以下は、『通典』卷一八七槃瓠種条からの引用である。
- (7) 『魏略』は、三国魏・魚豢撰。三世紀末頃の成立。魚豢の私撰による三国魏の記録。南宋の頃には散佚しており、『三国志』裴松之注他、史書の注や類書に佚文を残すだけであつたのを清・張鵬一が輯集し、『魏略輯本』として刊行した。『魏略』曰「以下は、『太平御覽』卷七八五槃瓠条に見える。なお、これに類する話が、東晉・干宝『搜神記』にも採録され、『初学記』卷二九狗条、『芸文類聚』卷九四狗条、『法苑珠林』卷六、『太平御覽』卷七五八槃瓠条に引用されている。
- (8) 以下は、『史通』書事からの引用である。
- (9) 黄閔は、隋、武陵の人。著書に、『杭州志』などがある。「黄閔『武陵記』」以下は、『太平御覽』槃瓠条所引の『武陵記』に見え、また『重校說郛』一二〇弓引の鮑堅『武陵記』武山条とも一致する。
- (10) 「干寶『晉紀』曰」以下は『太平御覽』槃瓠条に見える。
- (11) 『荊州記』は、上海図書館編『中国叢書綜録』によると、晉・范汪、南朝宋・庾仲雍、南朝宋・郭仲産、南朝宋・盛弘之、南朝齊・劉澄之が撰した五種の『荊州記』があるが（上海図書一九六二、五四五頁）、そのいずれの『荊州記』であるかは不明。『太平御覽』槃瓠条に「『荊州記』曰、阮陵縣君居西口。有上就・武陽二郷。唯此是槃瓠子孫。狗種也。二郡在武陵溪之北」とあるが、若干字句が異なる。
- (12) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。
- (13) 以下は、『隸統』卷一六からの引用である。
- (14) 以下は、『説文』女部からの引用である。
- (15) 以下は、『後漢書訓纂』卷一九、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。
- (16) 以下は、『爾雅』釈詁上からの引用である。

(17) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(18) 以下は、『南史』卷七九夷貊列伝下からの引用である。

(19) 以下は、『隋書』卷三二地理志下からの引用である。

(20) 「杜甫「歲晏行」」以下は『全唐詩』に見える。

(21) 蒙叟は、清の人。原祁の曾孫。字は子疑。号は蓬心・蓬樵老蓮・柳東居士・瀟湘翁・玉虎山樵・蓬柳居士・蒙叟・退官
衲子・老瀟湘翁。乾隆の举人。

(22) 常袞は、唐、京兆の人。天宝の進士。魏少游は、唐、鉅鹿の人。字は少游。

(23) 劉長卿（生没年不詳）は唐、河間の人。字は文房。ほぼ玄宗の天宝（七四二―七五六）前後頃に在世する。開元二十二年（七三三）の進士。

(24) 以下は『文献通考』卷三二八盤瓠種条からの引用である。

(25) 『通志』以下は、『通志』卷一九七・四夷伝からの引用である。

(26) 柳從辰については、未詳。

(27) 柳從辰は、『太平御覧』の引用する『後漢書』が「犬形」に作るとするが、『御覧』の通行本で確認する限りは「尾形」となっている。

〔二〕

本文

其在唐虞、與之要質。故曰要服。夏商之時、漸爲邊患。逮於周世、黨衆彌盛。宣王中興、乃命方叔南伐蠻方。詩人所謂「蠻
荆來威」者也。又曰、「蠢爾蠻荆、大邦爲讐」〔一〕。明其黨衆繁多、是曰抗敵諸夏也。

〔一〕〔李賢注〕『毛詩』小雅序曰、「采芑、宣王南征也」。「薄言采芑、于彼新田。顯允方叔、振旅闐闐。蠢爾蠻荆、大邦爲讐」。
注云、「方叔卿士、命而爲將也」。⁽¹⁾

書き下し文

其れ唐虞に在りては、之と與に要質す。故に要服と曰う。夏商の時、漸く邊患を爲す。周世に逮びて、黨衆彌々盛んなり。宣王中興し、乃ち方叔に命じて南のかた蠻方を伐たしむ。詩人の所謂「蠻荆來に威る」者なり。又た曰く、「蠢たる蠻荆、大邦をば讐と爲す」と。其の黨衆繁だ多く、是を曰つて諸夏に抗敵するを明らかにするなり。

〔一〕〔李賢注〕『毛詩』小雅序に曰く、「采芑は、宣王南征するなり」と。「薄言に芑を采る、彼の新田に。顯允なる方叔は、振旅闐闐たり。蠢たる蠻荆、大邦をば讐と爲す」と。注に云う、「方叔は卿士なり、命ぜられて將と爲るなり」と。

通釈

唐虞の治世においては、この蛮夷とともに約束をした。そのために要服という。夏商の治世において、次第に国境付近を侵すようになってきた。周代に入ると、その族員は増え、勢いは盛んとなった。周の宣王は王朝を中興すると、方叔に命令して南の蛮方を討伐させた。詩に歌われるところの「蛮荆がここに畏れる」とはこのことである。また、「蠢く蛮荆が、大國に仇をなした」ともいう。その族員は増加し、中原諸國とはりあうようになったことを明らかにしているのである。

注釈

〔1〕引用部分は『詩』小雅「采芑」の内容を要約したものとなっている。「采芑」は周の第二一代の王、宣王（在位前八二七〜前七八二）によって南方征伐を命じられた方叔の軍を歌ったものである。なお、清・何焯は『義門読書記』において「蠻

荆直謂楚人。豈得以武陵蠻當之乎」という。

〔三〕

本文

平王東遷、蠻遂侵暴上國。晉文侯輔政、乃率蔡共侯擊破之^{〔一〕}。至楚武王時、蠻與羅子共敗楚師、殺其將屈瑕^{〔二〕}。莊王初立^{〔三〕}、民飢兵弱、復爲所寇。楚師既振、然後乃服、自是遂屬於楚。鄢陵之役、蠻與恭王合兵擊晉^{〔四〕}。及吳起相悼王、南并蠻越、遂有洞庭・蒼梧。秦昭王使白起伐楚、略取蠻夷、始置黔中郡。漢興、改爲武陵^{〔五〕}。歲令大人輸布一匹、小口二丈、是謂賁布^{〔六〕}。雖時爲寇盜、而不足爲郡國患。

〔一〕〔李賢注〕晉文侯仇也。^{〔一〕}

〔二〕〔李賢注〕『左傳』^{〔二〕}、「楚屈瑕伐羅及鄢、亂次以濟其水、遂無次、且不設備、羅與盧戎兩軍之、大敗之。莫敖縊于荒谷、羣帥囚于冶父」也。

〔三〕〔李賢注〕莊王、名旅、穆王之子。〔集解〕惠棟曰^{〔三〕}、「事在『左傳』文十六年」。

〔四〕〔李賢注〕『左傳』^{〔四〕}、「晉楚戰于鄢陵。晉卻至曰、「楚二卿相惡、王卒以舊、鄭陳而不整、蠻軍而不陳」也」。

〔五〕〔李賢注〕黔中故城在今辰州沅陵縣西。^{〔五〕}

〔六〕〔李賢注〕『說文』曰^{〔六〕}、「南蠻賦也」。賁、牂冬反。^{〔七〕}〔集解〕沈欽韓曰^{〔八〕}、「『隋志』^{〔九〕}、「有獠・獠・蠻・賁、風俗同於獠」。『北史』^{〔十〕}「獠能爲細布、色至鮮淨」。『唐六典』^{〔十一〕}「涪州貢遼頭獠布」。

〔校補一〕今辰州府沅陵縣治。

書き下し文

平王東遷して、蠻、遂に上國を侵暴す。晉の文侯輔政して、乃ち蔡の共侯を率いて之を撃破す。楚の武王の時に至り、蠻、羅子と共に楚師を敗り、其の將屈瑕を殺す。莊王初めて立ち、民飢え兵弱く、復た寇する所と爲る。楚師既に振い、然る後に乃ち服し、是れ自り遂に楚に屬す。鄢陵の役、蠻、恭王と兵を合せて晉を撃つ。呉起の悼王に相たるに及び、南のかた蠻越を并わせ、遂に洞庭・蒼梧を有つ。秦の昭王、白起をして楚を伐たしめ、蠻夷を略取し、始めて黔中郡を置く。漢興り、改めて武陵と爲す。歳ごとに大人をして布一匹を輸さしめ、小口は二丈、是れを賁布と謂う。時に寇盜を爲すと雖も、郡國の患と爲すに足らず。

〔一〕〔李賢注〕晉の文侯仇なり。

〔二〕〔李賢注〕『左傳』に、「楚の屈瑕、羅を伐ちて鄢に及び、次を亂して以て其の水を濟り、遂に次無く、且つ備えを設けず、羅と盧戎と兩とより之に軍し、大いに之を敗る。莫敖、荒谷に縊れ、羣帥、治父に囚わる」と。

〔三〕〔李賢注〕莊王、名は旅、穆王の子なり。〔集解〕惠棟曰く、「事は『左傳』文十六年に在り」と。

〔四〕〔李賢注〕『左傳』に、「晉楚、鄢陵に戦う。晉の卻至曰く、「楚の二卿は相惡み、王の卒は舊を以い、鄭は陳するも整わず、蠻は軍するも陳せず」と」というなり。

〔五〕〔李賢注〕黔中故城は今の辰州沅陵縣の西に在り。

〔六〕〔李賢注〕『説文』に曰く、「南蠻の賦なり」と。實は、牂冬の反。〔集解〕沈欽韓曰く、「隋志」に、「獠・獠・蠻・賁有り、風俗は獠に同じ」と。『北史』に、「獠は能く細布を爲し、色は至りて鮮淨」と。『唐六典』に、「涪州は遼頭獠布を貢す」とと。

〔校補一〕今の辰州府沅陵縣の治なり。

平王が東遷すると、蛮夷はついに中原諸国に侵攻してくるようになった。晋の文侯が周王朝を輔政すると、蔡の共侯を率いて蛮夷を撃破した。楚の武王の治世に至ると、蛮夷は羅子とともに楚軍を撃破し、その將軍であつた屈瑕を殺した。楚の莊王の即位間も無い際には、民は飢え兵は弱いという状況で、蛮夷が再び侵入するようになった。そこで楚は軍事行動を興し、蛮夷はそこではじめて楚軍に降伏し、これ以後は楚国に服属することになったのである。鄢陵の戦いでは、蛮夷は楚軍に従つて晋を攻撃した。呉起が楚の悼王の宰相となると、南方の蛮越の地を併合し、ついには洞庭・蒼梧を領域にとりこんだ。秦の昭王は、白起に楚攻略を命令し、白起は蛮夷の居住地域を攻め取り、はじめて黔中郡を設置した。漢の治世になると、黔中郡を改めて武陵郡とした。一年毎に丁年以上の蛮夷には布一匹を、貧しい蛮夷には二丈の布を納めさせ、これを賣布といった。時折侵入して略奪を行つたが、郡国の憂いとするほどではなかった。

注 釈

(1) 晋文侯仇は、晋の穆侯の子。穆侯の死後に自立した弟の殤叔を殺して即位した。在位（前七八〇〜前七四六）は周の東遷期に相当している。幽王が犬戎に殺されたとき、鄭の武公とともに平王を擁立し、その功績から平王より冊書を賜つたとされ、その冊書は『尚書』文侯之命篇に残されている。ただし、本文に記されている南征の事実は確認できない。

(2) 『左伝』桓公二三年の記事の要約となっている。中華書局本『後漢書』の校勘記には「按張森楷校勘記謂。據『左傳』無「其水」字。當有「師」字」とある。「其水」の字は唐・陸德明『經典釈文』に引用された伝文と、「淇水」に作るが『水經注』卷二八沔水条に引用された伝文において確認される。テキストによつては補うものと無視するものがある。竹添進一郎『左氏会箋』では以上の二例に加え、李賢注を参考にして「其水」を補っている。

(3) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。『左伝』文公一六年の伝文は、楚が飢饉に乗じて攻めこんできた庸・麋・群蛮・百濮を撃退したことを記す。

(4) 鄢陵の戦いは『左伝』成公一六年（前五七五）の晉楚間の戦い。楚と中原諸侯の盟主との大規模な戦闘は、楚の成王と晉の文公による城濮の戦い（前六三二）、楚の荘王と晉の景公による鄢の戦い（前五九七）、晉の厲公と楚の共王による鄢陵の戦いの三回である。『左伝』における鄢陵の戦いの記述は、各国の大夫の会話や戦闘中のエピソードがふんだんに取り入れられている。李賢注の引用部分は、晉の大夫である卻至が楚に六つの隙があることを指摘し、対楚積極論を述べた部分。二卿とは、楚の中軍の将である司馬子反（公子側）と、左軍の将である令尹子重（公子嬰齊）のこと。鄭は当時、楚に従って参戦していた。

(5) 『史記』卷五秦本紀昭襄王三〇年条の正義引『括地志』には「黔中故城在辰州沅陵縣西二十里」とある。黔中郡は、同本紀によれば昭王三〇年（前二七七）に設置されている。

(6) 李賢注引『説文』は、貝部の賁の説解であるが、巾部の幪の説解にも「幪、南郡蠻夷賁布也」とある。『文選』卷六所収の西晉・左思「魏都賦」李善注に『風俗通義』曰、槃瓠之後、輸布一匹二丈、是謂賁布。廩君之巴氏、出幪八丈」とあるが、『風俗通義』のこの部分は佚文である。

(7) 中華書局本『後漢書』の校勘記に「賁、冬反、據汲本・殿本補」とある。紹興本は「才冬反」に作る。

(8) 以下は、『後漢書疏証』卷一一からの引用である。

(9) 『隋書』卷二九地理志上梁州条に「又有獠・獠・蠻・賁、其居處風俗、衣服飲食、頗同於獠」とある。

(10) 『北史』卷九五蛮列伝に「獠者蓋南蠻之別種。（中略）能爲細布、色至鮮淨」とある。

(11) 『唐六典』卷三尚書戸部に「涪州連頭獠布」とある。

〔四〕

本文

光武中興、武陵蠻夷特盛。建武二十三年、精夫相單程等據其險隘、大寇郡縣。遣武威將軍劉尚發南郡・長沙・武陵兵萬餘人、

乘船泝沅水入武溪擊之^(一)。尚輕敵入險、山深水疾、舟船不得上。蠻氏知尚糧少入遠、又不曉道徑、遂屯聚守險。尚食盡引還、蠻緣路微戰、尚軍大敗、悉爲所沒⁽¹⁾。二十四年、相單程等下攻臨沅^(二)、遣謁者李嵩・中山太守馬成擊之、不能剋。明年春、遣伏波將軍馬援・中郎將劉匡・馬武・孫永等、將兵至臨沅擊破之。單程等飢困乞降、會援病卒、謁者宗均聽悉受降^(三)。爲置吏司、羣蠻遂平⁽²⁾。

〔一〕〔李賢注〕沅水出牂牁故且蘭、東北經辰州・潭州・嶽州、經洞庭湖入江也。〔集解〕沈欽韓曰⁽³⁾、「『明志』⁽⁴⁾、『辰州府沅陵縣有故劉尚城』。武溪在瀘溪縣西、源出武山、逕縣城南、合沅水」。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰⁽⁵⁾、「今常德府武陵縣西」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰⁽⁶⁾、「即宋均也。辨見均本傳」⁽⁷⁾。

書き下し文

光武中興するに、武陵の蠻夷、特だ盛んなり。建武二十三年、精夫相單程等、其の險隘に據り、大いに郡縣に寇す。武威將軍劉尚を遣わして南郡・長沙・武陵の兵萬餘人を發し、船に乗りて沅水を泝り、武溪に入りて之を撃たしむ。尚、敵を輕んじて險に入るも、山深く水疾くして、舟船上るを得ず。蠻氏、尚の糧少なくて遠に入り、又た道徑に曉かならざるを知り、遂に屯聚して險を守る。尚、食盡きて引きて還らんとするに、蠻、路に縁りて微戰し、尚の軍大敗して、悉く没する所と爲る。二十四年、相單程等、下りて臨沅を攻むるに、謁者李嵩・中山太守馬成を遣わして之を撃たしむるも、剋つ能わず。明年春、伏波將軍馬援・中郎將劉匡・馬武・孫永等を遣わし、兵を將いて臨沅に至らしめ、之を撃破す。單程等、飢困して降るを乞うに、會々援、病に卒し、謁者宗均、悉く降を受くるを聽す。爲に吏司を置き、羣蠻、遂に平らぐ。

〔一〕〔李賢注〕沅水は牂牁の故の且蘭より出で、東北して辰州・潭州・嶽州を經、洞庭湖を經て江に入るなり。〔集解〕沈

欽韓曰く、『明志』に、「辰州府沅陵縣に故の劉尚城有り」と。武溪は瀘溪縣の西に在り。源は武山より出で、縣城の南を逕、沅水に合す」と。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰く、「今の常德府武陵縣の西なり」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「即ち宋均なり。辨は均の本傳に見ゆ」と。

通 釈

光武帝が中興した頃、武陵の蛮夷ははなはだ盛んであった。建武三年（四七）、精夫の相単程などがある峻険な土地に拠つて、郡県に侵攻した。そこで武威將軍の劉尚を遣わして、南郡・長沙・武陵の兵一万余りを動員し、沅水を遡つて武陵に入り、彼らを討伐させた。劉尚は敵を軽んじて険しい土地に入ったが、山は深く流れは速いので、船は遡ることができなかった。相単程らは、劉尚が食糧が少ないのに遠路行軍していること、また道に詳しくないことを知り、そのまま集まりとどまつて要害を守っていた。劉尚は食糧が尽きたために引き返そうとしたところ、蛮夷はその進路を遮つて戦い、劉尚軍は大敗してことごとく戦死した。建武四年（四八）、相単程などが山を下つて臨沅を攻めたので、謁者の李嵩・中山太守の馬成を遣わして彼らを攻撃させたが、勝つことができなかった。翌年春、伏波將軍馬援・中郎將劉匡・馬武・孫永などを遣わし、兵をひきいて臨沅を救援し、相単程らを撃破した。相単程らは飢餓に陥り、困窮して降伏を願ったが、たまたま馬援が病没し、謁者の宋均がその降伏をみな許した。そのために吏司を置き、ついに群蛮は平定された。

注 釈

（1）『後漢書』卷一光武帝本紀下建武二三年一二月条に「武陵蠻叛、寇掠郡縣、遣劉尚討之、戰於沅水、尚軍敗歿」とあるが、卷二四馬援列伝には「二十四年、武威將軍劉尚擊武陵五溪蠻夷、深入、軍没」とあり、これを建武二十四年のこととする。

また、『統漢書』五行志四にも「世祖建武二十二年九月、郡國四十二地震、南陽尤甚、地裂壓殺人。其後武谿蠻夷反、爲寇害、至南郡、發荊州諸郡兵、遣武威將軍劉尚擊之、爲夷所圍、復發兵赴之、尚遂爲所沒」とあり、ここでは二二年のこととしている。

(2) 『後漢書』光武帝本紀下建武二十四年七月条に「武陵蠻寇臨沅、遣謁者李嵩・中山太守馬成討蠻、不克、於是伏波將軍馬援率四將軍討之」とあり、二五年条に「三月、……伏波將軍馬援等破武陵蠻於臨沅。冬十月、叛蠻悉降」とあり、また、卷二四馬援列伝、卷四一宋均列伝にも詳細が見られる。

(3) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用であり、本文は『明志』、辰州府沅陵縣有故劉尚城。『一統志』、武谿在辰府（州の誤）府瀘溪縣西。源出武山、合小河、逕縣城南、合沅水」とする。後半の『一統志』については、『大清一統志』卷二八四辰州府条に「武谿、在武谿在瀘溪縣西。源出武山、合小河、逕縣城南、合沅水」とあることを指している。本書は前後三回の勅撰が行われた。初回は乾隆八年（一七四三）の完成で、全三五六卷。翌年、殿版として刊行された。第二回は乾隆四九年（一七八四）に完成、同五年（一七九〇）に殿版として刊行、一般に通行するのはこれの石印版であるが、本来の四二四卷が五〇〇卷となっているのは、『四庫全書總目提要』の記載に卷数を合わせたためである。第三回は道光二二年（一八四二）に全五六〇卷・凡例目錄二卷として完成したが、版刻されず、ようやく一九三四年になって『嘉慶重修一統志』として『四部叢刊統編』に加えられた。

(4) 『明史』地理志には同文はなく、『明一統志』卷六五辰州府条に「劉尚城、在府城西南一百二十里。今城雖廢、亦足控扼諸蠻」とあることを指すと思われる。

(5) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用であり、本文は『一統志』、臨沅故城在常德府武陵縣西」とあり、『大清一統志』卷二八〇常德府条に「臨沅故縣、在武陵縣西」とある。

(6) 以下は、『後漢書補注』卷二〇からの引用である。また、『後漢書訓纂』卷一九には「宗均、宋均也。本傳誤作宋。『謝承書』曰、均爲監軍、與援征武陵蠻、臨沅水。而兵士多病、均懼衆軍多疾、勤兵圍賊、矯詔、降遣本郡。均未至、先自刻矯

詔之罪。帝甚善之。并具均本傳」とある。

(7)『後漢書』卷四一宋均列伝に「後爲謁者。會武陵蠻反、圍武威將軍劉尚、詔使均乘傳發江夏奔命三千人往救之。既至而尚已沒。會伏波將軍馬援至、詔因令均監軍、與諸將進、賊拒阨不得前。及馬援卒於師、軍士多溫溼疾病、死者太多。均慮軍遂不反、乃與諸將議曰、今道遠士病、不可以戰、欲權承制降之何如。諸將皆伏地莫敢應。均曰、夫忠臣出竟、有可以安國家、專之可也。乃矯制調伏波司馬呂种守沅陵長、命种奉詔書入虜營、告以恩信、因勒兵隨其後。蠻夷震怖、即共斬其大帥而降、於是入賊營、散其衆、遣歸本郡、爲置長吏而還。均未至、先自劾矯制之罪。光武嘉其功、迎賜以金帛、令過家上冢。其後每有四方異議、數訪問焉」とある。

〔五〕

本文

肅宗建初元年、武陵澧中蠻陳從等反叛、入零陽蠻界^{〔一〕}。其冬、零陽蠻五里精夫爲郡擊破從、從等皆降^{〔一〕}。三年冬、澧中蠻覃兒健等復反^{〔二〕}、攻燒零陽・作唐・孱陵界中^{〔三〕}。明年春、發荊州七郡及汝南・潁川弛刑徒・吏士五千餘人、拒守零陽、募充中五里蠻精夫不叛者四千人、擊澧中賊^{〔四〕}。五年春、覃兒健等請降、不許。郡因進兵與戰於宏下^{〔五〕}、大破之、斬兒健首、餘皆棄營走還澧中、復遣乞降、乃受之。於是罷武陵屯兵、賞賜各有差^{〔三〕}。

〔一〕〔李賢注〕零陽、縣。屬武陵郡。〔集解〕沈欽韓曰^{〔四〕}、「今澧州慈利縣東」。

〔二〕〔李賢注〕澧、水名。源出今澧州崇義縣。〔集解〕沈欽韓曰^{〔五〕}、「舊唐志」^{〔六〕}、「崇義、省入慈利縣」。『郡國利病書』^{〔七〕}「澧水南至觀音嘴、會澧水」。澧中故城在澧州安福縣西北。『明史』土司傳^{〔八〕}、「洪武三年、慈利安撫使覃厘連構諸洞蠻、爲寇」。是覃氏猶世據其土地也^{〔九〕}。

〔三〕〔李賢注〕作唐、縣。屬武陵郡。孱陵、縣、故城在今荊州公安縣西南。孱音仕顏反。〔集解〕沈欽韓曰^{〔九〕}、「作唐、今澧

州安郷縣北」。

〔四〕〔李賢注〕充、縣。屬武陵郡。充音衝。〔集解〕沈欽韓曰⁽¹⁰⁾、『明志』⁽¹¹⁾、「慈利縣西有廢充縣」。

〔五〕〔集解〕沈欽韓曰⁽¹²⁾、『一統志』⁽¹³⁾、「洪山在辰州沅陵縣西南三十里」。或即此」。

書き下し文

肅宗の建初元年、武陵澧中蠻の陳從等、反叛し、零陽の蠻界に入る。其の冬、零陽蠻五里の精夫、郡の爲に従を撃破し、從等皆な降る。三年冬、澧中蠻の覃兒健等、復た反し、攻めて零陽・作唐・孱陵の界中を焼く。明年春、荊州七郡及び汝南・潁川の弛刑徒・吏士五千餘人を發し、零陽を拒守せしめ、充中五里蠻の精夫の叛せざる者四千人を募りて、澧中の賊を撃たしむ。五年春、覃兒健等、降るを請うも、許さず。郡、因りて兵を進めて與に宏下に戦い、大いに之を破り、兒健の首を斬す。餘は皆な營を棄てて澧中に走還し、復た遣わして降るを乞わしめ、乃ち之を受く。是に於いて武陵の屯兵を罷め、賞賜すること各々差有り。

〔一〕〔李賢注〕零陽は、縣なり。武陵郡に屬す。〔集解〕沈欽韓曰く、「今の澧州慈利縣の東なり」と。

〔二〕〔李賢注〕澧は、水名なり。源は今の澧州崇義縣より出ず。〔集解〕沈欽韓曰く、『舊唐志』に、「崇義、省かれて慈利縣に入る」と。『郡國利病書』に、「澧水南して觀音背に至り、澧水に會す」と。澧中の故城は澧州安福縣の西北に在り。

『明史』土司傳に、「洪武三年、慈利安撫使覃屋、諸洞蠻を連構し、寇を爲す」と。是れ覃氏の猶お世々其の土地に據るなり」と。

〔三〕〔李賢注〕作唐は、縣なり。武陵郡に屬す。孱陵は、縣なり、故城は今の荊州公安縣の西南に在り。孱の音は仕顔の反。〔集解〕沈欽韓曰く、「作唐は、今の澧州安郷縣の北なり」と。

〔四〕〔李賢注〕充は、縣なり。武陵郡に屬す。充の音は衝。〔集解〕沈欽韓曰く、『明志』に、「慈利縣の西に廢充縣有り」

と」。

〔五〕〔集解〕沈欽韓曰く、『一統志』に、「洪山は辰州沅陵縣の西南三十里に在り」と。或いは即ち此れならんか」と。

通釈

章帝の建初元年（七六）、武陵郡の澧中蛮の陳從らが反乱を起こし、零陽蛮の境域に侵入した。その年の冬、零陽蛮の五里の精夫が郡のために陳從らを破り、陳從らはみな降伏した。建初三年（七八）冬、澧中蛮の覃児健らが再び反乱を起こし、零陽・作唐・孱陵の境域を攻めて焼いた。翌年春、荊州七郡および汝南・潁川の放免された刑徒と吏士五千人余りを動員して零陽を防衛させ、充中蛮五里の精夫で反乱に加わらなかった者四千人を募り、澧中の賊徒を攻撃させた。建初五年（八〇）春、覃児健らは降伏を願い出たが、許可されなかった。そこで郡は兵を進めて宏下で戦い、彼らを一掃して覃児健の首を斬った。その他の者は陣営を捨てて澧中に帰り、再び降伏を願い出たので、これを認めた。ここにおいて武陵郡の屯兵を撤収し、兵士にそれぞれ功績に従って賞与した。

注釈

- （１）『後漢書』卷三孝章帝紀建初元年条に「二月、武陵澧中蠻叛」とあり、また、「冬十月、武陵郡兵討叛蠻、破降之」とある。
- （２）『後漢書』孝章帝紀建初三年十二月条に「武陵澧中蠻叛」とある。
- （３）『後漢書』孝章帝紀建初五年三月条に「荊・豫諸郡兵討破武陵澧中叛蠻」とある。
- （４）以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用であり、本文は『一統志』、零陽故城在澧州慈利縣東」とする。『大清一統志』卷二八七澧州条には「零陽故城、在慈利縣東」とある。

- （５）以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用であり、本文は「注云、澧水出澧州崇義縣。按、『舊唐志』、麟德元年、省崇義、

併入慈利縣。『郡國利病書』、澧州慈利縣澧水南至觀音嘴、會澧水。澧中故城在澧州安福縣西北。『明史』土司傳、洪武三年、慈利安撫使覃屋連構諸洞蠻、爲寇。四年、施南道宣慰使覃大勝來朝。是覃氏猶世據其土也」とする。

(6) 『旧唐書』地理志のことと思われる。卷四〇地理志三澧州条に「慈利、本漢零陽縣、隋改零陽爲慈利縣。麟德元年、省崇義併入」とある。

(7) 清の顧炎武の撰。一二〇卷。本名は『天下郡國利病書』。各省の利害について記す。手稿本第二四冊湖広上に「澧水 水南至觀音嘴、會澧水」とある。

(8) 『明史』卷三二〇土司伝湖広土司条に「洪武三年、慈利安撫使覃屋連構諸蠻、入寇。征南將軍周德興平之。(中略) 洪武四年(中略) 容美洞元施南道宣慰使覃大勝弟大旺・副宣慰覃大興・光寶子答谷等皆來朝」とある。

(9) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用であり、本文は『一統志』、作唐故城在澧州安鄉縣北」とする。『大清一統志』卷二八七澧州条には「作唐故城 在安鄉縣北」とある。

(10) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(11) 『明史』地理志に同文はなく、『大明一統志』卷六二荊州府条に「充城、在慈利縣西二百四十里。漢充縣、屬武陵郡。後廢。唐武德中復置」とあることを指すと思われる。

(12) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(13) 『大清一統志』卷二八四辰州条に「洪山、在沅陵縣西南三十里」とある。

〔六〕

本文

和帝永元四年冬、澧中・澧中蠻潭戎等反、燔燒郵亭、殺略吏民。郡兵擊破降之⁽¹⁾。安帝元初二年、澧中蠻已郡縣徭稅失平、懷怨恨、遂結充中諸種二千餘人、攻城殺長吏。州郡募五里蠻・六亭兵追擊破之、皆散降^{〔校補二〕}。賜五里・六亭渠帥金帛各有

差⁽²⁾。明年秋、濃中・濃中蠻四千人竝爲盜賊。又、零陵蠻羊孫・陳湯等千餘人^(一)〔校補二〕、著赤幘、稱將軍、燒官寺、抄掠百姓。州郡募善蠻討平之⁽³⁾。

〔一〕〔李賢注〕零陽、屬武陵郡。〔集解〕洪亮吉曰⁽⁴⁾、「武陵」應作「零陵」、注誤。

〔校補一〕案、傳中屢言「降散」、此獨作「散降」。蓋、降多散少、則曰「降散」。此散多降少、故改云「散降」也。

〔校補二〕官本注、「陽」下有「縣」字、「郡下」有「也」字。柳從辰曰、「序文言「零陵蠻」、注不應出「零陽」。「陽」乃「陵」之譌。零陽縣屬武陵郡。注已見前。各本皆未正。觀洪亮吉辯注、「武陵郡」應作「零陵郡」。則洪見本必作「零陵」、不誤也。今案、柳說是也。零陵郡、前漢本即治零陵縣、後漢徙治泉陵⁽⁵⁾。當亦因中興後羣蠻寢盛慮爲所逼而改耳。

書き下し文

和帝の永元四年冬、濃中・濃中蠻の潭戎等反し、郵亭を燔焼し、吏民を殺略す。郡兵、撃破して之を降す。安帝の元初二年、濃中蠻、郡縣の徭税の平を失うを曰て、怨恨を懷き、遂に充中の諸種二千餘人と結び、城を攻めて長吏を殺す。州郡、五里蠻・六亭兵を募りて追撃して之を破り、皆な、散降す。五里・六亭の渠帥に金帛を賜うに各々差有り。明年秋、濃中・濃中蠻四千人、竝びに盜賊と爲る。又た、零陵蠻の羊孫・陳湯等千餘人、赤幘を著け、將軍と稱し、官寺を燒き、百姓を抄掠す。州郡、善蠻を募りて討ちて之を平らぐ。

〔一〕〔李賢注〕零陽は、武陵郡に屬す。〔集解〕洪亮吉曰く、「武陵」は應に「零陵」に作るべし。注誤てり」と。

〔校補一〕案ずるに、傳中屢々「降散」と言うも、此れ獨り「散降」に作る。蓋し、降多く散少なければ則ち「降散」と曰う。

此れ散多く降少なし、故に改めて「散降」と云うなり。

〔校補二〕官本の注は、「陽」の下に「縣」の字有り、「郡」の下に「也」の字有り。柳從辰曰く、「序文に「零陵蠻」と言い、

注は應に「零陽」を出だすべからず。「陽」は乃ち「陵」の譌りなり。零陽縣は武陵郡に屬す。注、已に前に見ゆ。各本皆な未だ正しからず。洪亮吉の注を辯ずるを觀るに、「武陵郡」は應に「零陵郡」に作るべし」と。則ち洪の見たる本は必ず「零陵」に作りて、誤らざるなり」と。今案するに、柳の説、是なり。零陵郡は、前漢は本と即ち零陵縣に治し、後漢に徙りて泉陵に治す。當に亦た中興の後、羣蠻浸く盛んにして、逼する所と爲るを慮るに因りて改むるべきのみ。

通 釈

和帝の永元四年（九二）冬、淩中・淩中蛮の潭戎らが反乱を起こし、宿駅を焼いて、吏民を殺して略奪を行った。郡兵がこれを破つて降した。安帝の元初二年（一一五）、淩中蛮が、郡県の徭税が公平でないことを理由に恨みを懷き、ついに充県の諸種二千余人と結託し、城を攻めて官吏を殺した。州郡は五里蛮・六亭の兵を募つて追撃してこれを破り、みな降参して散じた。五里・六亭の首領に功績に従つてそれぞれ金帛を賞与した。翌年の秋、淩中・淩中蛮四千人がみな盜賊となつた。また零陵蛮の羊孫・陳湯ら千余人が、赤幘を着け、將軍と称し、役所を焼き、人々を襲つて略奪した。州郡は善蛮を募つてこれを討伐した。

注 釈

- （1）『後漢書』卷四孝和帝紀永元四年条には「武陵・零陵淩中蠻叛」とあり、また永元五年条には「是歲、武陵郡兵破叛蠻、降之」とあつて、郡兵が反乱を討平した年を永元五年とする。
- （2）『後漢書』卷五孝安帝紀元初二年条に「十二月、武陵淩中蠻叛、州郡擊破之」とあり、李賢注に『東觀記』曰、蠻田山・高少等攻城、殺長吏。州郡募五里蠻夷・六亭兵追擊、山等皆降。賜五里・六亭渠率金帛各有差」とある。
- （3）『後漢書』孝安帝紀元初三年条に「武陵蠻復叛、州郡討平之」とある。
- （4）洪亮吉は、清、陽湖の人。字は稚存、また又蛄。号は北江・更生居士・曉読書斎。「洪亮吉曰」以下は、『四史發伏』か

らの引用と思われるが、未見。

(5)『統漢書』郡国志四によれば、零陵県は零陵郡の、零陽県は武陵郡の属県。柳從辰の指摘するように、本文において「零陵蛮」とするのに対し、李賢注が「零陽、屬武陵郡」とするのはおかしく、本来は「零陵、屬零陵郡」であつたと考えられる。紹興本は当該部分を「零陵縣、屬武陵郡也」に作っており、洪亮吉の見た版本はこの系統であつたとも考えられる。

〔七〕

本文

順帝永和元年、武陵太守上書、「已蠻夷率服、可比漢人增其租賦」。議者皆曰爲可。尚書令虞詡獨奏曰、「自古聖王不臣異俗、非德不能及、威不能加。知其獸心貪婪、難率已禮。是故羈縻而綏撫之^(一)、附則受而不逆、叛則棄而不追。先帝舊典、貢税多少、所繇來久矣。今猥增之、必有怨叛。計其所得、不償所費、必有後悔」。帝不從。其冬、澧中・婁中蠻果爭貢布非舊約、遂殺鄉吏、舉種反叛。明年春、蠻二萬人圍充城^(校補二)、八千人寇夷道。遣武陵太守李進討破之、斬首數百級、餘皆降服⁽¹⁾。進乃簡選良吏、得其情和。在郡九年、梁太后臨朝、下詔增進秩二千石、賜錢二十萬。桓帝元嘉元年秋、武陵蠻詹山等四千餘人反叛、拘執縣令、屯結深山⁽²⁾。至永興元年、太守應奉已恩信招誘、皆悉降散⁽³⁾。

〔一〕〔集解〕惠棟曰⁽⁴⁾、「應劭『漢官儀』云⁽⁵⁾、「馬曰羈、牛曰縻。言四夷如牛馬之受羈縻也」」。

〔校補一〕官本「二」作「一」。

書き下し文

順帝の永和元年、武陵太守上書すらく、「蠻夷の率服するを曰て、漢人に比して其の租賦を増す可し」と。議者皆な曰て可と爲す。尚書令虞詡、獨り奏して曰く、「古より聖王は異俗を臣とせざるは、徳の能く及ばず、威の能く加えざるに非ず。其の

獸心貪婪にして、率いるに禮を曰てし難きを知ればなり。是の故に羈縻して之を綏撫し、附すれば則ち受けて逆らわず、叛すれば則ち棄てて追わず。先帝の舊典、貢税の多少は繇つて來たる所久し。今猥りに之を増せば、必ず怨叛有らん。其の得る所を計り、費やす所を償わざれば、必ず後悔する有らん」と。帝、從わず。其の冬、澧中・濃中の蠻、果たして貢布の舊約に非ざるを爭い、遂に郷吏を殺し、種を擧げて反叛す。明年春、蠻二萬人、充城を圍み、八千人、夷道に寇す。武陵太守李進をして討ちて之を破らしめ、斬首すること數百級、餘は皆な降服す。進、乃ち良吏を簡選し、其の情和を得。郡に在ること九年にして、梁太后臨朝し、詔を下して進の秩を二千石に増し、錢二十萬を賜う。桓帝の元嘉元年秋、武陵蠻の詹山等四千餘人、反叛し、縣令を拘執して、深山に屯結す。永興元年に至り、太守應奉、恩信を曰て招誘し、皆な悉く降散す。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「應劭の『漢官儀』に云う、「馬を羈と曰い、牛を縻と曰う。四夷、牛馬の羈縻を受くるが如きを言ふなり」とと。

〔二〕〔李賢注〕廖の音は力弔の反。

〔校補一〕官本は、「二」を「一」に作る。

通 釈

順帝の永和元年（一三六）、武陵太守が上書し、「蛮夷が服属したことを理由に、ほぼ漢人に近いくらいにその賦税を増すべきだ」とした。議る者はみなそうすべきと考えた。尚書令の虞詡ひとりだけは奏して言つた。「古より聖王が異俗を臣としないのは、徳を及ぼすことができないからではなく、威光を加えることができないからでもあります。その心が獸のようで非常に欲が深く、礼をもつて率いるのが難しいのを知つていたからです。そのため羈縻してこれをなだめ、服従すれば受けて逆らわず、反乱を起せば棄ててこれを追わないのです。先帝の規定における税率は、以前から長くそれによつてきました。今みだりにこれを増やそうとすれば、必ず恨みをかけて反するでしょう。利益のことを考え、費やすところを補わな

注 釈

ければ、必ず後悔するでしょう。帝はこれに従わなかった。その冬、澧中・婁中蛮は果して税がもとの約束と違うことで争い、ついに郷吏を殺して、種族を挙げて反乱を起こした。翌年の春、蛮二万人が充城を囲み、八千人が夷道に侵入した。武陵太守李進を遣わしてこれを討たせ、斬首すること数百におよび、その他はみな降伏した。進はそこで良吏を選んで、その情和をえた。郡に在職して九年目に、梁太后が臨朝すると、詔を下して進の俸禄を二千石に増やし、錢二十万を賜った。桓帝の元嘉元年（一五一）秋、武陵蛮の詹山ら四千人あまりが反乱を起こし、県令を捕らえ、深山に集まった。永興元年（一五三）に至り、太守の応奉が恩徳をもって誘ったため、みなことごとく降伏して散じた。

（1）『後漢書』卷六孝順帝紀永和二年条に「春正月、武陵蠻叛、圍充縣、又寇夷道。二月、（中略）武陵太守李進擊叛蠻、破之」とある。

（2）『後漢書』卷七孝桓帝紀元嘉元年条に「七月、（中略）武陵蠻叛、太守陳奉與戰、大破降之」とある。

（3）『後漢書』孝桓帝紀永興元年条に「是歲、武陵太守應奉招誘叛蠻、降之」とある。

（4）以下は『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

（5）『漢官儀』は後漢の応劭の撰。今は佚す。前漢の官制を記す。『漢官儀』云「以下の記述は、『史記』卷一一七司馬相如列伝の索隱、『文選』卷四四司馬相如「難蜀父老」李善注に引用されている。

〔八〕

本 文

永壽三年十一月、長沙蠻反叛、屯益陽⁽¹⁾。至延熹三年秋、遂抄掠郡界、衆至萬餘人、殺傷長吏⁽²⁾。又零陵蠻入長沙。冬、武陵蠻六千餘人寇江陵、荊州刺史劉度・謁者馬睦・南郡太守李肅皆奔走⁽³⁾。肅主簿胡爽扣馬首諫曰、「蠻夷見郡無儆備、故敢乘間

而進。明府爲國大臣、連城千里、舉旄鳴鼓、應聲十萬、奈何委符守之重、而爲逋逃之人乎」。肅拔刃向爽曰、「掾促去。太守今急、何暇此計」。爽抱馬固諫、肅遂殺爽而走。帝聞之、徵肅棄市、度・睦減死一等、復爽門閭、拜家一人爲郎。於是以右校令度尚爲荊州刺史、討長沙賊、平之。又遣車騎將軍馮緄討武陵蠻、竝皆降散。軍還、賊復寇桂陽、太守廖祈奔走^(一)。武陵蠻亦更攻其郡、太守陳奉率吏人擊破之、斬首三千餘級、降者二千餘人⁽⁴⁾。至靈帝中平三年、武陵蠻復叛、寇郡界。州郡擊破之⁽⁵⁾。

〔一〕〔李賢注〕廖音力弔反。

書き下し文

永壽三年十一月、長沙蠻、反叛し、益陽に屯す。延熹三年の秋に至りて、遂に郡界を抄掠し、衆萬餘人に至り、長吏を殺傷す。又た、零陵蠻、長沙に入る。冬、武陵蠻六千餘人、江陵に寇し、荊州刺史劉度・謁者馬睦・南郡太守李肅、皆な奔走す。肅の主簿胡爽、馬首を扣えて諫めて曰く、「蠻夷、郡の儆備無きを見て、故に敢えて間に乗じて進む。明府は國の大臣と爲り、城を連ぬること千里、旄を舉げ鼓を鳴らさば、聲に應ずるもの十萬、奈何んぞ符守の重きを委^すて、逋逃の人と爲らんや」と。肅、刃を抜きて爽に向かい曰く、「掾、促^{いとま}ぎ去れ。太守、今急なるに、何の暇ありてか此れ計らん」と。爽、馬を抱えて固く諫むるも、肅、遂に爽を殺して走る。帝、之を聞き、肅を徵して棄市し、度・睦等は死一等を減じて、爽の門閭を復し、家の一人を拜して郎と爲す。是に於いて右校令度尚を以て荊州刺史と爲し、長沙の賊を討ち、之を平らげしむ。又た車騎將軍馮緄を遣わして武陵蠻を討たしめ、竝びに皆な降散す。軍還るや、賊、復た桂陽に寇し、太守廖祈、奔走す。武陵蠻も、亦た更に其の郡を攻め、太守陳奉、吏人を率いて撃ちて之を破り、斬首すること三千餘級、降る者二千餘人なり。靈帝の中平三年に至り、武陵蠻、復た叛し、郡界に寇す。州郡、撃ちて之を破る。

通
釈

永寿三年（一五七）十一月、長沙蛮が反乱を起こし、益陽に集まった。延熹三年（一六〇）の秋に至って、ついに郡界に入って略奪を行い、集団は万人余りになり、官吏を殺傷した。また零陵蛮が長沙に侵入した。その冬、武陵蛮六千人余りが江陵に侵入したので、荊州刺史の劉度・謁者の馬睦・南郡太守の李肅はみな逃げ去った。肅の主簿である胡爽は、馬の首をひかえ、諫めて言った。「蛮夷は、郡が警備をしていないのを見て、隙に乗じて侵入しているのです。あなたさまは国の大臣となり、城は千里を連ね、軍旗を挙げて鼓を鳴らせば、声にこたえるものは十万人もおります。どうして太守の責任を捨て、逃げ回ることがありましようか」。肅は刀を抜いて爽に向かつて言った。「しやくにん據よ、早く立ち去れ。太守が今急いでいるのに、考え事をするひまなどない」。爽は馬を抱いて固く諫めたが、肅はついに爽を殺して逃げてしまった。帝はこれを聞き、肅を徴して棄市し、度・睦らについて死刑より一等減刑した。そして爽の門閭をもとに戻し、家族の一人を郎に任命した。このとき右校令の度尚を荊州刺史とし、長沙の賊を討たせてこれを平定させた。また、車騎將軍の馮緄を遣わして武陵蛮を討たせると、みな降伏して散じた。軍が帰還すると、賊はまた桂陽に侵入し、太守の廖析は逃げ去った。武陵蛮はまたさらにその郡を攻めたが、太守の陳奉は官吏を率いてこれを撃破し、斬首するもの三千あまり、降伏するもの二千人あまりであった。靈帝の中平三年（一八六）になって、武陵蛮がまた反乱を起こして、郡界に侵入したが、州郡はこれを撃破した。

注
釈

- (1) 『後漢書』孝桓帝紀永寿三年十一月条に「長沙蠻叛、寇益陽」とある。
- (2) 『後漢書』孝桓帝紀延熹三年六月条に「長沙蠻寇郡界」とある。
- (3) 「延熹三年冬」以下の内容と『後漢書』の他の箇所において、年代的な記述などに矛盾が見られる。孝桓帝紀には、延熹三年に車騎將軍馮緄が武陵蛮を、荊州刺史度尚が長沙蛮を討ったとあり、延熹五年には、武陵蛮が侵入し、南郡太守李肅は逃亡したため棄市に処され、太常の馮緄を車騎將軍としてこの反乱を討たせたとある。また、延熹七年には、荊州刺史

度尚が、零陽・桂陽の盜賊と蛮夷を討ったことが記されている。卷三八馮緄列伝には、延熹五年に武陵蛮が反乱を起こし、荊州刺史劉度・南郡太守李肅が逃亡してみな死亡したため、馮緄が車騎將軍に任じられてこれを討伐したとある。卷三八度尚列伝には、延熹五年に予章艾県の人六百人が、軍功での褒賞がえられなかったことを怨んで反乱を起こし、益陽に侵入して県令を殺し、謁者馬睦・荊州刺史劉度が派遣されたが、敗れて逃亡したため、右校令の度尚が荊州刺史に任じられて反乱を討伐したとある。沈家本『後漢書瑣言』は、本文中の「三年」を「五年」の誤りであるとするとする。

(4) 『後漢書』孝桓帝紀は、陳奉が武陵蛮を討ったのを延熹六年のこととする。

(5) 『後漢書』卷八孝靈帝紀中平三年一〇月条に「武陵蠻叛、寇郡界、郡兵討破之」とある。

〔九〕

本文

『禮記』稱⁽¹⁾「南方曰蠻、雕題交趾」⁽²⁾。其俗、男女同川而浴、故曰交趾^(二)〔校補二〕。其西有噉人國。生首子輒解而食之、謂之宜弟。味旨、則曰遺其君、君喜而賞其父⁽³⁾。取妻美則讓其兄^(三)。〔校補三〕。今烏潯人、是也^(四)。

〔一〕〔李賢注〕題、額也。雕之、謂刻其肌以丹青涅也。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰⁽⁴⁾、「列子」湯問篇、「越之東有輒休之國。其長子生則鮮而食之。謂之宜弟」。『說苑』建本篇⁽⁵⁾、「蒼梧之弟、娶妻而美好請與兄易」。蓋、謂蒼梧以南之俗」。

〔三〕〔李賢注〕萬震『南州異物志』⁽⁶⁾、「烏潯、地名。在廣州之南、交州之北。恆出道間伺候行旅、輒出擊之。利得人食之、不貪其財貨、並以其肉爲肴殖、又取其髑髏破之以飲酒。以人掌趾爲珍異、以食老也」。〔集解〕沈欽韓曰⁽⁷⁾、「紀要」⁽⁸⁾、

「烏潯山在南寧府橫州東六十里。昔、烏潯蠻所居之地」。

〔校補二〕今案、王制、「趾」本作「趾」、从足。「雕題交趾」、對文、鄭注⁽⁹⁾、「交趾、足相嚙」。然史文多作「趾」。此傳、官本

亦皆作「趾」。毛本、則「趾」・「趾」岐出殊不一律。雖「趾」・「趾」・「止」、古皆通作、然「足相嚮」、不必專就同川而浴言也。『文選』「西京賦」⁽¹⁰⁾、「黑水元趾」薛注謂、「小渚曰趾」。疑、范義直以「交」爲「同」、以「趾」爲「川」耳。此與鄭注各爲一義、而與『禮記』作「趾」之本義不符矣。『前書』賈捐之傳⁽¹¹⁾、「駱越之人、父子同川而浴」。此作「男女」、亦微異。

〔校補二〕官本注、「志」下有「曰」字、「名」下「有」也字。

書き下し文

『禮記』に「南方を蠻と曰う、雕題交趾」と稱す。其の俗、男女川を同じくして浴す、故に交趾と曰う。其の西に噉人國有り。首子を生めば輒ち解して之を食い、之を宜弟と謂う。味旨ければ則ち曰て其の君に遺り、君喜べば其の父を賞す。妻を取りて美しければ則ち其の兄に讓る。今の烏潯人、是れなり。

〔一〕〔李賢注〕題は、額^{ひたい}なり。之を雕むは、其の肌を刻むに丹青を以て涅^でするを謂うなり。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰く、『列子』湯問篇に、「越の東に輒休の國有り。其の長子生まるれば則ち鮮して之を食う。之を宜弟と謂う」とと。『說苑』建本篇に、「蒼梧の弟、妻を娶りて美好なれば請いて兄と易う」と。蓋し蒼梧以南の俗を謂う」と。

〔三〕〔李賢注〕萬震『南州異物志』に、「烏潯は、地名なり。廣州の南、交州の北に在り。恆に道間に出でて行旅を伺候し、輒ち出でて之を撃つ。人を利得すれば之を食い、其の財貨を貪らず。並びに其の肉を以て肴菹と爲し、又た其の髑髏を取りて之を破りて以て酒を飲む。人の掌趾を以て珍異と爲し、以て老に食ましむなり」と。〔集解〕沈欽韓曰く、『紀要』に、「烏潯山は南寧府横州の東六十里に在り。昔、烏潯蠻の居する所の地なり」とと。

〔校補一〕今案ずるに、王制は、「趾」を本と「趾」に作り、足に从う。「雕題交趾」は、文を對するに、鄭注に、「交趾は、足

相嚮かう」と。然れども、史文は多く「趾」に作る。此の傳、官本亦た皆な「趾」に作る。毛本は、則ち「趾・趾」岐出して殊に一律ならず。「趾・趾・止」は、古は皆な通じて作ると雖も、然れども「足相嚮かう」は、必ずしも専ら川を同じくして浴するに就きて言わざるなり。『文選』「西京賦」に、「黒水元趾」とあり、薛注に、「小渚は趾と曰ふ」と謂う。疑うらくは、范の義は直だ「交」を以て「同」と爲し、「趾」を以て「川」と爲すのみ。此れ鄭注と各一義を爲すも、而れども『禮記』に「趾」に作るの本義と符せず。『前書』賈捐之傳に、「駱越の人、父子川を同じくして浴す」と。此れ「男女」に作り、微かに異なれり。

〔校補二〕官本注は、「志」の下に「曰」字有り、「名」の下に「也」字有り。

通 釈

『礼記』に、「南方を蛮と言ひ、雕題交趾」と言う。その習俗は男女が同じ川で水浴びをする。そのため交趾と言う。その西に噍人国があり、長子を生めばそのまま解体して食べてしまひ、これを宜弟と言う。美味ければ自分の君主に贈り、君主が喜ばばその父に賞与する。娶った妻が美しければ自分の兄に譲る。今の烏滸人がこれである。

注 釈

(1)『礼記』王制篇に「南方曰蠻、交趾」とあるのを指す。

(2)「雕題」は、李賢注にいうように、額に入れ墨をする習俗であり、『礼記』王制篇の鄭玄注にも「雕文謂刻其肌以丹青涅之」とある。「交趾」については、〔校補一〕も指摘するように解釈が分かれているが、本文に「其俗、男女同川而浴、故曰交趾」とあるのに従えば、范曄は「趾を交う」と解していたと考えられる。

(3)「宜弟」の習俗については、集解に引かれる『列子』湯問篇の他に、『墨子』節葬下篇、魯問篇にもほぼ同内容の記述がみられる。

(4) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(5) 『説苑』は、前漢・劉向の撰。二〇卷。春秋から漢初までの故事を集録した書。以下の内容については、建本篇の孔子の言葉の中に「昔者、東夷慕諸夏之義、有女其夫死、爲之内私壻、終身不嫁。不嫁則不嫁矣、然非貞節之義也。蒼梧之弟、娶妻而美好請與兄易。忠則忠矣、然非禮也」とある。

(6) 『南州異物志』は、佚書。『隋書』卷三三經籍志二に『南州異物志』一卷。丹陽太守萬震撰」とある。以下は、『太平御覽』卷七八六鳥滸条に引用されている。

(7) 以下は、『後漢書疏証』卷一二からの引用である。

(8) 以下は、清・顧祖禹『讀史方輿紀要』卷一一〇南寧府橫州条からの引用である。

(9) 嚮は、向かうの意。王制篇の鄭玄注に「交趾、足相郷、然浴而則同川、臥則儼」とあり、孔穎達疏に「臥則儼者、言首在外而足相郷内」とある。また、『周礼』典瑞篇の賈公彦疏に「儼而同邸者、案王制注、臥則儼、彼儼謂兩足相向。此兩圭亦兩足同邸、是足相向之義」とある。沈家本『後漢書瑣言』は、「交趾」のもとの解釈としてこれらの説を引いている。

「交趾」については、他に、『山海經』海外南經に「交脛國在東、其爲人交脛」とあり、郭璞注に「言脚脛曲戾相交、所謂離題交趾者也」とある。また、『通典』卷一八八边防四には「交趾、謂足大趾開闊、並立相交」とみえる。

(10) 以下は、『文選』卷二所収の後漢・張衡「西京賦」及び薛綜注からの引用である。

(11) 以下は、『漢書』卷六四下・賈捐之伝からの引用である。

〔一〇〕

本文

交趾之南有越裳國⁽¹⁾。周公居攝六年、制禮作樂、天下和平、越裳已三象重譯而獻白雉⁽²⁾、曰、「道路悠遠、山川阻深、音使不通、故重譯而朝」⁽¹⁾。成王已歸周公。公曰、「德不加焉、則君子不饗其質」⁽²⁾。政不施焉、則君子不臣其人。吾何已獲此賜也」。

其使請曰、「吾受命吾國之黃考曰^(三)、「久矣、天之無烈風雷雨^(四)、意者中國有聖人乎。有則盍往朝之」。周公乃歸之於王^(五)。稱先王之神致、已薦於宗廟。周德既衰、於是稍絶⁽⁴⁾。

〔一〕〔集解〕惠棟曰⁽⁵⁾、「鄭元注云、「欲其轉相曉也」。

〔二〕〔李賢注〕質亦贊也⁽⁶⁾。

〔三〕〔李賢注〕『爾雅』曰⁽⁷⁾、「黃髮、鮐背、耄老、壽也」。

〔四〕〔李賢注〕『尚書大傳』作「別風淮雨」⁽⁸⁾。〔集解〕惠棟曰⁽⁹⁾、「今『尚書大傳』作「別風淮雨」。鄭元云⁽¹⁰⁾、「淮暴雨之名也」。劉勰云⁽¹¹⁾、「尚書大傳」有「別風淮雨」。『帝王世紀』云⁽¹²⁾、「別」・「列」・「淮」・「淫」、字似潛移。「淫」

・「列」義當而不奇、「淮」・「別」理乖而新異。傳毅制誅⁽¹³⁾、已用淮雨。固知愛奇之心、古今一也」。

〔五〕〔李賢注〕事見『尚書大傳』。

書き下し文

交趾の南に越裳國有り。周公の居攝六年、禮を制し樂を作り、天下和平たり。越裳、三象を以て譯を重ねて白雉を獻じて曰く、「道路悠遠、山川岨深にして、音使通わず、故に譯を重ねて朝す」と。成王、已て周公に歸らしむ。公曰く、「德、焉に加えざれば、則ち君子、其の質を饗けず。政、焉に施さざれば、則ち君子、其の人を臣とせず。吾、何を以てか此の賜を獲んや」と。其の使請いて曰く、「吾、命を吾が國の黃考に受くるに曰く、「久しきかな、天の烈風雷雨無きは。意は中國に聖人有らんや。有らば則ち盍ぞ往きて之に朝せざらん」と。周公乃ち之を王に歸らしむ。先王の神の致を稱え、已て宗廟に薦む。周德既に衰え、是に於いて稍く絶ゆ。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「鄭元注に云う、「其れ轉じて相曉げんと欲するなり」と」と。

〔二〕〔李賢注〕質は亦た賛なり。

〔三〕〔李賢注〕『爾雅』に曰く、「黄髮、鮐背、耆老、壽なり」と。

〔四〕〔李賢注〕『尚書大傳』は「別風淮雨」に作る。〔集解〕惠棟曰く、「今の『尚書大傳』は「別風淮雨」に作る。鄭元云

う、「淮は暴雨の名なり」と。劉勰云う、『尚書大傳』に「別風淮雨」と有り。『帝王世紀』は「列風淫雨」と云う。「別」

・「列」と「淮」・「淫」は字似て潜移す。「淫」・「列」の義、當たれども奇ならず。「淮」・「別」の理、乖^{そむ}けども新異なり。

傳毅は誅を制するに已に「淮雨」を用う。固より愛奇の心、古今一なるを知るなり」と。

〔五〕〔李賢注〕事は『尚書大傳』に見ゆ。

通 釈

交趾郡の南に越裳国がある。周公が成王の政治を補佐して六年、礼を制定し樂を作り、天下は和平であつた。そこで越裳は多くの通訳を介し白雉を献じて次のようにいった。「越裳から周までの道のはるかで遠く、（その間にある）山川は險阻で奥深く、使者の言語が通じないので、多くの通訳を介して来朝しました」と。成王は越裳の使者を周公のもとに往かせた。周公は次のようにいった。「徳を加えなければ、君子は（君子に）納められる礼物を受け取れないものだ。政を施さなければ、君子はその人を臣下としないものだ。（天子でない）私がどうしてこの礼物を受け取ることができようか」と。そこで使者は次のようにいった。「私は（周へ来朝する）命を我が国の老人に受けましたが、その老人は次のようにいいました、「久しいことであるなあ、天に烈風雷雨が無いのは。この意味は、中国に聖人がいるということではないだろうか。いるならばどうして中国へいつて聖人にまみえないのか」と。周公はそこで使者を成王のもとに帰させた。（成王は）先王の高い徳の極みをたたえ、（納められた礼物を）宗廟にそなえた。やがて周の徳が衰えると、越裳の往来はしだいに途絶えた。

(1) 「越裳」は古の国名で、沈欽韓『後漢書疏証』はその地望を漢代の九真郡から日南郡を中心とする地域一帯、即ち現在のヴェトナムのタンホアからヴィン以南の地域一帯に比定する。これに対して戴蕃予『稿本後漢書疏証』は呂思勉氏の説を引き、「越裳」の名称について、『詩』周頌譜正義に引く『尚書大伝』は「越裳」を「越常」に作ることから、「越」を種族名、「常」を邑名と解した上で、「常」を『詩』魯頌閟宮「居常與許」の毛伝に「常・許、魯南鄙・西鄙」とある「常」と解し、越裳の地望を魯の南郊、即ち現在の山東省滕県の東南に比定する。なお、『論衡』異虚篇では「越裳」を「越嘗」に作り、同書講瑞篇、宣漢篇、恢國篇及び『詩』周頌譜正義所引の『尚書大伝』では「越常」に作る。

(2) 「三象」の「象」は『周礼』秋官・序官象胥条の鄭玄注に「通夷狄之言者曰象。胥其有才知者也。此類之本名、東方曰寄、南方曰象、西方曰狄鞮、北方曰譯。合摠曰象者、周之德先致南方也」とあるように、夷狄の言語に通じる者の意である。また「三象」の「三」について、『稿本後漢書疏証』は「重譯」との関連から加わったもので、実数ではなく「多い」の意であると指摘する。

(3) 「烈風雷雨」の句について、李賢注及び『太平御覧』卷七八五越裳国条所引の『尚書大伝』は「烈風注雨」、「文心雕竜」練字篇所引の『尚書大伝』及び清・皮錫瑞『尚書大伝疏証』卷五、民国・王闓運『尚書大伝補注』卷五及び惠棟所見の『尚書大伝』は「別風淮雨」、「太平御覧」卷九風条、卷一〇雨上条所引の『尚書大伝』及び清・陳寿祺『尚書大伝輯校』は「烈風澍雨」、「事類賦」卷三雨条、『芸文類聚』卷二雨条所引の『尚書大伝』及び『通志』卷三下・三王紀三下、『說苑』弁物篇は「烈風淫雨」、「芸文類聚」卷一風条所引の『尚書大伝』は「烈風迅雨」、「韓詩外伝」卷五は「迅風疾雨」に作る。

「烈風」について、『尚書大伝輯校』は『太平御覧』卷一〇雨上条「烈風東西南北來也」の「東西南北來也」を「烈風」の注が本文に竄入したものと指摘する。また「別風」について、『尚書大伝補注』はこれを颶風、すなわち大きなつむじ風のことで、四方から同時に起こる風の意とする。「淮雨」・「澍雨」は『太平御覧』卷一〇雨上条所引の『尚書大伝』、『尚書大伝疏証』の鄭玄注によれば、ともに暴雨の意であるが、『尚書大伝補注』は「淮」を「匯」の省字とし、「淮雨」とは

「淫雨」、すなわち雨の四面に至ることであると指摘する。「淫雨」は『芸文類聚』卷二雨条に「淫雨謂之霖」とあるように、長雨の意である。

なお、劉勰『文心雕竜』練字によれば、『尚書大伝』の「別風淮雨」の四字は、本来「列風淫雨」に作っていたが、「列」・「淫」の字義が奇でないのを嫌い、「別」・「淮」の字が新異であり、書者がこれを好んで用いたために「列風」が「別風」に、「淫雨」が「淮雨」に訛したという。

(4) 「交趾之南」から「於是稍絶」までの一段は、李賢注が指摘するように、『尚書大伝』からの引用で、『太平御覧』卷七八五越裳国条にも同箇所が引用されている。また、『毛詩』周頌臣工の孔穎達疏、『文選』卷二〇応吉甫「晉武帝華林園集詩」の注、『芸文類聚』卷一風条、『太平御覧』卷九風条及び卷一〇雨上条、『事類賦』卷三雨条、『通典』卷七四賓礼一の杜佑注に引く『尚書大伝』及び『通志』卷三下三王紀三にも本伝とほぼ同内容の記述が見られ、さらに『後漢書』卷六〇馬融列伝上の李賢注、『白虎通』王者不臣篇、『芸文類聚』卷二雨条、『文選』卷四五王元長「三月三日曲水詩序」の注に引く『尚書大伝』にも本伝引用箇所の一部と考えられる記述が見られる。この他、『白虎通』封禪篇所引の『尚書大伝』には「成王之時、有三苗異畝而生、同爲一穗、大幾盈車、長幾充箱、民有得而上之者。成王召周公而問之。公曰「三苗爲一穗、天下當和爲一乎」。後果有越裳氏重九譯而來矣」とあり、越裳來朝の予兆として「三苗爲一穗」という説話が加えられており、『説苑』弁物篇、『韓詩外伝』卷五、『初学記』卷二七及び『太平御覧』卷八三九禾条所引の『尚書大伝』にもこれとほぼ同内容の記述が見られる。また、『説苑』弁物篇、『韓詩外伝』卷五では、周公が越裳国からの貢物を受けている点が他と相違する。

(5) 以下は、『後漢書補注』卷二〇、『後漢書訓纂』卷一九からの引用で、『後漢書訓纂』によれば、「鄭元曰」以下は『文選』卷二〇応吉甫「晉武帝華林園集詩」注に引く『尚書大伝』の鄭玄注である。なお「鄭元」の「元」は清・康熙帝玄燁を諱んだものである。

(6) 「質亦賛也」の句は、『太平御覧』卷七八五越裳国条所引の『尚書大伝』の注にも見られることから、李賢が『尚書大伝』

の鄭玄注を引用したものと考えられる。

(7) 以下は、『爾雅』釈詁からの引用である。

(8) 『尚書大伝』は、前漢・伏勝撰と題しているが、鄭玄の序文によれば、張生・欧陽生らが伏勝の遺説を録し、鄭玄がこれに注して四巻としたという。

(9) 以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

(10) 以下は、『尚書大伝』の鄭玄注を引用したものと考えられるが、『尚書大伝補注』では「淮暴雨之名也」を「暴雨也」に作る。

(11) 以下は、『文心雕竜』練字からの引用である。

(12) 『帝王世紀』は、西晉・皇甫謐撰。一〇巻。『帝王代紀』ともいう。伝説の三皇時代から秦・漢代及び魏・曹操にいたるまでの帝王の事跡を中心に叙述した書で、当時一般に流布していた経伝等の諸本からの引用を主とするが、記述姿勢が真偽を問題にしていること、原本は散佚し現存のものは『太平御覧』などの類書から集められたものであることなど、その史料性には問題がある。

(13) 傳毅は、茂陵の人（？く八九）、字は武仲。『後漢書』巻八〇文苑列伝上によれば、傳毅は章帝の時代に蘭台令史となり、郎中に拝せられ、班固・賈逵らとともに校書を司り、永元元年（八九）に竇憲が大將軍となるに及んで司馬となった。文名が高く、「七激」など文賦二八篇を著した。なお、傳毅が作った誄について、『文心雕竜』誄碑篇に「傳毅之誄北海云、白日幽光、雰霧杳冥」とあり、また『古文苑』巻二〇には傳毅の「北海王誄」が存するが、いずれも「淮雨」の語はみられない。

【一一】

本文

及楚子稱霸、朝貢百越⁽¹⁾。秦并天下、威服蠻夷、始開領（嶺）外⁽²⁾、置南海・桂林・象郡⁽³⁾。漢興、尉佗自立爲南越王⁽⁴⁾、傳國五世⁽⁵⁾。至武帝元鼎五年、遂滅之⁽⁶⁾、分置九郡⁽⁷⁾、交趾刺史領焉⁽⁸⁾。其珠崖・儋耳二郡在海洲上、東西千里、南北五百里⁽⁹⁾。其渠帥貴長耳⁽¹⁰⁾、皆穿而縫之、垂肩三寸⁽¹¹⁾。武帝末、珠崖太守會稽孫幸調廣幅布獻之⁽¹²⁾。蠻不堪役、遂攻郡殺幸。幸子豹合率善人、還復破之⁽¹³⁾。自領郡事、討擊餘黨、連年乃平。豹遣使封還印綬、上書言狀。制詔即已豹爲珠崖太守⁽¹⁴⁾。威政大行、獻命歲至。中國貪其珍賂、漸相侵侮、故率數歲一反。元帝初元三年、遂罷之⁽¹⁵⁾。凡立郡六十五歲。

〔一〕〔李賢注〕『前書』、「南粵王趙佗眞定人也。秦時爲南海尉。佗孫胡、胡子嬰齊、嬰齊子興也」。

〔二〕〔李賢注〕即、就也⁽¹⁵⁾。

〔校補一〕官本、「率」上有「合」字。

書き下し文

楚子、霸を稱うるに及び、百越を朝貢せしむ。秦、天下を并せ、蠻夷を威服し、始めて嶺外を開き、南海・桂林・象郡を置く。漢、興るに、尉佗自ら立ちて南越王と爲り、國を五世に傳う。武帝の元鼎五年に至りて、遂に之を滅ぼし、分ちて九郡を置き、交趾刺史、焉を領む。其の珠崖・儋耳の二郡は海洲上に在り、東西千里、南北五百里。其の渠帥は長耳を貴び、皆な穿ちて之に縫け、肩に垂るること三寸。武帝の末、珠崖太守の會稽の孫幸、廣幅の布を調して之を獻ぜしむ。蠻、役に堪えず、遂に郡を攻めて幸を殺す。幸の子豹、合せて善人を率い、還復せしめて之を破り、自ら郡の事を領し、餘黨を討撃し、連年にして乃ち平らぐ。豹、使を遣わして封じて印綬を還し、上書して狀を言せしむ。制詔して即けて豹を目て珠崖太守と爲す。威政大いに行われ、獻命歲ごとに至る。中國、其の珍賂を貪り、漸く相侵侮す、故に率ね數歲に一たび反す。元

帝の初元三年、遂に之を罷む。凡そ郡を立つること六十五歳。

〔一〕〔李賢注〕『前書』に、「南粵王趙佗は眞定の人なり。秦の時に南海の尉と爲る。佗の孫は胡、胡の子は嬰齊、嬰齊の子は興なり」と。

〔二〕〔李賢注〕即は、就なり。

〔校補一〕官本に、「率」の上に「合」字有り。

通 積

楚は覇業を成し遂げると、百越を朝貢させた。秦は天下を統一すると、威信によつて蛮夷を屈服させ、初めて嶺南の地に進出し、南海、桂林、象郡の三郡を設置した。漢が建国されると、秦の南海郡尉趙佗はみずから南越王となり、その後南越王国は五代続いた。前漢の武帝期の元鼎五年（前一一二）になると、漢は遂に南越を滅ぼし、旧領を分割して九つの郡を設置し、交趾刺史が九郡を統轄した。その九郡のうち、珠崖と儋耳の二郡は海上の島にあり、その広さは東西千里、南北は五百里であつた。当地の酋長は耳が長いのを尊ぶので、みな耳に穴を開けてひもをかけ、肩に三寸ほど垂らしていた。武帝期の末頃、珠崖太守で会稽出身の人孫幸が、幅の広い布を当地の蛮夷に納めさせたが、蛮夷はその負担に堪えかね、遂に郡府を攻撃して孫幸を殺害するに至つた。そこで、孫幸の子豹は良民を率いて、戻つて蛮夷をうち破つた。そして、みずから郡の事務を処理し、反乱軍の残党を毎年のように掃討し、やつとのことで平定した。孫豹は使いの者をよこして、印綬を封印して朝廷に返還し、上奏文を送つて状況報告をさせた。結局、詔勅が下つて、孫豹を珠崖太守とした。孫幸の治下にあつては、珠崖では威信のある政治が大に行われ、復命も毎年朝廷まで届くようになった。しかし、中国の者は当地の珍宝をまないとして貪り、次第に蛮夷から侵奪するようになったため、蛮夷はおおむね数年に一度の割合で反乱を起こした。そこで、元帝の初元三年（前四六）、遂に珠崖郡を廃止した。珠崖郡を開設してから六十五年であつた。

注 釈

（1）「百越」は『漢書』卷二八地理志下の顔師古注に「臣瓚曰、自交趾至會稽七八千里、百越雜處、各有種姓、不得盡云少康之後也」とあるように、交趾から会稽に至るまでの中国南東部に居住していたさまざまな民族の総称。

（2）「嶺外」の「嶺」は、下文に「嶺外」とあることから、「嶺」の通仮字であろう。嶺は「五嶺」（大庾・始安・臨賀・桂陽・揭陽）の意であり、しばしば嶺とも記されている例がある。嶺外は「嶺南」とも呼ばれ、五嶺の外側の地域、つまり五嶺以南の地域を指す。現在の広東省・広西省一帯。

（3）秦がこの地域に進出し、南海・桂林・象郡の三郡を設置したのは、『史記』卷六秦始皇本紀に「三十三年、發諸嘗逋亡人・贅壻・賈人、略取陸梁地、爲桂林・象郡・南海、以適遣戍」とあり、同卷一五・六国年表に「遣諸逋亡及賈人・贅壻略取陸梁、爲桂林・南海・象郡、以適戍」とあるように、始皇帝三三年（前二一四）のことである。

（4）李賢注は『漢書』を根拠として、趙佗が秦のとき南海郡尉を務めていたとするが、それはおそらく『漢書』卷九五南粵伝に「至二世時、南海尉任囂病且死、召龍川令趙佗。（中略）即被佗書、行南海尉事」とあるように、南海郡尉の任囂がその死に際して、当時竜川県令であった趙佗に後事を託したという記述によるのであろう。『史記』卷一一三南越列伝にも全く同じ記述が見える。しかし、ことさらに「行南海尉事」という表現が使われているところを見ると、趙佗は正式に南海郡尉に就任したわけではなく、ただその職務を代行していたにすぎなかったのではないであろうか。『史記』南越列伝索隱に「服虔云、囂詐作詔書、使爲南海尉」とあるように、任囂が詔書を偽造して趙佗を南海郡尉に任命したと、服虔が解しているのも、そのような理解によるものであろう。任囂による趙佗の南海郡尉任命が詔書の偽造とまでいってよいのかはともかくとしても、当時は既に倒秦の反乱が勃発しており、その混乱のため正式に官を任命することが困難であったから、このような暫定的な措置がとられたものと思われる。なお、郡尉は『漢書』卷一九・百官公卿表上に「郡尉、秦官。掌佐守典武職甲卒。秩比二千石。有丞、秩皆六百石。景帝中二年、更名都尉」とあるように、郡の軍事を司る官。趙佗が南越王になったことは、『史記』南越列伝や『漢書』南粵伝などに見える。

(5) 南越王国が五代続いたことは、他にも『史記』南越列伝に「自尉佗初王後、五世九十三歳而國亡焉」と見え、また『漢書』南粵伝に「自尉佗王凡五世九十三歳而亡」と見える。しかし、李賢注も挙げているように、『漢書』南粵伝には趙佗、胡、嬰齊、興の四王しか見えず、それは『史記』南越列伝でも同様である。しかし、胡は佗の孫であるから、胡の父、すなわち佗の子をも一世と数えたため、五世となったものと思われる。そこで問題なのは、この胡の父が王位に就いていたのかどうかであるが、これは佗の没年の問題とおおいにかかわってくる。すなわち、『史記』南越列伝によれば、「至建元四年卒。佗孫胡爲南越王」とあるように、佗は建元四年（前一四一）に没し、孫の胡が継いで南越王になったとされている。しかし、これについては南越列伝集解に「徐廣曰、皇甫謐曰、越王趙佗以建元四年卒。爾時漢興七十年、佗蓋百歳矣」とあるように、もし佗の没年が建元四年であるならば、異常に高齢であったことになってしまう。以上に対して、『漢書』南粵伝は「至武帝建元四年、佗孫胡爲南粵王」とあるように、建元四年に胡が南越王になったことを記すのみで、佗がいづれ没したかについては記述がない。そこで、滝川亀太郎『史記会注考証』は、『史記』南越列伝の「至建元四年卒。佗孫胡爲南越王」の「卒」は衍字であつて、この記述も『漢書』南粵伝と同様に、ただ建元四年に胡が南越王になったことを記したものとするが、妥当であろう。したがって、佗は建元四年よりも前に没していたと考えられるが、そうであるならば、胡が即位する前に胡の父が佗の後を継いでいたことになる。それでも『史記』や『漢書』に胡の父の存在が全く記されていないのは、滝川氏がいわれるように、これらの史料が全ての南越王の名を記しているわけではないからであろう。

(6) 『史記』南越列伝、『漢書』南粵伝、同卷六武帝紀によれば、確かに漢の南越討伐が始まったのは元鼎五年（前一二二）であるが、実際に南越を滅ぼしたのは翌六年のことである。

(7) 「九郡」の名は、『史記』南越列伝には記されていないが、『漢書』南粵伝、同武帝紀によれば、儋耳・珠崖・南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・日南である。なお、『史記』南越列伝、『漢書』南粵伝、同武帝紀などは、南越滅亡直後の元鼎六年に「九郡」の全てが設置されたごとくに記している。しかし、『漢書』地理志下によれば、南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・日南の七郡は確かに元鼎六年の設置であるが、儋耳郡と珠崖郡に限っては「武帝元封元年、略以爲儋耳

・珠厓郡」とあるように、元封元年（前一〇〇）の開設である。

（8）『漢書』武帝紀、同百官公卿表上によれば、「刺史」が置かれたのは元封五年（前一〇六）のことであるから、南越九郡設置のあとすぐに交趾（交州）刺史が統轄したわけではない。なお、「刺史」は『漢書』百官公卿表上に「掌奉詔條察州」とあるように、州の監察を司る官吏。

（9）『漢書』地理志下には「自合浦・徐聞南入海、得大州。東西南北方千里。武帝元封元年、略以爲儋耳・珠厓郡」とあるように、儋耳郡、珠厓郡の広さが本文と異なる。しかし、『漢書』武帝紀元鼎六年条の顔師古注に「張晏曰、『異物志』、二郡在海中。東西千里、南北五百里」とあるのによれば、後漢・楊孚『異物志』も本文と同様に「東西千里、南北五百里」と述べているから、本文は後者の説をとったのであろう。

（10）「渠帥」は『春秋公羊伝』昭公二六年条の何休解詁に「當先誅渠帥、後治其黨」とあり、その徐彦疏に「云、當先誅渠帥、後治其黨者、漢之賊首皆謂之渠帥」とあるように、共犯者中の首謀者や、集団犯罪の首魁などをいう。したがって、ここで述べられている「渠帥」も、単に部族の酋長であるに留まらず、特に漢王朝に反抗的な酋長を指すのかもしれない。だからこそ、漢の礼化が及ばず、独特な習俗を残していたことが特記されているのではないか。

（11）「其珠崖」以下は『漢書』武帝紀元鼎六年条の顔師古注に「應劭曰、一郡在大海中崖岸之邊、出眞珠、故曰珠厓。儋耳者、種大耳。渠率自謂王者耳尤緩、下肩三寸。張晏曰、『異物志』、二郡在海中。東西千里、南北五百里。珠厓、言珠若崖矣。儋耳之云、鑊其頬皮、上連耳匡、分爲數支、狀似雞腸、累耳下垂」とあり、また『後漢書』孝明帝紀永平一七年条の李賢注に「楊浮『異物志』曰、儋耳、南方夷。生則鑊其頬、皮連耳匡、分爲數支、狀如雞腸、纍纍下垂至肩」とあるように、類似的記述が見える。

「儋耳」については、『呂氏春秋』審分覽任數篇に「其以東至開梧、南撫多顛、西服壽靡、北懷儋耳、若之何哉」、同侍君覽侍君篇に「非濱之東、夷・穢之郷、大解・陵魚・其・鹿野・揺山・揚島・大人之居、多無君。揚・漢之南、百越之際、敝凱諸・夫風・餘靡之地、縛婁・陽禺・驩兜之國、多無君。氐・羌・呼唐・離水之西、僊人・野人・篇笮之川、舟人・送

龍・突人之郷、多無君。鴈門之北、鷹隼・所鷙・須窺之國、饕餮・窮奇之地、叔逆之所、僭耳之居、多無君。此四方之無君者也」、「『山海經』大荒北經に「有僭耳之國、任姓、禺號子、食穀。北海之渚中、有神、人面鳥身、珥兩青蛇、踐兩赤蛇、名曰禺彊」、「『淮南子』墜形訓に「自東北至西北方、有跂踵民・句嬰民・深目民・無腸民・柔利民・一目民・無繼民。雒棠・武人在西北陬、磤魚在其南。有神二人連臂爲帝候夜、在其西南方。三珠樹在其東北方、有玉樹在赤水之上。昆侖・華丘在其東南方、爰有遺玉・青馬・視肉・楊桃・甘櫨・甘華、百果所生。和丘在其東北陬、三桑・無枝在其西、夸父・耽耳在其北方」、同覽冥訓に「諸北・僭耳之國莫不獻其貢職」などあるように、なぜか北方にあったとする史料もある。

(12) 「調」は『史記』秦始皇本紀二世皇帝元年条に「當食者多、度不足。下調郡縣轉輸菽粟芻藁、皆令自齎糧食、咸陽三百里内不得食其穀」とあり、それについて正義が「調、田弔反。謂下令調斂也」と述べているように、徵発の意であろう。珠崖郡・儋耳郡の民が布を生産していたことは、『漢書』地理志下に「男子耕農、種禾稻紵麻、女子桑蠶織績」と見えることから確認される。

(13) 「合」は、『後漢書集解』では「□」に作るが、〔校補一〕が指摘するように、官本（武英殿本）では「合」字に作り、また紹興本でも同様であるので、「合」と改めた。

(14) 初元三年（前四六）に反乱が起こり、朱崖郡が廃止されたことは、他にも『漢書』元帝紀初元三年条に「珠崖郡山南縣反。博謀羣臣。待詔賈捐之以爲、宜棄珠崖、救民饑饉。乃罷珠崖」と見える。

また、「中國貪其珍賂」以下は『漢書』地理志下に「自初爲郡縣、吏卒中國人多侵陵之、故率數歲壹反。元帝時、遂罷棄之」という類似的の記述が見える。

(15) 『詩』衛風氓の鄭玄箋、『儀礼』士冠礼篇の鄭玄注、『礼記』哀公問篇の鄭玄注などにも「即、就也」とあり、また『春秋公羊伝』桓公元年条の何休解詁に「即者、就也」とある。

〔一二〕

本文

逮王莽輔政、元始二年、日南之南黄支國來獻犀牛⁽¹⁾。凡交趾所統、雖置郡縣、而言語各異、重譯乃通。人如禽獸、長幼無別。項髻徒跣⁽²⁾、⁽²⁾曰布貫頭而著之。後頗徙中國罪人⁽³⁾、使雜居其間、乃稍知言語、漸見禮化。

〔一〕〔李賢注〕爲髻於項上也。

書き下し文

王莽の輔政するに逮び、元始二年、日南の南の黄支國、來りて犀牛を獻ず。凡そ交趾の統ぶる所、郡縣を置くと雖も、言語各々異なり、重譯して乃ち通ず。人、禽獸の如し、長幼に別無し。項髻徒跣にして、布を曰て頭を貫きて之を著く。後、頗る中國の罪人を徙し、其の間に雜居せしめ、乃ち稍く言語を知り、漸く禮化せらる。

〔一〕〔李賢注〕髻を項上に爲るなり。

通釈

王莽が皇帝の政務を補佐するようになると、元始二年（紀元二）、日南の南にあった黄支國の使者が朝廷にやってきて、犀を献上した。交趾が統轄する地域は、郡や県を設置してはいるものの、言語はそれぞれ異なり、訳を何重か介してやっと言葉が通じた。当地の人々はまるで鳥や獣のようで、年長者と年少者の区別がなかった。うなじの上で髪を束ね、素足であり、布に頭を通して衣服としていた。その後、中国の罪人を多く当地に流し、当地の蛮夷に混じって居住させたため、蛮夷も徐々に中国の言葉を理解するようになり、次第に礼を身につけていった。

(1) 元始二年に黄支国が漢に犀牛を献上したことは、他にも『漢書』卷一二平帝紀元始二年条に「二年春、黄支國獻犀牛」と見え、また卷二八地理志下に「平帝元始中、王莽輔政、欲耀威德、厚遺黄支王、令遣使獻生犀牛」と見える。『漢書』地理志下によれば、黄支国は前漢の武帝のころから漢と国交があり、また班固「西都賦」に「西郊則有上囿禁苑。(中略)其中乃有九眞之麟、大宛之馬。黄支之犀、條支之鳥。踰崑崙、越巨海。殊方異類、至三萬里」(『後漢書』卷三〇上班固列伝及び『文選』卷一所収)とあるように、禁苑の中で黄支国産の犀牛が飼育されていることが見えるから、別に元始二年の犀牛献上が初めてではないらしい。なお、「犀牛」は『漢書』平帝紀元始二年条の顔師古注に「犀狀如水牛、頭似猪而四足類象、黑色、一角當額前、鼻上又有小角」とあり、また『山海經』海内南經に「狴狴西北有犀牛。其狀如牛而黑」、その郭璞注に「犀牛似水牛、猪頭、在狴狴知人名之西北、庫脚、三角」とあるように、今日でいうサイとほぼ同じものである。

(2) 『後漢書疏証』卷一二は「呂布貫頭而著之」について、『太平寰宇記』卷一六九嶺南道萬安州風俗条に「女人以五色布爲帽、以班布爲裙。似袋也、號曰都籠。以班布爲衫、方五尺、常中心開孔、但容頭入。名之曰思便」とあり、また『新唐書』卷二二二南蛮列伝下に「黑犂濮、山居如人、以幅布爲裙、貫頭而繫之」とあり、清・屈大均『廣東新語』卷七人語に「婦女率著黎桶、以布全幅、上與下緊連、自項至脛不接續、四圍合縫、以五色絨花刺其上。裙衩作數百細摺、用布至十餘丈。長不能行、則結其半於腰間、纍纍如帶重物」とあるのを引用している。

(3) 交州が流刑の地であったことは、『史記』卷六秦始皇本紀三十四年条に「三十四年、適治獄吏不直者、築長城及南越地」と見える。もっとも、「一二」の注(3)で挙げたように、『史記』秦始皇本紀や六国年表によれば、そもそもこの地の郡県形成にあたっては、逋亡人、贅壻、賈人などの罪人や七科謫にあたる者を使って征服し、駐屯させたという経緯がある。

〔一三〕

本文

光武中興、錫光爲交趾^(一)、任延守九眞。於是教其耕稼、制爲冠履、初設媒娉、始知姻娶、建立學校、導之禮義⁽¹⁾。建武十二年、九眞徼外蠻里張游^(二)、率種人慕化內屬、封爲歸漢里君⁽²⁾。明年、南越徼外蠻夷獻白雉・白菟⁽³⁾。至十六年、交趾女子徼側及其妹徵貳反攻郡。徼側者、麓泠縣雒將之女也^(三)。嫁爲朱載人詩索妻、甚雄勇^(四)。交趾太守蘇定曰法繩之⁽⁴⁾。側忿故反。於是九眞・日南・合浦蠻里皆應之、凡略六十五城、自立爲王。交趾刺史及諸太守僅得自守。光武乃詔長沙・合浦・交趾具車船、修道橋、通障谿、儲糧穀。十八年、遣伏波將軍馬援・樓船將軍段志、發長沙・桂陽・零陵・蒼梧兵萬餘人討之。明年夏四月、援破交趾、斬徼側・徵貳等、餘皆降散。進擊九眞賊都陽等、破降之。徙其渠帥三百餘口於零陵。於是嶺表悉平⁽⁵⁾。

〔一〕〔集解〕惠棟曰⁽⁶⁾、『華陽國志』云⁽⁷⁾、「西城縣民錫光字長沖、爲交州刺史、徙交趾太守。王莽篡位、拒郡不附莽。方有事海內、未以爲意。尋值所在兵起、遂自守。更始即祚、正其本官。世祖嘉其忠節、徵拜爲大將軍朝侯祭酒、封鹽水侯」。

〔二〕〔李賢注〕里、蠻之別號、今呼爲俚人⁽⁸⁾。

〔三〕〔李賢注〕麓音莫支反。泠音零。〔集解〕惠棟曰⁽⁹⁾、「杜佑云⁽¹⁰⁾、「麓音麋。今承化郡也」。又云、『交州外域記』云⁽¹¹⁾、「交趾、昔未有郡縣之時、土地有雒田。其田從潮水上下、民墾食其田。因名爲雒民。設雒王・雒侯諸郡縣。縣多爲雒將、銅印青綬」。

〔四〕〔集解〕惠棟曰⁽¹²⁾、「杜佑云⁽¹³⁾、「漢朱鳶、今安南府縣」。

書き下し文

光武中興するや、錫光、交趾と爲り、任延、九眞に守たり。是に於いて其れに耕稼を教え、冠履を制爲し、初めて媒娉を設けて、始めて姻娶を知らしめ、學校を建立して、之を禮義に導く。建武十二年、九眞徼外の蠻里の張游、種人を率いて慕化

内屬し、封ぜられて歸漢里君と爲る。明年、南越徼外の蠻夷、白雉・白菟を獻ず。十六年に至りて、交趾の女子徵側及び其の妹徵貳、反して郡を攻む。徵側は、藺泠縣の雒將の女なり。嫁して朱載の人詩索の妻と爲るも、甚だ雄勇たり。交趾太守蘇定、法を以て之を縛たさんとす。側、忿りて故に反す。是に於いて九眞・日南・合浦の蠻里は皆な之に應じ、凡そ六十五城を略し、自ら立ちて王と爲る。交趾刺史及び諸太守は僅かに自ら守るを得るのみ。光武、乃ち詔して長沙・合浦・交趾をして車船を具え、道橋を修め、障谿を通じ、糧穀を儲えしむ。十八年、伏波將軍馬援・樓船將軍段志を遣わし、長沙・桂陽・零陵・蒼梧の兵萬餘人を發して之を討たしむ。明年夏四月、援、交趾を破り、徵側・徵貳等を斬り、餘は皆な降散す。進みて九眞の賊都陽等を撃ち、破りて之を降す。其の渠帥三百餘口を零陵に徙す。是に於いて嶺表悉く平らかなり。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「西城縣民の錫光字長沖、交州刺史と爲り、交趾太守に徙る。王莽、位を篡うや、拒みて郡は莽に附かず。方に海内に事有るも、未だ以て意を爲さず。尋に兵起る在る所に値い、遂に自ら守る。更始、莽に即くや、其の本の官を正す。世祖、其の忠節を嘉し、徵して拜して大將軍・朝侯祭酒と爲し、鹽水侯に封ず」と。

〔二〕〔李賢注〕里は、蠻の別號、今呼びて俚人と爲す。

〔三〕〔李賢注〕藺の音は莫支の反。泠の音は零。〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「藺の音は麋。今の承化郡なり」と。又た云う、『交州外域記』に云う、「交趾。昔未だ郡縣有らざるの時、土地に雒田有り。其の田は潮水の上下に従い、民は其の田を墾食す。因りて名づけて雒民と爲す。雒王・雒侯を諸郡縣に設く。縣に雒將と爲るもの多く、銅印青綬なり」と」と。

〔四〕〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「漢の朱鳶、今の安南府の縣なり」と」と。

通 釈

光武帝が中興すると、錫光は交趾郡の太守になり、任延は九真郡の太守になった。この時になって蛮夷に農業を教え、冠や履を作り、初めて仲人の制度を設けて正式な礼に則った婚姻を知らしめ、学校を建てて、蛮夷を教化した。建武十二年（三六）、九真郡徼外の蛮で俚人の張游が同じ種族の人間を引き連れ、徳化を慕い臣属してきたので、帰漢里君に封じた。明年（三七）、南越郡徼外の蛮夷が白雉・白兔を献上した。一六年（四〇）になり、交趾郡の女性の徴側とその妹の徴貳が反乱を起こし、郡を攻めた。徴側は麓冷県（今ベトナムのフック）の雒将の娘である。嫁いで朱鷹県の人詩索の妻となったが、非常に勇敢であった。交趾郡太守の蘇定が法によって彼女を正そうとした。徴側はそのために怒って反乱を起こした。この時、九真郡・日南郡・合浦郡の俚人がみなこれに呼応し、総じて六五城を攻略し、自ら立って王となった。交趾刺史及び諸郡の太守はただ自ら守ることしかできなかった。光武帝はそこで詔勅を下して長沙・合浦・交趾の三郡に車や船を準備し、道路や橋を修築し、山や谷を通行可能にし、食糧を蓄えるようにさせた。一八年（四二）、伏波將軍馬援・楼船將軍段志を派遣して、長沙・桂陽・零陵・蒼梧の四郡の兵士一万余りを徴発してこの反乱を討伐させた。翌年（四三）夏四月、馬援は交趾を破り、徴側・徴貳らを斬り、その残党はみな降り散じた。さらに進撃して九眞の賊都陽らを撃ち、破って彼らを降した。その首領三百人余りを零陵に移した。この時になって嶺南の地は全て平穩になった。

注 釈

（一）錫光・任延の事跡については、『後漢書』卷七六循吏列伝に詳しく、「建武初、延上書願乞骸骨、歸拜王庭。詔徵爲九真太守。（中略）初、平帝時、漢中錫光爲交趾太守、教導民夷、漸以禮儀化、聲侔於延。王莽末、閉境拒守。建武初、遣使貢獻、封鹽水侯」とあり、錫光が交趾太守となったのは前漢末平帝期（一〇五）の事で、任延が九真太守となったのは後漢光武帝期建武年間初期の事である。また、この地域の習俗については同列伝に「九眞俗以射獵爲業、不知牛耕、民常告糴交趾、每致困乏。延乃令鑄作田器、教之墾闢。田疇歲歲開廣、百姓充給。又駱越之民無嫁娶禮法、各因淫好、無適對匹、

不識父子之性、夫婦之道。延乃移書屬縣、各使男年二十至五十、女年十五至四十、皆以年齒相配。其貧無禮娉、令長吏以下各省俸祿以賑助之。同時相娶者二千餘人」とある他、『水經注』卷三六溫水条に「九真太守任延始教耕犁、俗化交土、風行象林。知耕以來、六百餘年、火耨耕藝、法與華同。名白田、種白穀、七月火作、十月登熟。名赤田、種赤穀、十二月作、四月登熟。所謂兩熟之稻也」とある。

(2) 張遊の事跡については、『後漢書』卷一光武帝紀下建武一二年条に「是歲、九真徼外蠻夷張遊率種人內屬、封爲歸漢里君」とある。

(3) 『後漢書』卷一光武帝紀下建武一三年秋九月条には「九月、日南徼外蠻夷獻白雉・白兔」とあり、白雉・白兔を獻じたのは「日南」徼外の蛮夷であるとする。

(4) 交趾太守蘇定については、『後漢書』に他の記載がみられないが、『太平御覽』卷七九二貪条に『東觀漢記』曰、馬援平交趾、上言太守蘇定張眼視錢、瞞目計賊、怯於戰功、宜加切勅。後定果下獄」とある。

(5) 徵側・徵貳の反乱については『後漢書』卷一光武帝紀下建武一六年二月条に「交趾女子徵側反、略有城邑」、同建武一八年四月条に「遣伏波將軍馬援率樓船將軍段志等擊交趾賊徵側等」、同一九年四月条に「伏波將軍馬援破交趾、斬徵側等。因擊破九真賊都陽等、降之」とある他、『後漢書』卷二四馬援列伝に詳しく、「又交趾女子徵側及女弟徵貳反、攻沒其郡、九真・日南・合浦蠻夷皆應之、寇略嶺外六十餘城、側自立爲王。於是璽書拜援伏波將軍、以扶樂侯劉隆爲副、督樓船將軍段志等南擊交趾。軍至合浦而志病卒、詔援并將其兵。遂緣海而進、隨山刊道千餘里。十八年春、軍至浪泊上、與賊戰、破之、斬首數千級、降者萬餘人。援追徵側等至禁谿、數敗之、賊遂散走。明年正月、斬徵側・徵貳、傳首洛陽。(中略)援將樓船大將二千餘艘、戰士二萬餘人、進擊九真賊徵側餘黨都羊等、自無功至居風、斬獲五千餘人、嶠南悉平」とある。

(6) 以下は、『後漢書補注』卷二〇及び『後漢書訓纂』卷一九からの引用である。

(7) 以下は、『華陽国志』卷三漢中志魏興郡条からの引用である。

(8) 李賢注は、「里」を種族名で「俚人」とする。しかし、沈欽韓『後漢書疏証』卷一二は、清・陸次雲『峒谿織志』上卷里

人条に「里人、亦名天苗。身衣木葉」、西晉・張華『博物志』卷二異俗交州夷条に「交州夷、名曰俚子。俚子弓長數尺、箭長尺餘、以焦銅爲鏑、塗毒藥於鏑鋒。中人、即死。不時斂藏、即腹脹沸爛、須臾肌肉都盡、唯骨耳。其俗誓不以此藥法語人」、『太平御覽』卷七八五俚条所引の三国吳・万震『南州異物志』に「廣州南有賊、曰俚。此賊在廣州之南、蒼梧・鬱林・合浦・寧浦・高涼五郡中央。地方數千里、往往別村、各有長帥」とあるのを引き、「里」は「俚」、獠（兩広・湖南・雲南地方の少数民族）・獠（荊州西南の少数民族）等の民族で、清・屈大均『廣東新語』卷七人語が「俚」を「黎」とするのを誤りとする。

(9) 以下は、『後漢書補注』卷二〇及び『後漢書訓纂』卷一九からの引用である。

(10) 以下は、『通典』卷一八八獠条からの引用である。

(11) 『交州外域記』については、未詳。以下の内容は、『水経注』卷三七葉榆河条にも引用されている。

(12) 以下は、『後漢書補注』卷二〇及び『後漢書訓纂』卷一九からの引用である。

(13) 以下は、『通典』卷一八八獠条からの引用である。

〔一四〕

本文

肅宗元和元年、日南徼外蠻夷究不事人邑豪獻生犀・白雉⁽¹⁾。和帝永元十二年夏四月、日南象林蠻夷二千餘人寇掠百姓、燔燒官寺。郡縣發兵討擊、斬其渠帥、餘衆乃降。於是置象林將兵長史、已防其患⁽²⁾。安帝永初元年、九眞徼外夜郎蠻夷舉土内屬、開境千八百四十里⁽³⁾。元初二年、蒼梧蠻夷反叛。明年、遂招誘鬱林・合浦蠻漢數千人攻蒼梧郡。鄧太后遣侍御史任遼奉詔赦之⁽⁴⁾。賊皆降散⁽⁵⁾。延光元年、九眞徼外蠻貢獻内屬⁽⁶⁾。三年、日南徼外蠻復來内屬⁽⁷⁾。順帝永建六年、日南徼外葉調王便遣使貢獻。帝賜調便金印紫綬⁽⁸⁾。

〔一〕〔李賢注〕究不事人、蠻夷別號也。〔集解〕洪頤煊曰⁽⁸⁾、「究、蠻夷附落名。不事人、謂不屬於人。葉榆水注⁽⁹⁾、「馬援將

兵討側・詩、走入金溪究」。『交州外域記』、「交阯郡界有扶嚴究」。皆是。先謙曰⁽¹⁰⁾、「洪以究爲附落名、是也。以不事人爲不屬於人、則上下文義隔闕。究、是種落大名。不事、又究中之附落小名耳。仍以李注爲合」。

〔二〕〔李賢注〕音卓。

〔三〕〔集解〕劉敞曰⁽¹¹⁾、「案、國名葉調、其王名便。此作調便、衍一「調」字也」⁽¹²⁾。

書き下し文

肅宗の元和元年、日南徼外の蠻夷究不事人の邑豪、生犀・白雉を獻ず。和帝の永元十二年夏四月、日南の象林の蠻夷二千餘人、百姓を寇掠し、官寺を燔燒す。郡縣、兵を發して討撃し、其の渠帥を斬り、餘の衆は乃ち降る。是に於いて象林に將・兵・長史を置き、已て其の患を防がしむ。安帝の永初元年、九眞徼外の夜郎の蠻夷は土を擧げて内屬し、境を開くこと千八百四十里。元初二年、蒼梧の蠻夷、反叛す。明年、遂に鬱林・合浦の蠻・漢數千人を招誘して蒼梧郡を攻めしむ。鄧太后、侍御史任遠を遣わして詔を奉じて之を赦せしめ、賊は皆な降散す。延光元年、九眞徼外の蠻、貢獻内屬す。三年、日南徼外の蠻、復た來りて内屬す。順帝の永建六年、日南徼外の葉調王便、遣使貢獻す。帝、調便に金印紫綬を賜う。

〔一〕〔李賢注〕究不事人は、蠻夷の別號なり。〔集解〕洪頤煊曰く、「究は、蠻夷の附落の名なり。不事人は、人に屬さざるを謂うなり。葉榆水の注に、「馬援、兵を將いて側・詩を討ち、走りて金溪究に入る」と。『交州外域記』に、「交阯郡の界に扶嚴究有り」と。皆な是れなり」と。先謙曰く、「洪の究を以て附落の名と爲すは、是なり。不事人を以て人に屬さずと爲せば、則ち上下の文義隔闕す。究は、是れ種落の大なる名なり。不事は、又た究中の附落の小なる名なるのみ。仍ち李注を以て合と爲す」と。

〔二〕〔李賢注〕音は卓。

「(三)」「[集解]」劉放曰く、「案ずるに、國の名は葉調、其の王の名は便。此れ「調便」に作るは、一「調」字を衍するなり」と。

通 釈

肅宗の元和元年（八四）、日南郡徼外の蛮夷で究不事人の有力者が生きた犀・白雉を献上した。和帝の永元十二年（一〇〇）の夏四月、日南郡象林県の蛮夷二千人余りが攻め入って人民を略奪し、役所を焼き討ちした。そこで、郡県では兵を發して討伐し、その首領を斬ったので、その殘党は降った。この時になって象林県に將軍・兵士・長史を置き、その外患を防がせた。安帝の永初元年（一〇七）、九眞郡徼外の夜郎の蛮夷が全土を挙げて臣属し、千八百四十里の土地を開拓した。元初二年（一〇八）、蒼梧郡の蛮夷が反乱を起こした。翌年（一〇九）、遂に鬱林郡・合浦郡の蛮夷と漢人合計数千人を呼び寄せて蒼梧郡を攻撃させた。鄧太后は侍御史の任連を派遣して詔勅を奉じて彼らを赦したので、賊徒はみな降り散じた。延光元年（一二二）、九眞郡徼外の蛮夷が貢物を献上して臣属した。三年（一二四）、日南郡徼外の蛮夷が再び来朝して臣属した。順帝の永建六年（一二二）、日南郡徼外の葉調国王の便が使者を派遣して貢物を献上した。そこで順帝は便に金印紫綬を下賜した。

注 釈

- （１）『後漢書』卷三孝章帝紀元和元年正月条に「日南徼外蠻夷獻生犀・白雉」とある。
- （２）『後漢書』卷四孝和帝紀永元一二年四月条に「日南象林蠻夷反、郡兵討破之」とある。
- （３）『後漢書』卷五孝安帝紀永初元年五月条に「九眞徼外夜郎蠻夷舉土内屬」とある。ここに見えるのは西南夷の夜郎とは異なる異民族か。

- （４）『後漢書』卷五孝安帝紀永初三年条に「（正月）蒼梧・鬱林・合浦蠻夷反叛、二月、遣侍御史任連督州郡兵討之。（中略）丙辰、赦蒼梧・鬱林・合浦・南海吏人爲賊所迫者」とある。

(5) 『後漢書』卷五孝安帝紀延光元年一二月条に「九眞徼外蠻夷貢獻内屬」とある。

(6) 『後漢書』卷五孝安帝紀延光三年秋七月条に「日南徼外蠻豪帥詣闕貢獻」とある。

(7) 『後漢書』卷六孝順帝紀永建六年一二月条に「日南徼外葉調國・揮國遣使貢獻」とある。

(8) 以下は、『読書叢録』巻七からの引用である。

(9) 以下は、『水経注』巻三七葉榆河条からの引用である。

(10) 「究」について、王先謙は洪頤煊の部落名とする説を採り、「不事」を「究」より小さい部落の名称とする。これに対し沈欽韓『後漢書疏証』巻一二は、『太平御覽』巻七九〇究原国民条所引『外国伝』に「究原有獠民。出錫・鐵・雞舌香」、
『水経注』巻三六温水条所引の竺枝『扶南記』に「山溪瀨中謂之究」とあるのを引く。また、施之勉『後漢書集解補』は、さらに明・鄭露『赤雅』に「越南山溪間謂之究」、
『太平寰宇記』巻一七〇嶺南新昌県条に「『後漢』馬援傳云、交趾女子徵側及女弟徵二反、詔援討之。乃奔金溪穴中」とあるのを引き、この両者によれば「究」は山谷の瀨を指す。

(11) 以下は、『東漢書刊誤』からの引用である。

(12) 劉放が「調」字を衍字とするのと同様に、錢大昭『後漢書辨疑』も、『後漢書』孝順帝紀永建六年一二月条李賢注所引の『東觀漢紀』に「葉調國王遣使師會詣闕貢獻、以師會爲漢歸義葉調邑君、賜其君紫綬」とあるのを引き、錯誤の可能性を指摘する。戴蕃予『稿本後漢書疏記』は、葉調をジャワ島とするマス・ペロ説を引き、それによれば、「便」・「調便」はいずれも王の尊号であつて人名ではないとする。

〔一五〕

本文

永和二年、日南象林徼外蠻夷區憐等數千人攻象林縣⁽¹⁾、燒城寺、殺長吏。交趾刺史樊演發交趾・九眞二郡兵萬餘人救之。兵士憚遠役、遂反、攻其府⁽²⁾。二郡雖擊破反者、而賊勢轉盛。會侍御史賈昌使在日南。即與州郡并力討之、不利、遂爲所攻。

圍歲餘而兵穀不繼，帝已爲憂。明年，召公卿百官及四府掾屬，問其方略^{〔一〕}，皆議遣大將，發荊・揚・兗・豫四萬人赴之。大將軍從事中郎李固駁曰：「若荊・揚無事，發之可也。今二州盜賊槃結不散^{〔二〕}，武陵・南郡蠻夷未輯，長沙・桂陽數被徵發。如復擾動，必更生患。其不可一也。又兗・豫之人卒被徵發，遠赴萬里，無有還期，詔書迫切，必致叛亡。其不可二也。南州水土溫暑，加有瘴氣^{〔三〕}，致死亡者十必四五。其不可三也。遠涉萬里，士卒疲勞，比至嶺南^{〔校補一〕}，不復堪鬪，其不可四也。軍行三十里爲程。而去日南九千餘里，三百日乃到，計人稟五升^{〔四〕}，用米六十萬斛。不計將吏驢馬之食，但負甲自致。費便若此。其不可五也。設軍到所在，死亡必衆。既不足禦敵，當復更發，此爲刻割心腹已補四支。其不可六也。九眞・日南相去千里，發其吏民，猶尚不堪。何況乃苦四州之卒，已赴萬里之艱哉。其不可七也。前中郎將尹就討益州叛羌。益州諺曰：「虜來尚可，尹來殺我」。後就徵還^{〔五〕}，已兵付刺史張喬。喬因其將吏，旬月之間，破殄寇虜。此發將無益之效，州郡可任之驗也。宜更選有勇略仁惠任將帥者，已爲刺史・太守，悉使其住交趾。今日南兵單無穀^{〔六〕}，守既不足，戰又不能。可一切徙其吏民北依交趾，事靜之後，乃命歸本^{〔校補二〕}。還募蠻夷，使自相攻，轉輸金帛，已爲其資。有能反間致頭首者^{〔七〕}，許已封侯列土之賞。故并州刺史長沙祝良，性多勇決^{〔八〕}，又南陽張喬，前在益州有破虜之功，皆可任用。昔太宗就加魏尚爲雲中守^{〔九〕}，哀帝即拜龔舍爲太山太守^{〔一〇〕}。宜即拜良等，便道之官」。四府悉從固議，即拜祝良爲九眞太守^{〔一一〕}，張喬爲交趾刺史。喬至，開示慰誘，竝皆降散。良到九眞，單車入賊中，設方略，招已威信，降者數萬人，皆爲良築起府寺。由是嶺外復平^{〔三〕}。

〔一〕〔集解〕『通鑑』胡注^{〔四〕}，「大將軍府掾屬二十九人，大尉府二十四人，司徒府三十一人，司空府二十九人」。

〔二〕〔集解〕『通鑑』胡注^{〔五〕}，「二州，荊・揚也」。

〔三〕〔集解〕『通鑑』胡注^{〔六〕}，「度嶺而南瘴氣甚重，炎熱鬱蒸之所生也。中之者輒死」。

〔四〕〔李賢注〕古升小，故曰五升也^{〔七〕}。

〔五〕〔集解〕惠棟曰^{〔八〕}，「就後爲尚書，與中常侍交通棄市。見『續漢志』」^{〔九〕}。

〔六〕〔集解〕『通鑑』胡注^{〔一〇〕}，「言孤軍處叛蠻之中，又乏糧也」。

〔七〕〔集解〕『通鑑』胡注⁽¹¹⁾、「頭首謂諸蠻渠帥也」。

〔八〕〔集解〕惠棟曰⁽¹²⁾、「良事載龐參傳」⁽¹³⁾。

〔九〕〔李賢注〕『前書』曰⁽¹⁴⁾、「槐里人魏尚爲雲中守、以斬首捕虜上功不實免。馮唐言之於文帝。帝令唐持節赦尚、復以爲雲中守」。〔集解〕劉放曰⁽¹⁵⁾、「注前書曰、案文多一「曰」字」。

〔一〇〕〔李賢注〕『前書』曰⁽¹⁶⁾、「舍字君倩、初徵爲諫議大夫、病免、復徵爲博士、又病去。頃之、哀帝遣使即楚拜舍爲太山太守」。

〔一一〕〔集解〕惠棟曰⁽¹⁷⁾、「謂不過行在所便道之官也」⁽¹⁸⁾。義見漢律。

〔校補一〕「嶺」、官本作「領」。然如下文「嶺外」、官本亦同作「嶺」。雖「嶺」・「領」本通作、皆未能一律也。

〔校補二〕「乃」原譌「又」已正、官本不誤。

書き下し文

永和二年、日南の象林徼外の蠻夷區憐等數千人、象林縣を攻め、城寺を焼き、長吏を殺す。交趾刺史樊遠、交趾・九眞の二郡の兵萬餘人を發して之を救わんとす。兵士、遠役を憚り、遂に反し、其の府を攻む。二郡、反者を擊破すと雖も、賊の執、轉た盛んなり。會々侍御史賈昌、使いて日南に在り。即ち州郡と力を并せて之を討たんとするも、利あらずして、遂に攻むる所と爲る。圍むこと歲餘にして兵穀繼がず、帝、已て憂と爲す。明年、公卿百官及び四府の掾屬を召し、其の方略を問う。皆な、大將を遣わし荊・揚・兗・豫の四萬人を發して之に赴かしめんことを議る。大將軍從事中郎李固、駁して曰く、「若し荊・揚事無くんば、之を發するは可なり。今二州は盜賊繫結して散じず、武陵・南郡の蠻夷未だ輯がず、長沙・桂陽、數々徴發せらる。如しまた擾動すれば、必ず更に患を生ぜん。其れ不可なるの一なり。又た兗・豫の人、卒かに徴發せられ、遠く萬里に赴き、還期の有る無く、詔書迫切せば、必ず叛亡を致さん。其れ不可なるの二なり。南州の水土は温暑にして、加うるに瘴氣有り、死亡する者十に必ず四五を致さん。其れ不可なるの三なり。遠く萬里を涉り、士卒疲勞し、嶺南に至る

ころ、復た鬪うに堪えず、其れ不可なるの四なり。軍行は三十里をば程と爲す。日南を去ること九千餘里、三百日にして乃ち到る、人ごとに稟五升を計り、米六十萬斛を用う。將吏驢馬の食を計らず、但だ甲を負いて自ら致すのみ。費は便ち此の若し。其れ不可なるの五なり。軍を設けて所在に到るに、死亡するもの必ず衆からん。既に敵を禦ぐに足らず、復た更に發するに當たりては、此れ心腹を刻割して曰て四支を補うと爲す。其れ不可なるの六なり。九眞・日南は相去ること千里、其の吏民を發するは、猶お尚お堪えざるが如し。何ぞ況んや乃ち四州の卒を苦しめ、曰て萬里の艱に赴かしむるをや。其れ不可なるの七なり。前中郎將尹就、益州の叛羌を討つ。益州の諺に曰く、「虜來たるすら尚お可なるも、尹來たれば我を殺さん」と。後に就徵されて還り、兵を曰て刺史張喬に付す。喬、其の將吏に因りて、旬月の間に、寇虜を破殄す。此れ將を發するも無益の效にして、州郡にて任すべきの驗なり。宜しく勇略仁惠有りて將帥に任ずる者を選びて、曰て刺史・太守と爲し、悉く共に交趾に住まわしむるべし。今、日南は兵單にして穀無く、守るに既に足らず、戦うに又た能わず。一切其の吏民を徙して北のかた交趾に依らしめ、事靜まるの後、乃ち命じて本に歸せしむるべし。還りて蠻夷を募り、自ら相攻めしめ、金帛を轉輸し、曰て其の資と爲す。能く反間して頭首を致す者有れば、許すに封侯列士の賞を曰てす。故の并州刺史長沙の祝良、性勇決多し。又南陽の張喬、前に益州に在りて破虜の功有り、皆任用すべし。昔、太宗は就ち魏尚に加えて雲中守と爲し、哀帝は即けて龔舍を拜して太山太守と爲す。宜しく即ち良等を拜し、便道より官に之かしむるべし」と。四府悉く固の議に従い、即ち祝良を拜して九眞太守と爲し、張喬を交趾刺史と爲す。喬至るや、開示して慰誘し、並びに皆な降散す。良、九眞に到るや、單車にて賊中に入り、方略を設け、招くに威信を曰てし、降る者數萬人、皆良の爲に府寺を築起す。是に由りて嶺外復た平らかなり。

〔一〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「大將軍府は掾屬二十九人、大尉府は二十四人、司徒府は三十一人、司空府は二十九人」と。

〔二〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「二州は、荊・揚なり」と。

〔三〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「嶺を度りて南すれば瘴氣甚だ重く、炎熱鬱蒸の生ずる所なり。之に中る者は輒ち死す」と。

〔四〕〔李賢注〕古の升は小なり、故に五升と曰うなり。

〔五〕〔集解〕惠棟曰く、「就、後に尚書と爲り、中常侍と交通して棄市せらる。『續漢志』に見ゆ」と。

〔六〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「孤軍の叛蠻の中に處り、また糧に乏しきを言うなり」と。

〔七〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「頭首は諸蠻の渠帥を謂うなり」と。

〔八〕〔集解〕惠棟曰く、「良の事は龐參傳に載す」と。

〔九〕〔李賢注〕前書に曰く、「槐里の人魏尚、雲中守と爲り、捕虜を斬首するを以て功を上るも實ならずして免ぜらる。馮唐、之を文帝に言す。帝、唐をして節を持し尚を赦し、復た以て雲中守と爲さしむ」と。〔集解〕劉放曰く、「注の前書に曰くとは、案ずるに文に一「曰」字多し」と。

〔一〇〕〔李賢注〕前書に曰く、「舍は字君倩、初め徵せられて諫議大夫と爲り、病にて免じ、復た徵せられて博士と爲り、復た病にて去す。頃之、哀帝、遣使して楚に即けて舍を拜して太山太守と爲す」と。

〔一一〕〔集解〕惠棟曰く、「行在所を過ぎずして便道より官に之くを謂うなり。義は漢律に見ゆ」と。

〔校補一〕「嶺」は、官本に「領」に作る。然れども下文の「嶺外」のごときは、官本亦た同じく「嶺」に作る。「嶺」・「領」は本通じて作ると雖も、皆未だ一律なること能わざるなり。

〔校補二〕「乃」は原と「又」と譌るも已に正し、官本誤たず。

通 釈

永和二年（一三七）、日南郡象林県徼外の蛮夷の区憐など数千人が象林県を攻め、県城の役所を焼き、長吏を殺害した。交趾刺史の樊遠は交趾・九真の二郡の兵一万余りを徵発してこれを救おうとした。兵士は遠くまで従軍することを嫌がり、ついに反乱を起こし、その役所を攻めた。二郡は反した兵士たちを撃破したが、蛮夷の賊の勢いはますます盛んとなった。ちやうど侍御史賈昌が派遣されて日南におり、州郡と力を合わせてこれを討とうとしたが、負けて、ついに攻め込まれると

ころとなった。包囲されることが一年余りにわたり糧食も続かず、帝は憂慮された。明年、公卿百官及び四府の掾属を召し、方策を尋ねた。皆は大將を派遣し荆・揚・兖・予州の四万人を徵發して従軍させることを話し合った。大將軍從事中郎の李固が反駁して言った。「もし荊州・揚州に問題がなければ、これを徵發するのもしつかえがない。けれども今二州は盜賊が寄り集まって解散せず、武陵・南郡の蛮夷は未だにおとなしくならず、長沙・桂陽はしばしば徵發されていて、もしまたかき乱せば、必ずさらに問題を生じるだろう。それが不可の第一である。また兖州・予州の人が急に徵發され、遠く万里の果てに赴き、帰る日取りもわからず、詔書によって催促すれば、必ず背いて逃げることになるだろう。それが不可の第二である。南州の氣候は暑く、そのうえ瘴氣があり、死亡する者は必ず十人のうち四、五人になるだろう。それが不可の第三である。遠く万里を渡って、士卒は疲労し、嶺南に至るころには、戦うことができないだろう。それが不可の第四である。軍行は三十里を日程とし、日南から隔たること九千里で、三百日にして到着する。一人毎に糧食五升として計算すると、穀物六十万斛を必要とする。これは將吏や驢馬の糧食を計算せず、ただ鎧を背負って自ら至るのみである。費用はすなわちこのようである。それが不可の第五である。軍を設けてそちこちに至ると、死亡する者は必ず多いだろう。すでに敵を防ぐのに足らず、またそのほかに徵發するにあたっては、これは胴体を切り取って手足を補うようなものである。それが不可の第六である。九真と日南は隔たること千里で、その役人や民を徵發するのですら堪えられないであろう。それなのにどうして四州の兵を苦しめ、万里の苦難に赴かせることができるだろうか。それが不可の第七である。前の中郎將の尹就は益州の羌族の反乱を討ったが、益州の諺に「虜が来るのはまだしも、尹が来れば我を殺すだろう」という。後に就は召されて還り、兵を刺史の張喬に所属させた。喬はその將吏の力を借り、わずかの間に攻め込んだ蛮夷を撃ち破った。これは將軍を派遣しても利益がなく、州郡において任用したほうがよいという結果である。勇略・仁恵があつて將軍に任じるべき者を選び、刺史・太守とし、ことごとくともに交趾に住まわせるべきである。今、日南は兵が蛮夷の中で孤立し、糧食も乏しく、守るのにすでに用をなさず、戦うこともまたできない。しばらくその役人や民を北のほうの交趾に移住させ、事が収まった後、命じてもとの場所に帰らせるべきである。蛮夷を募り、互いに攻撃させ、金帛を輸送し、資金としよう。裏切つて蛮夷の頭目を捕

らえて連れてくることができる者があれば、許して土地を与えて列侯に封じよう。もとの并州刺史の長沙郡の祝良は、勇気があつて計略にも長けている。また南陽郡の張喬は、以前に益州にあつて蛮夷を討ち破る功績があり、皆任用するべきである。昔、太宗は魏就にあらたに雲中太守の職を授け、哀帝は龔舍を太山太守にした。（このように）祝良等に職を授け、朝廷に挨拶する事なく任地に赴かせるべきである。四府はことごとく李固の建議に従い、祝良を九真太守とし、張喬を交趾刺史とした。張喬は任地に到着すると、よく説いて勞り誘つたため、皆降り散じた。祝良は九真に到着すると、車一台で賊の中に入り、方策を設け、威信をもつて誘つたため、降伏する者が数万人にのぼり、皆祝良のために官府を建設した。これによつて嶺外はまた平穩になった。

注 釈

(1) 『後漢書』卷六孝順帝紀永和二年五月条に「日南叛蠻攻郡府」とある。なお「區隣」については、『水經注』卷三六温水条に「區達」、『晉書』卷九七南蛮林邑伝、『南史』卷七八林邑伝、『隋書』卷八二南蛮林邑伝に「區連」、『梁書』卷五四林邑伝に「區達」という人物名がそれぞれみえ、功曹であつたが漢末の大乱に際して県令を殺して王となつたとする。

(2) 『後漢書』卷六孝順帝紀永和二年七月条に「九真・交趾二郡兵反」とある。

(3) 『後漢書』卷六孝順帝紀永和三年六月条に「九真太守祝良・交趾刺史張喬慰誘日南叛蠻、降之、嶺外平」とある。

(4) 以下は『資治通鑑』卷五二順帝永和三年五月条胡三省注からの引用である。なお、『統漢書』百官志一に、同じ人数が記載されている。

(5) 以下は『資治通鑑』卷五二順帝永和三年五月条胡三省注からの引用である。

(6) 以下は『資治通鑑』卷五二順帝永和三年五月条胡三省注からの引用である。

(7) 沈欽韓『後漢書疏証』卷一二は、升についての用例を挙げ、古の一升は小さかつたため、後漢時代の五升は清代の一升到及ばないとしている。

（8） 以下は『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

（9）『統漢書』天文志中に「是時中常侍高梵・張防・將作大匠瞿酺・尚書令高堂芝・僕射張敦・尚書尹就・郎姜述・楊鳳等、及兖州刺史鮑就・使匈奴中郎〔將〕張國・金城太守張篤・敦煌太守張朗、相與交通、漏泄、就・述棄市、梵・防・酺・芝・敦・鳳・就・國皆抵罪」とある。

（10） 以下は『資治通鑑』卷五二順帝永和三年五月条胡三省注からの引用である。

（11） 以下は『資治通鑑』卷五二順帝永和三年五月条胡三省注からの引用である。

（12） 以下は『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

（13）『後漢書』卷五一龐參列伝に「參素與洛陽令祝良不平、良聞之、率吏卒入太尉府案實其事、乃上參罪、遂因災異策免。有

司以良不先聞奏、輒折辱宰相、坐繫詔獄。良能得百姓心、洛陽吏人守闕請代其罪者、日有數千萬人、詔乃原刑」とある。

（14） 以下の内容は『漢書』卷五〇馮唐伝にみえる内容を要約したものである。

（15） 以下は『東漢書刊誤』に「注前書曰槐里人魏尚案多日字」とある。

（16） 以下の内容は『漢書』卷七十二龔舍伝にみえる。

（17） 以下は『後漢書補注』卷二〇からの引用である。

（18）「行在所」は天子巡幸中の仮御所、「便道」は近道の意。ここでは官職を受けた後、朝廷に挨拶せずに直接任地に行くことをいう。

「二六」

本文

建康元年、日南蠻夷千餘人復攻燒縣邑、遂扇動九眞、與相連結。交趾刺史九江夏方開恩招誘、賊皆降服⁽¹⁾。時梁太后臨朝、美方之功、遷爲桂陽太守。桓帝永壽三年、居風令貪暴無度⁽²⁾、縣人朱達等及蠻夷相聚⁽³⁾、攻殺縣令、衆至四五千、進攻九眞。

九眞太守兒式戰死^(二)。詔賜錢六十萬、拜子二人爲郎。遣九眞都尉魏朗討破之⁽⁴⁾、斬首二千級。渠帥猶屯據日南、衆轉彊盛⁽⁵⁾。延熹三年、詔復拜夏方爲交阯刺史⁽⁶⁾。方威惠素著、日南宿賊聞之、二萬餘人相率詣方降⁽⁷⁾。靈帝建寧三年、鬱林太守谷永已恩信招降烏潯人十餘萬內屬⁽⁸⁾。皆受冠帶、開置七縣^(二)。熹平二年冬十二月、日南徼外國重譯貢獻⁽⁹⁾。光和元年、交阯・合浦烏潯蠻反叛、招誘九眞・日南、合數萬人、攻沒郡縣⁽¹⁰⁾。四年、刺史朱儁擊破之⁽¹¹⁾。六年、日南徼外國復來貢獻⁽¹²⁾。

〔一〕〔李賢注〕兒音五兮反⁽¹³⁾。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰⁽¹⁴⁾、『晉地志』、『桓帝立高興郡、靈帝改曰高涼』。并合浦郡置。此開置七縣即高涼郡也。

〔校補二〕官本注、「五」上有「音」字。

書き下し文

建康元年、日南の蠻夷千餘人、復た攻めて縣邑を燒き、遂に九眞を扇動して、與に相連結す。交阯刺史九江の夏方、恩を開きて招誘し、賊、皆な降服す。時に梁太后、臨朝し、方の功を美し、遷して桂陽太守と爲す。桓帝の永壽三年、居風令、貪暴にして度無ければ、縣人朱達等及び蠻夷、相聚まりて、縣令を攻め殺し、衆四五千人に至りて、九眞に進攻す。九眞太守兒式、戰死す。詔して錢六十萬を賜い、子二人を拜して郎と爲す。九眞都尉魏朗を遣わして之を討ち破らしめ、斬首すること二千級。渠帥、猶お日南に屯據し、衆轉た彊盛なり。延熹三年、詔して復た夏方を拜して交阯刺史と爲す。方の威惠、素より著たれば、日南の宿賊、之を聞きて、二萬餘人、相率いて方に詣りて降る。靈帝の建寧三年、鬱林太守谷永、恩信を以て烏潯人十餘萬を招降して内屬せしむ。皆な冠帶を受け、七縣を開置す。熹平二年冬十二月、日南徼外國、譯を重ねて貢獻す。光和元年、交阯・合浦の烏潯蠻、反叛し、九眞・日南を招誘して、數萬人を合わせ、郡縣を攻沒す。四年、刺史朱儁、之を擊破す。六年、日南徼外國、復た來たりて貢獻す。

〔一〕〔李賢注〕兒の音は五兮の反。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰く、「晉地志に、「桓帝、高興郡を立て、靈帝、改めて高涼と曰う」と。合浦郡を并せて置く。此の開置せる七縣は即ち高涼郡なり」と。

〔校補一〕官本注に、「五」の上に「音」字有り。

通 釈

建康元年（一四四）、日南の蛮夷千余人がまた侵攻して県邑を焼き、その結果、九真の人々を扇動して、ともに連合した。交趾刺史の九江県の夏方は、恩恵を施して招き誘い、これによつて賊はみな降服した。時に梁太后は臨朝して、夏方の功をたたえて桂陽太守に遷任した。桓帝の永寿三年（一五七）、居風県令は貪暴無法であつたので、県人の朱達らと蛮夷は互いに聚まつて、県令を攻め殺し、その衆徒は四五千人になり、九真に進攻し、そのため九真太守の児式は戦死した。詔を下して錢六十万を賜い、児式の子二人を郎官とした。九真都尉の魏朗を遣わして賊を打ち破らせ、斬首すること二千級であつた。渠帥は依然として日南に拠り、衆徒はいよいよ強盛であつた。延熹三年（一六〇）、詔を下してふたび夏方を交趾刺史とした。夏方の威光と恩恵とはもとからよく知られていたもので、日南で久しく悪事を働いてきた賊は、このことを聞いて、二万余人が共に連れ立って夏方のもとに至り、降伏した。靈帝の建寧三年（一七〇）、鬱林太守の谷永は恩徳と信義によつて烏潯人十余万人を招き降して内属させた。みな冠帯を授け、七県を設置した。熹平二年（一七三）冬十二月、日南の徼外の国が通訳を何重にも介して貢献してきた。光和元年（一七八）、交趾・合浦の烏潯蛮がそむいて、九真・日南の人々を招き誘い、数万人を合わせて郡県を攻め奪つた。四年（一八一）、交趾刺史の朱儁はこれを撃破した。六年（一八三）、日南の徼外の国がまた貢献してきた。

- (1) 『後漢書』卷六孝冲帝紀建康元年一〇月条に「日南蠻夷攻燒城邑、交趾刺史夏方招誘降之」とある。
- (2) 『統漢書』郡国志五によれば、居風県は九真郡の属県である。
- (3) 朱達については他にはみえず、その人物については未詳である。
- (4) 魏朗は、『後漢書』卷九七党錮列伝によれば、字は少英、少くして県吏となり、八俊の一となるが、党錮の禍（一六六）により官を免ぜられ、遂に自殺した。
- (5) 『後漢書』卷七孝桓帝紀永寿三年四月条に「九真蠻夷叛、太守兒式討之、戰歿。遣九真都尉魏朗擊破之。復屯據日南」とある。
- (6) 戴蕃予『稿本後漢書疏記』が指摘するように、唐・張楚金『翰苑』西南夷の条に引く『後漢書』では「夏侯方」に作る。
- (7) 『後漢書』卷七孝桓帝紀延熹三年一二月条に「日南蠻賊率衆詣郡降」とある。
- (8) 『後漢書』卷八孝靈帝紀建寧三年冬条に「鬱林烏潯蠻民相率内屬」とある。谷永については『統漢書』五行志六延熹九年条にもその名が見られるが、その人物については未詳である。
- (9) 『後漢書』孝靈帝紀熹平二年一二月条に「日南徼外國重譯貢獻」とある。
- (10) 『後漢書』孝靈帝紀光和元年正月条に「合浦・交趾烏潯蠻叛、招引九真・日南民攻沒郡縣」とある。
- (11) 『後漢書』孝靈帝紀光和四年二月条に「交趾刺史朱儁討交趾・合浦烏潯蠻、破之」とある。
 集解は「朱儁」の「儁」を「雋」に作るが、武英殿本に従って「儁」に改めた。『後漢書』卷一〇一朱儁列伝によれば、朱儁、字は公偉、諫議大夫に累官し、黄巾の賊が起ると右中郎将となり、皇甫嵩とこれを討平し、その功によって西郷侯に封ぜられ、河南尹となった。
- (12) 『後漢書』孝靈帝紀光和六年正月条に「日南徼外國重譯貢獻」とある。

〔13〕「校補一」が指摘するように、集解は「音五兮反」を「□音五兮反」に作るが、官本（武英殿本）に従って「音」字を補った。

〔14〕以下は『後漢書疏証』巻二二からの引用で、沈欽韓は「此開置七縣即高涼郡」とするが、『晉書』巻一五地理志下交州条および『読史方輿紀要』巻一〇一肇慶府高涼廢県条によれば、高涼郡は三国呉の時に設置されたものである。

〔訳注担当者〕森和（〔一〕・〔二三〕・〔一四〕）、菅野篤司（〔二〕・〔三〕）、本間寛之（〔四〕・〔五〕）、小幡みちる（〔六〕～〔九〕）、〔二五〕、岡本真則（〔一〇〕・〔一六〕）、水間大輔（〔一一〕・〔一二〕）

〔整理者〕小幡みちる

〔付記〕本訳注は、二〇〇一・二〇〇二年度早稲田大学特定課題「民族走廊」から見た羌・氐の遷徙と巴蜀文化」研究助成費による研究成果の一部である。

二〇〇〇年度秋の大渡河流域ボン教經典の調査日誌

工藤 元 男

二〇〇〇年一〇月一五日（日）

午前十一時ごろ、ほぼ定刻通り成田からNH九〇五便で出発。現地時間の午後一時三〇分ごろ北京到着。北京から西南航空で出発し、午後七時三〇分ごろ成都到着。留学生の鈴木みづほさん、考古隊の蔣成氏、文学院の李映福副教授、哲学芸術学院のゲーサン教授（チベット族）等が出迎えに来てくれる。宿泊先に向かう途中で食事し、久しぶりに四川料理を堪能。これまで何度も鈴木さんにEメールを送っても返事がなかったが、それはどうも四川大の電話回線にトラブルの原因があったようで、事情が分かってひと安心。後から哲学芸術学院の鄧院長が駆けつける。鄧院長は相変わらずご多忙のようで、明日早朝にはチベットへ出発とのこと。日本で言ういわゆる集中講義のため、出張期間が我々の滞在期間とちょうど重なるが、チベットから帰ってきたときまた会えると良いね、という。宿泊先の四川大学留学生楼に着く。宿泊手続きをしていると、この一〇月から在外で四川大学に來ているわが調査隊のメンバーの一人、考古の大脇潔さん（近畿大学）がやってきて、ヤアヤアと挨拶を交わす。自分で飲むはずだった空港で買ったウイスキーをとっさに土産として渡す。この日は疲れたので、簡単な洗濯をして、すぐ就寝。

一〇月一六日（月）

朝、相変わらず朝はどんよりと曇り、しかもやや冷える。この一週間ですいぶん冷え込んだのだという。午前八時に大学沿いの陋巷に麵を食べに行く。ここは昨年までは絵に描いたような路地裏の市場で、いつも朝はここにある小さな店で麵を食べていた。ところが西部大開発の影響とかで、路地裏にあった大半の店が閉鎖を迫られ、かつての賑わいからすると一割にも満

たない店が細々と営んでいるだけである。それでも昨年までよく食べに来た店は残っていて、そこで麺を食べる。

九時一五分、考古隊の車が迎えに来て、船棺葬墓地を見学に行く。場所は成都市省委の対面にある商業街で、一〇時ごろ現場に到着。建物と建物の間に発掘現場があった。それはこれまで発見された中で最大の規模の船棺葬墓地で、七月末に発見され、八月一日から発掘が開始されたもの。三メートル×二メートルの区画に一七の船棺葬があり、年代は戦国早期。最長の船棺は一八メートル。木材はクス。一〇〇〇年以上の年輪のものが確認されているが、カーボントレストはまだしていない。船棺葬は遷葬（二次葬）に際してみな同時期に作られたものという。方角は東北向きで、四角い区域は前後で区切られ、前半部分には大きな墓葬、後半部分には小さな墓葬が前後に区別され、前半部分の大型墓葬の外側には副葬品を入れる小さな船棺葬が付属している。このような区別は被葬者の身分の別を反映しているという。そして後半部分の後に祭祀建築の享堂がある。この墓葬にはもともと封土があったが、漢代になってそれが削られたという。今後この発見によって、楚文化の巴蜀への影響の問題が大きく進展することであろう。

一一時ごろ、考古隊が新たに建設した大慶路一〇五号にある成都市文物考古研究所科研楼に寄る。この建物は夏に完成したという。研究施設とスタッフの住居からなる。一階で船棺葬から出土した漆器・土器・銅器を見せてもらう。とくに漆器は楚のものと非常によく似ている。これまで発見されている船棺葬では漆器の出土がきわめて少ないという。その意味でもこのたびの船棺葬の発見は、きわめて重要であるようだ。

一一時五〇分、考古隊に到着。考古隊に行くときよく行く店で昼食。王毅隊長は会議で忙しいとかで欠席。蔣成氏から都江堰以北の岷江上流から宝墩期の土器と同じものが見つかったという報告を受ける。また青羊五区の木板墓（戦国）から双耳罐が出ていることを確認。その一つはすでに考古隊の倉庫で実物を見ているのであるが、それを調査した人が亡くなったり、部署が替わったりして、まだ正式な報告書は出ていないという。

午後一時四〇分に考古隊を出て、大脇さんを誘って青羊宮に行く。目指す茶館が境内に見つからず、大脇さんと分かれて酸素ボンベを買いに行く。見つからず、結局留学生楼に戻る。

午後七時に留学生樓のロビーで待ち合わせ、大脇さんも誘って夕飯を食べに行く。ロビーで初めてゲーサン教授に四川大学側の院生（宗教研究所）の蕭衛東君を紹介され、みんなで一緒に構内の食堂で火鍋（串串香）を食べる。美味しいので、つい食べ過ぎたようだ。

一〇月一七日（火）

午前七時一〇分、ランクル二台で留学生樓から出発。大脇さんが見送りに出てくる。途中でゲーサン教授を乗せ、構内の紅茶館と一緒に朝食。その後、車に食べ物や水を積み込んで、再出発。道路は混んでいたが、成灌高速で都江堰に向かう。道路はモヤで三〇メートル先が見えないほど。崇義鎮あたりからモヤも晴れ、九時ごろ都江堰に着く。都江堰景区でトイレ休憩。二〇分後出発。

岷江を北上して、映秀鎮辺りから岷江支流の魚子溪に沿って西行し、目的地の小金に向かう。この一帯の河川は水量も多く、緑も濃い。ここも岷江上流域と同じく、岩山の層が横に走るいわゆる「石縫」地帯であるが、しかし山全体は岷江上流域とは比較にならないほど樹木が多い。一〇時四十五分ごろから晴れてくる。河川にしばしばダムがある。これがなければ、もつと滔々と水が流れているのであろう。一〇時五〇分、耿達を經過。道路に羌族の民族衣装を着た女性をしばしば見る。川辺には収穫直前のキャベツ畑。収穫されたキャベツをトラックに積み込んでいる様子も見える。玉蜀黍はすでに収穫が終わり、茎を束ねたものが畑のあちこちに置かれている。家屋は新しいものが多く、羌族特有の石積みではなく、ブロックを重ねたものや、タイル壁のものが多く、屋根も瓦である。運転手の話では、この辺りの民族は、羌族以外に土家族、藏族であるという。高度は二〇〇〇メートルと表示されていた。

川辺には岷江流域には見られなかった松種の林もある。ほんとうに緑の濃い流域だ。山が河に迫っている景観は岷江上流域とほぼ同じであるが、その山が濃い緑で覆われている点で、岷江上流域とはこうも違うのかと思う。山はまだ紅葉前。紅葉したときまた来たいものだ。臥竜大熊等綜合自然保護区辺りから左（東南）に入ると、支流の皮条河（皮条溝）になる。緑が濃

いわけである。この一帯はジャイアントパンダの保護地区なのだから。一一時三〇分、小金まで一四五キロという地点で小休憩。

一二時八分、鄧生を通過、この辺りで高度二七四三メートル。また小休憩して山並みの写真を撮る。撮影を終えてまた出発し、高度三一〇〇メートルあたりで、道路を横切る黒くて細長い動物がいる。小熊猫（レッサーパンダ）だという。しばらく進むと、今度は道路の上の斜面にヤクの一群が見える。二〇頭余りか。道路の下側の切りたつた谷間には嘴の黄色いカラスのような鳥が飛んでいる。この辺りで高度四〇〇〇メートル。時間は午後一時。一時一五分、とうとう巴朗山の山頂に着いた。高度四五二三メートル。遥かに企鵝嘴？という雪山が屹立。ボン教の聖山でもあるという。一時三〇分、ここで小休憩し、写真撮影。

一時四〇分、山頂を下り、双橋溝の獵人峰大酒店で二時二〇分に遅い昼食。あまりに不味く、鈴木さんが怒る。売店で「四姑娘山」に関する冊子などを購入。

三時二〇分に獵人峰大酒店を出て、小金に向かう。沃日河に沿って西進。沃日河は撫辺河（撫辺溝）が合流する猛固橋を境に、その下流を小金河（小金川）という。この沿岸は魚子溪流域とまったく異なり、むしろ岷江上流域と景観が似ていて、住民のほとんどは藏族であるはずなのに、家屋も石積みのもので酷似している。さらに沿岸には碉楼さえも見られる。後で夕食の時、運転手にそのことを話すと、碉楼はみな藏族のものだという。猛固橋の碉楼は仏教寺院と隣接している。この寺院は以前はチベット仏教の寺院だったが、今は無人だという。

四時に日爾郷を通過し、そこでも碉楼を見ながら、四時三〇分に小金に到着。招待所に宿泊。ゲーサン教授の同級生が小金県人民政府にいうことで、この夕食は政府側のご招待。宴席で、沃日河沿岸に見える碉楼について質問。それによれば、以下の如くである。小金ではどの村にも碉楼があったが、今は壊されてなくなった。碉楼は塔の形をしておれば、高いものも低いものもみな碉楼という。碉楼は別の呼称がなく、碉楼とのみ呼ぶ。沃日河沿岸の碉楼は二〇〇年ほど前の、清朝時代に建てられたもの。碉楼は土司の権勢を示すために建てられる。また戦争のときの半鐘の役割、薪を燃やして伝える烽火の役割、

見張り台などの役割を兼ねている。礪楼にはやはり頂上の四力所に白石を置く。白色は雪の色でもあり、藏族の一番好きな色。白石に対する信仰はボン教の開始期にまで遡る。丹巴に礪楼がたくさんある、等々。

宴会の終わりごろ、ゲーサン教授の同級生が来る。この方は我々を迎えに双橋溝まで行ったが、結局行き違ったのだという。ご両人、久々の邂逅ということで、ゲーサン教授とずいぶん杯を重ねる。

一〇月一八日（水）

午前八時に朝食をとり、九時に小金県人民政府の常委会議室で座談会。小金側は六人で、全員が藏族。

〈座席〉

○	①	A	○
○	②	B	○
○	③	C	○
○	④	D	○
○	⑤	E	○
○	⑥	F	○
		G	○

A：政協主席、楊天全
 B：宗教局元局長、馬良倫
 C：澤郎札西
 D：民族宗教委员会主任、王勇
 E：？
 F：元宗教局、四郎導嘎（女性）
 G：県委統戦部、王秀珍（女性）

①工藤元男 ②鈴木みづほ ③蕭衛東 ④ゲーサン ⑤本間寛之 ⑥森和

お互いの側の紹介がなされた後、我々がなぜ藏族地区で調査をやっているのかを手短に説明。その上で、今一番関心を持つ

ている白馬藏族の經書について、白馬藏族の北布が持っている經書の写真を見せ、それがボン教と関連するか否かを訊ねる。宗教局元局長の馬良倫氏は即座に反応して、これをボン教のものだという。後でEの弟だというボン教の僧侶が来て、それを見てやはりみなボン教のものだという。すなわち三冊の写真のうち、一冊は曆書、他の二冊は護符に関するもので、ボン教では經書から一枚一枚その絵を書き写し、それに紐をつけて首につるして護符とするという。

そのようなボン教の經書をなぜ白馬藏族の北布が持っていると思うかと聞くと、彼らは四川のチベット族だから、という答えが返ってきた。また報告書によると、白馬藏族は自然宗教とあるが、と問うと、ボン教も原始宗教から発展してきたものだ、と答える。さらに白馬藏族郷にはボン教寺院がないのは何故かと問うと、『清実録』乾隆帝の条に、乾隆帝のときボン教と黄帽派チベット仏教が弾圧され、そのとき寺院が破壊されたのだという。最後に、白馬藏族は自分たちがもともとボン教徒だったことを忘れていると考えて良いか、と問うと、それは分からないと答えた。

座談会は一〇時四五分に終了し、一二時に昼食。午後一時に宅壠郷に向かう。ボン教の僧侶に經書を持って山から下りてきてもらうという。

小金河（小金川）の流れは濃いエメラルドのように美しい。小金県（美興鎮）から河に沿って宅壠郷に向かう途中で、羌族の建築に酷似した石積みの家屋の上に、白石が四面に置かれている。それでもこの一帯は藏族の地域である。三〇分ほどして宅壠郷に着き、宅壠郷人民政府の広場で僧侶を待つ。ちょうど九〇何歳かの高齢者が亡くなって、その葬式が重なって遅れているという。僧侶の居る場所は山の向こうで、電気は来ており、トラクターが通れるほどの道路も通じているが、電話はないという。ではどうして向こうと連絡しているのかと訊ねると、そのつど伝令を走らせているという。ついでにこの一帯の藏族の様子について、広場に集まってきた地元の藏族に訊ねた。この一帯の藏族の多くは山に住み、一部が川縁に住む。基本的に農業を営み、放牧もやっている。高いところではヤクを放牧し、その他家畜として黄牛、綿羊、山羊、豚などを飼っている。家屋は羌族とほぼ同じで、山の斜面に一階が家畜小屋、二階が住宅、三階が倉庫と客室になっている。家屋はみな石積みで、木で作ったものはない。このような家屋の作り方は、阿坝・丹巴・小金ではみな同じである。寺院は村ごとにあるわけではな

く、この山（宅壠郷にある山）には四民と馬爾という二つの村があるが、寺院があるのは馬爾だけで、馬爾にはボン教と黄帽派（ゲルハ派）の二つの寺院がある。

三時四〇分によつとラマ（ボン教でも僧侶をラマという）が来る。灰色の厚手の帽子を被り、長い髪が肩にかかっている。赤いセーターを着て、首に大きな数珠を付け、一種異様な感じで、午前中に見た僧侶とはまったく風体が異なり、むしろシャーマンという感じ。

姓名は牛福生（藏族名トウモンターワー）、藏族、年齢六八歳、宅壠郷馬爾村にある雍宗（中）寺の住持。出家はせず、家族を持っている。

經書の写真を見せると、やはりすべてボン教のものであるという。曆書の方はいわゆる万年曆で、今も使っており、寺にもあるという。これで我々が確認しなかった白馬藏族の經書の問題はほぼ決着がついたようだ。今回は結局この雍宗（中）寺の住持がボン教の經典をもつてこなかったたので、現物と照合することはできなかったが、それは明日以後の課題とすることにする。

このラマの言うことには、以下の通り。小金県にはボン教を含めた仏教系寺院が一〇あり、他は道官が五、清真寺が二ある。

雍宗（中）寺では、寺に住み込んでいる修行僧が二人、学校を卒業していない出家予定者が三人。住み込みの修行僧は食料を実家から運んできて生活する。出家していないラマでも修行僧を指導できるのは、ボン教と紅帽派だという。毎月一日、八日、一五日に信者が寺にお参りにくる。それを含めて、宗教活動によって得られる収入はわずかで、それもすべて寺院の手に充てている。一ヶ月のうち、七、八日を宗教活動にあて、残りは家で仕事をしている。

四時五〇分、終了し、広場で記念写真を撮る。五時二五分に小金の招待所に戻り、六時に県側の人たちを招待して夕食。夕食では出張で来ていた金川県の役人たちも合流して、賑やかになった。

一〇月一九日（木）

午前九時に出発し、九時五〇分に丹巴境に入る。出発時には曇っていたが、このころから晴れる。途中に寺廟があり、立ち

寄る。境内に若いラマが一人いて、一五歳のときからラサのデブン寺で修行し、三日前に帰ったばかりだと言う。彼の言うところは、以下の通りである。寺廟は紅帽派の大石包寺で、この地域（岳札郷）の中心的な寺廟である。寺廟の名称は境内にある大きな石に由来する。寺廟は六〇〇年ほど前のもの。ここに二〇人ほどのラマがいる。

境内の高いところに立派な松空（チベット語でウェイサン）がある。ボン教では神は天上に居ると観念されているので、松空で煙を炊きあげ、その香りを伝えて人間の気持ちを神と交流する。それがチベット仏教にも伝わったものだという。チベット仏教の寺廟には一般的にみな松空がある。一一時三〇分に大石包寺を出ようとしたとき、西藏の昌都から歩いて来たという女性のラマに会う。いったいここまで来るのに何日かかったのだろうか。この寺廟から、遙か墨爾多という高山が見える。この山はボン教の神山、聖山である。高さは四八二〇メートル。

一二時に丹巴県の招待所に着く。民族宗教局の四郎氏、旅行局の嚴復花さん（女性）に面会。一二時三〇分に昼食。

午後一時二五分、梭坡郷に向かう。梭坡は「千彫之国」と呼ばれるほど、八〇基以上も碉楼のある村として有名である。一時四〇分、梭坡の入り口の橋に到着。ここから徒歩で碉楼のある場所へ行く。梭坡郷は一〇の寨子からなる村落で、我々が調査したのはその中心をなす莫洛村。梭坡郷は戸数五八〇戸、人口三一〇〇人、民族構成は九〇パーセントがチベット族、一部が漢族などである。梭坡郷の九〇パーセントが黒教（ボン教）を信仰し、漢族も仏教（黄帽派、この派は寺廟がない）を信仰しているという。ちなみに丹巴を中心とする大金河（大金川）・小金河（小金川）・革什札河（革什札河）・東谷河・大渡河流域の住民のうち、六〇〜七〇パーセントがボン教徒である。嘉絨藏族居住区の中でも梭坡郷がもっとも碉楼が多い。この村の慣習としては、昔は男児が産まれると碉楼を一つ建てたという。

伝承によれば、梭坡郷には南北朝のころから碉楼があったという。頂上に白石が見える。最も新しく建造されたものは二五〇年ほど前のものともいう。しかし文革のとき一部が壊された。確かに見事な碉楼がいくつも屹立している。碉楼の形は四・五・六・八・一三角形など多様で、高さは三〇・四〇・五〇メートル。

さまざまな碉楼を調査し、四時三〇分ごろ村を下り、甲居嘉絨藏族民居として有名なチベット族の集落を見学。山の細道を

延々と登ってゆくと、高度二五〇〇メートルほどのところになる甲居村に着き、村中の家屋がどれもこれも過剰なくらい白石で飾られている。住民は以前はすべてボン教徒であったが、現在は仏教徒と混在している。住民によればこれほど白石で飾られた住居の集中しているところは他になく、白石は災害から免れる吉祥のシンボルであり、このような建築がボン教建築の特徴だという。六時に丹巴の招待所に着く。夕食のとき、副県長の竜明呵真氏（梭坡の人）が来て、一曲歌って帰る。招待所の部屋が裸電球一つの明かりなので、暗くてパソコンが使えない。また所内では夜中までカラオケが続き、寝付かれない。

一〇月二〇日（金）

午前八時朝食、八時三〇分出発。二人の運転手が出発に遅れる。昨夜の飲み過ぎらしい。

九時五〇分、巴底郷邛山村に着き、邛山土司官寨を見学。家屋はずいぶん傷んでいるが、八年前にはそれほどではなく、全五階とも保存されていた。またここにはもともと碉楼が三あった。官寨の建立年代は七、八〇〇年前で、その後いくども建て直しが重ねられ、最後の建て直しは解放後。この官寨の土司は二五代続いた。王寿昌が最後の土司である。彼は解放後に中国共産党に投降し、党は彼を康定代表に任じ、人民代表大会副主任までなったという。彼が土司として管轄していた村寨は一六。その地位は世襲である。長男と次男は兄の子供で、三男が実子であるが、三男は早くに死亡。二度目の妻は小金からきた土司の娘で、子供がなかった。三度目の妻は阿坝からきた土司の娘で、三男が最後の妻になる三度目の妻の子供である。この最後の土司である王寿昌は生前評判が良く、何事も村寨の人々の考えに沿って行なったという。この官寨では常駐しているのは、意外にも土司とその家族および使用人などわずかである。官寨での公務は、土司と各村寨から二人ずつ選出された頭人たちが一緒に相談して行う。頭人は本人が亡くなったら別人と交代するという。

この官寨からしばらく歩いて切竜寺に行く。ボン教寺院ではあるが、住職はボン教徒と仏教徒の住職の二人である。嘉絨地区では一つの寺院に両教の住職がいるのは珍しくない。そのボン教の住職の巫師に、白馬藏族の北布が持っている経書の写真を見せ、それがボン教と関連するか否かを訊ねる。曰く、「この経書はボン教の僧侶も巫師も共に使用する」と。その他、ボン

教の僧侶と巫師の関係についていろいろ聞いたが、相互に矛盾しているようなことも多く、正確に聞き取ることは断念。

午後一時二〇分、もとの官寨に下りてきて、村の家で昼食。

昼食後出発し、三時一四分、巴底郷達吉峰村の達吉峰寺に着く。かなり大きなボン教寺院である。六九八年の建立。ラマのいうことには、白馬では乾隆帝のときボン教が弾圧されたので、経書は北布が保管していたのではないか、という。

五時五〇分、招待所に戻る。夕食のとき、副県長が次のような挿話を話す。すなわち当地には金川から来た羌族がいる。乾隆帝が金川を平定した後、羌族の一部をこちらに残し、普段彼らを農民として生活させ、有事には兵士とさせた。丹巴の羌族は今でも正装するときは清朝時代の古い服装をする。甘孜州建州五〇周年記念の式典のとき、この服装で参加してきたので、みんな驚いた、という。彼らの人口は不明であるが、丹巴の羌族はみな乾隆帝のとき移住させられた人々の子孫であるという。

一〇月二一日（土）

午前八時三〇分に出発し、仙桃山の頂果山寺に向かう。途中、ラマへのお土産を買う。丹巴の西を流れる東谷河（牦牛河）に沿って進む。川筋は鬱蒼たる樹林。一〇時三五分、車から降り、歩いて仙桃山に登る。麓から見ると相当高い。道々の樹木の種類をゲーサン教授に尋ねると、「杉樹」と答える。日本の杉とはずいぶん異なるようだ。

一一時四〇分、山の頂上に着く。高度三〇五〇メートル。山の頂上は意外にも広々と開けたところで、まるで牧場の中に寺院があるという感じである。頂果山寺の住職は三九代の活仏で、旦白降村（阿坝出身）という。ラマの曰く、寺院には全部で一六人の僧がおり、平常は各家で仕事をしている。この寺院には住職のラマが定住している。丹巴全県でボン教文物を最も多く所蔵しているのがここで、ただ盗まれるのを恐れてそれらを他の家に分置している。この寺院の経書は先代の第三八代活仏、すなわち擁忠降参（金川出身）が使ったもの。これらの経書は阿坝県の朗依寺にあったものを成都で書写したものである、と。そこで白馬経書を見せると、それはボン教のものだと指摘し、白馬経書の絵図とはば同様の印刷物をもってきて、病氣治療において護符として使う場合のやり方を教えてくれる。これで白馬経書はボン教経書に由来し、そのオリジナルが阿坝県の朗依

寺にあることが分かった。

午後一時二〇分に山上で昼食（奶渣、軽食の意）をとる。二時過ぎに下山し、康定に向かう。途中の景観は見渡す限りのほとんど木のないならかな山稜地帯で、点々とヤク・羊などの放牧が見える。八美・搭公寺・新都橋などをへて、夜八時ごろに標高四二九〇メートルの折多山の峠に至る。このころちょうど雪が降って視界は一〇メートルもない。峠を徐行して下り、九時ごろようやく甘孜藏族自治州の州都康定に着く。康定の標高は二五〇〇メートル。

一〇月二二日（日）

午前九時朝食。康定市内で甘孜州成立五〇周年を祝うパレードを見学。新華書店で『甘孜州志』を購入。一一時、二道教温泉に行つて、中国式温泉に入る。昼は一人一〇元、夜の七時三〇分以後は一八元。個室の中央に数人入れるほどの四角い石造の水槽様があり、小さな階段を下りて中に入る。中は意外に深く、胸までぬるま湯に浸かり、数人とも黙って水槽の中に立っている姿はやや異様。

途中でのゲーサン教授の説明：ボン教で出家僧の女性がいるか否かは不明。ただしチベット仏教では女性の活仏がいる。雅安は漢族地区なので、康定・雅安にはボン教がない。ボン教には仏教における大蔵經に相当するものがある。「丹珠爾」はシャカが話したことやその理論が含まれ、「甘珠爾」は工芸・暦算・医学・修行法が含まれている。これらは大きな寺院には揃っている。ボン教はもともと理論面が少なかったが、仏教が入ってくると、それに対抗するために体系化された。ボン教に関する専門研究が少ないのは、チベット問題がデリケートであるせいかもしれない。ただし海外には研究者がおり、イタリア在住のチベット人もその一人だ。

温泉の近くにある民族文化村で昼食。チベット族固有の料理は、酸菜を豚の脂身で炒めたもの、菓子麺のような麺、野菜だという。

雅拉河に沿って歩いて帰る。

一〇月二三日（月）

午前七時三〇分、出発。

八時五分、瀘定県通過。この辺りは漢族を主としてその他に彝族・藏族・回族などがあり、山上には少数民族、下は漢族が住み分けている。九時二五分、濃霧。瓦角坪村の峠で止められ、古い道を通る。一〇時一〇分、山頂。午後、雅安に着く。一年のほとんどが雨という地域である。午後三時二五分、雅安市姚橋鎮漢碑村石馬九組で「高頤闕」を見る。有名な後漢時代の闕である。四時出発し、成雅高速に入り都江堰で宿泊。

一〇月二四日（火）

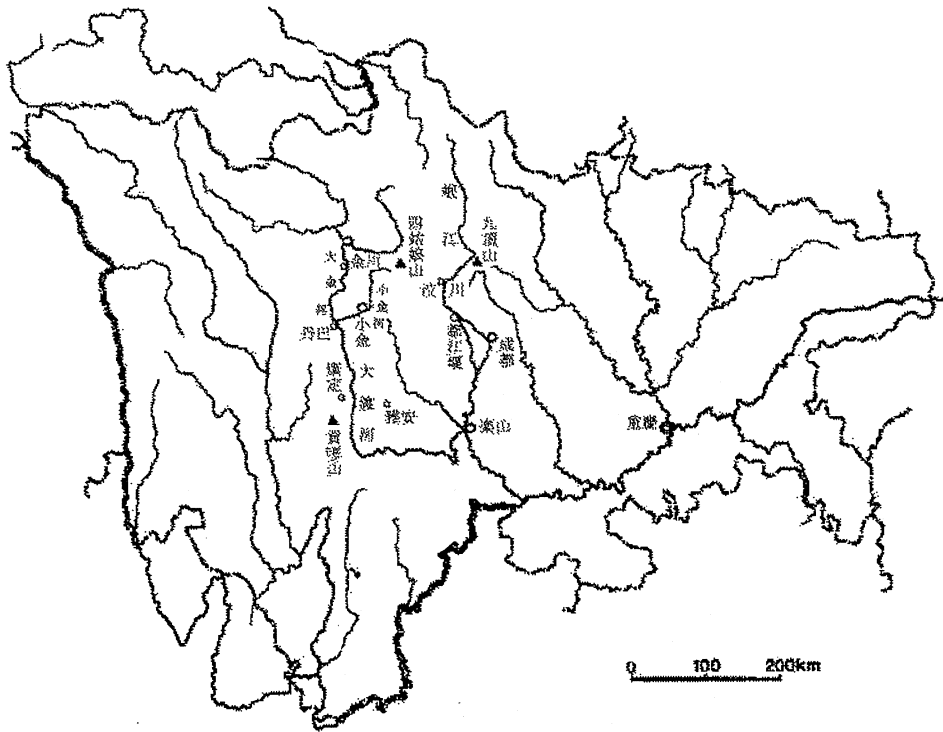
午前九時、考古隊の車が迎えに来てくれて、芒城遺跡の発掘を行っている早稲田隊の面々と現場で合流。

一〇月二五日（水）

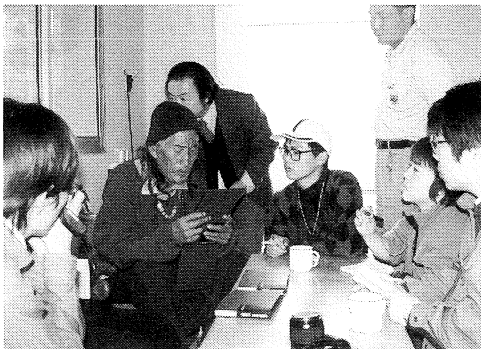
休息日。成都市内の古物市場や成都購書中心で資料収集。

一〇月二六日（木）

午前七時三〇分に四川大学を出て、成都空港を九時四〇分発のSZ四一〇一便で出発し、北京空港午後三時発のNH九〇六便にて帰国。



調査関連地図



小金県巴底郷邛山村の切竜寺でボン教の
巫師に聞き取り調査



小金県人民政府の常委会議室で座談会

執筆者紹介

李 紹明

元四川省民族研究所研究員

本間 寛之

早稲田大学第二文学部歴史・民俗系専修助手

工藤 元男

長江流域文化研究所所長・早稲田大学文学部教授

森 和

早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

水間 大輔

日本学術振興会特別研究員・早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

菅野 篤司

早稲田大学大学院文学研究科修士課程修了

小幡 みちる

早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程

岡本 真則

早稲田大学第一文学部東洋史学専修助手

本誌は、二〇〇一・二〇〇二年度早稲田大学特定課題
「民族走廊」から見た羌・氐の遷徙と巴蜀文化」研究
助成費による研究成果の一部である。

長江流域文化研究所年報 創刊号

二〇〇二年七月三十一日 発行

編集・発行 早稲田大学長江流域文化研究所

〒一六二―八六四四 東京都新宿区戸山一―二四―一

早稲田大学文学部 工藤研究室内

電話 〇三―五二八六―三七〇〇

印刷 有限会社アープ

〒一六二―〇〇四一 東京都新宿区早稲田鶴巻町三〇二

電話 〇三―三二〇三―六五六〇

